

宮崎労働局発表  
令和8年6月4日

【照会先】  
宮崎労働局労働基準部健康安全課  
課長 平元 克典  
産業安全専門官 松澤 良  
(電話番号)0985(38)8835

## 令和7年の宮崎県内における労働災害発生状況について

～死亡災害のうち60歳以上の高年齢労働者が占める割合が9割～

～休業4日以上死傷者数のうち60歳以上の高年齢労働者が占める割合が過去最高～

宮崎労働局（局長 よしこし 吉越 まさゆき 正幸）では、令和7年の県内の労働災害発生状況を取りまとめましたので、本日公表します。

令和7年1月から12月までの新型コロナウイルス感染症へのり患によるものを除いた死亡者数は10人で前年より4人減少した。

業種別では、建設業が4人で最多、運輸交通業、第三次産業で2人（商業、警備業）、林業、その他（農業）でそれぞれ1人。【別添1】

年齢別では、「60歳以上」が9人で、全体の9割を占めている。

死亡災害の特徴として、**建設業で重機運転中や高所作業場所から墜落・転落した災害（4件）、業務中の交通事故による災害（4件）、農業で機械に巻き込まれ窒息した災害（1件）、林業の立木伐倒作業において伐倒した立木に激突された災害（1件）**と、過去から繰り返されている死亡災害が後を絶たない状況。

新型コロナウイルス感染症へのり患によるものを除いた休業4日以上（死亡災害を含む）の死傷者数は1,473人で、前年より70人（4.5%）減少した。【別添1】

- 事故の型別では「**転倒**」による災害が364人で最も多く、全体の24.7%を占めている。【別添2】2.(2)及び4.(1)
- 60歳以上の高年齢労働者が占める割合が35.9%で過去最高（1,473人のうち529人）となった。【別添2】4.(3)
- **外国人労働者は**昨年比11人増の47人で過去最高。【別添2】5.(1)

## 【令和7年の宮崎県内の労働災害発生状況の概要】

(新型コロナウイルス感染症へのり患を除く)

### 1 死亡災害発生状況

- 令和7年の労働災害による死亡者数は 10人で、前年より4人減少。
- 業種別では、建設業が4人、運輸交通業、第三次産業で2人(商業、警備業)、林業、その他(農業)でそれぞれ1人。
- 年齢別では「60歳以上」が9人で全体の9割を占める。

#### 【発生状況の概要】

- (1) 業種別の死亡災害発生状況(【別添2】1.(1))  
建設業4人、運輸交通業、第三次産業で2人(商業、警備業)、林業、その他(農業)でそれぞれ1人。
- (2) 事故の型別の死亡災害発生状況(【別添2】1.(2))  
「墜落、転落」4人(40%)、「交通事故」4人(40%)、「はさまれ、巻き込まれ」1人(10%)、「激突され」1人(10%)
- (3) 年齢別の死亡災害発生状況(【別添2】1.(4))  
「70歳代」6人(60%)、「60歳代」3人(30%)、「30歳代」1人(10%)

### 2 死傷災害(死亡・休業4日以上)発生状況

- 令和7年の死傷者数は 1,473人で、前年より70人減少。
- 業種別では第三次産業が683人で最多(全体の46.4%)。
- 事故の型別で最も多かったのは「転倒」の364人(全体の24.7%)。
- 60歳以上の高年齢労働者の災害が529人(全体の35.9%)で過去最高。
- 外国人労働者の被災者数は47人で、前年より11人増加。
- 在留資格別では「技能実習」が19人で最多(全体の40.4%)。
- 国籍別ではベトナムが17人で最多(全体の36.2%)。

#### 【発生状況の概要】

- (1) 業種別の死傷災害発生状況(【別添2】2.(1))  
第三次産業(商業、保健衛生業等)683人(46.4%)、製造業283人(19.2%)、建設業181人(12.3%)、運輸交通業161人(10.9%)、林業62人(4.2%)など。
- (2) 事故の型別の死傷災害発生状況(【別添2】2.(2))  
「転倒」364人(24.7%)、「墜落・転落」254人(17.2%)、「動作の反動、無理な動作」192人(13.0%)、「はさまれ・巻き込まれ」170人(11.5%)、「切れ・こすれ」104人(7.1%)など。
- (3) 年齢別の死傷災害発生状況(【別添2】2.(6)及び4.(3))  
「30歳未満」180人(12.2%)、「30歳代」185人(12.6%)、「40歳代」252人(17.1%)、「50歳代」327人(22.2%)、「60歳以上」529人(35.9%)
- (4) 外国人労働者の在留資格別被災者数(【別添2】5.(1))  
「技能実習」19人(40.4%)、「特定技能」18人(38.3%)、永住者3人(6.4%)など。
- (5) 外国人労働者の国籍別被災者数(【別添2】5.(1))  
ベトナム17人(36.2%)、インドネシア15人(31.9%)など。

## 【今後の労働災害防止対策について】

以上の災害発生状況を踏まえ、宮崎労働局は、労働災害を減少させるために、国や事業者、労働者等が重点的に取り組む事項を定めた「宮崎労働局第14次労働災害防止推進計画」(令和5年度～令和9年度)に基づき、労働災害防止対策を進めることとしております(【別添5】参照)。

この計画の目標として、大きく2つ掲げております。

一つ目が、死亡者数を2022年(令和4年の17件)と比較して2027年(令和9年)までに30%(5人)以上減少させること。

二つ目が、死傷者数(休業4日以上)の増加傾向に歯止めをかけ、2027年(令和9年)までに減少に転ずること。

としております。

また、業種別の目標として、令和9年までに令和4年比で

- 「林業において死亡災害を40%以上」
- 「建設業において死亡災害を25%以上」
- 「陸上貨物運送事業の死傷者数を5%以上」
- 「製造業における機械によるはさまれ・巻き込まれの死傷者数を5%以上」

減少させること等を目指しています。

計画4年目となる令和8年度においても、目標の達成に向け、労働者の作業行動に起因する労働災害対策、高年齢労働者、多様な働き方から生ずる労働災害防止対策、業種別の対策、労働者の健康確保対策、化学物質等による健康障害防止対策などに取り組んでいきます(【別添6】参照)。

特に、近年、増加傾向にある高年齢労働者の労働災害を減少させるため、労働安全衛生法が令和7年5月14日付けで改正され、高年齢労働者の特性に配慮した作業環境の改善、適切な作業の管理その他の必要な措置を講ずることが令和8年4月1日から事業者の努力義務となりました(【別添8】参照)。

改正後の労働安全衛生法第62条の2第2項の規定を踏まえ、公表された「高年齢者の労働災害防止のための指針」(【別添9】参照)に基づく職場環境の改善やエイジフレンドリー補助金の活用について、広く周知を図ることとしています(【別添10】令和8年度エイジフレンドリー補助金リーフレット(参照))。

また、外国人労働者の災害防止については、外国人労働者が内容を確実に理解できる方法により、雇入れ時教育等が実施されるよう推進を図ることとしています(【別添11】参照)。

さらに、今年で99回目を迎える全国安全週間(準備期間6月1日～6月30日、本週間7月1日～7月7日)においても、

- ・安全衛生活動の推進
- ・林業、建設業、製造業、陸上貨物運送業、第三次産業における労働災害防止対策
- ・高年齢労働者に対する労働災害防止対策
- ・熱中症予防対策(STOP!熱中症クールワークキャンペーン)

などを重点として、県内の事業場、関係業界団体等に対し、労働災害防止対策への積極的な取組を呼びかけることとしております(【別添7】令和8年度全国安全週間実施要綱(参照))。

**(添付資料)**

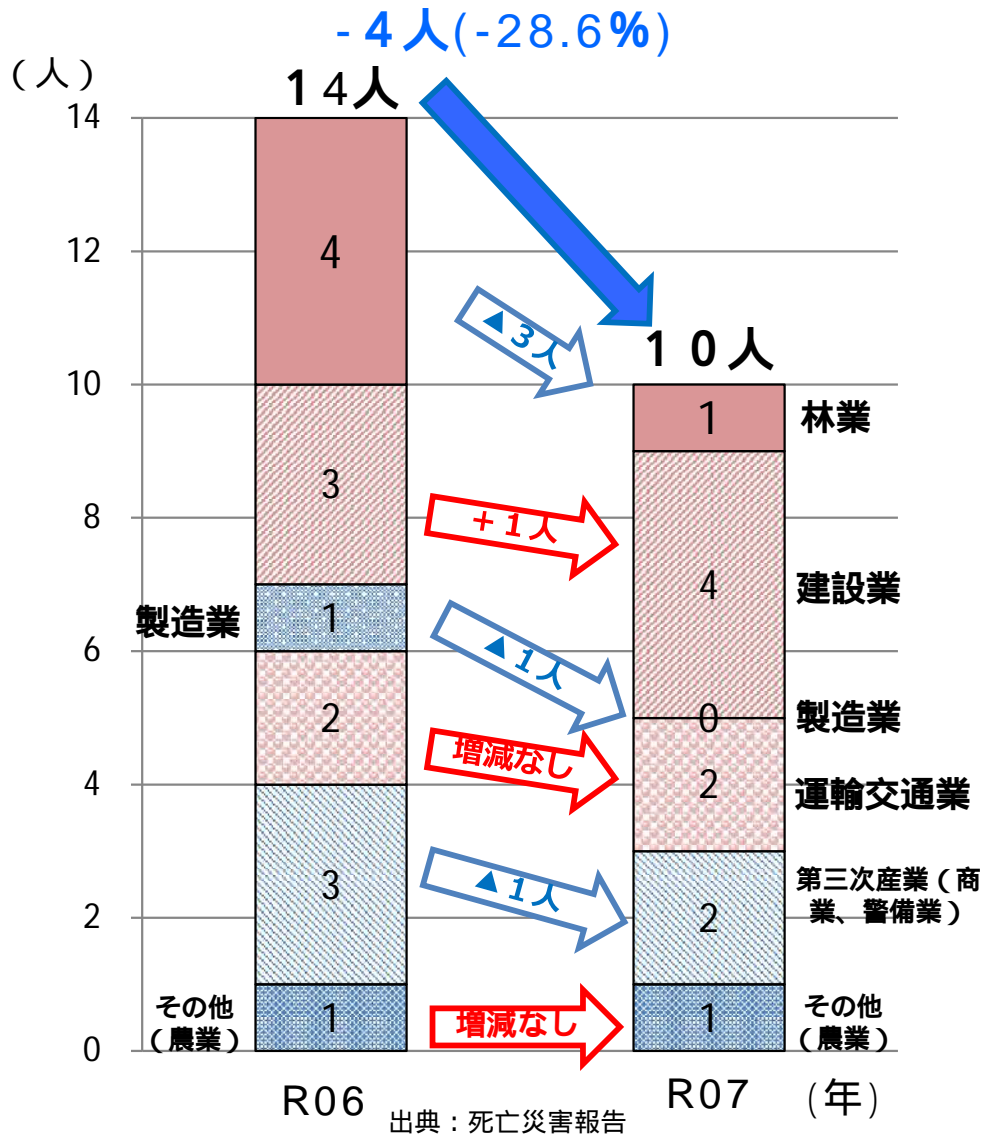
- 【別添 1】令和 7 年県内業種別労働災害発生状況（概要）
- 【別添 2】令和 7 年県内労働災害発生状況分析結果
- 【別添 3】業種別・署別災害発生状況（休業 4 日以上）
- 【別添 4】令和 7 年死亡災害発生状況一覧表
- 【別添 5】宮崎労働局第 14 次労働災害防止推進計画の概要及び進捗状況
- 【別添 6】宮崎労働局第 14 次労働災害防止推進計画の 4 年目に向けて
- 【別添 7】令和 8 年度全国安全週間実施要綱
- 【別添 8】労働安全衛生法及び作業環境測定法の一部を改正する法律の概要
- 【別添 9】高年齢者の労働災害防止のための指針
- 【別添 10】令和 8 年度エイジフレンドリー補助金リーフレット
- 【別添 11】「外国人労働者の労働災害が増加しています」リーフレット

# 令和7年 県内 業種別労働災害発生状況（概要）

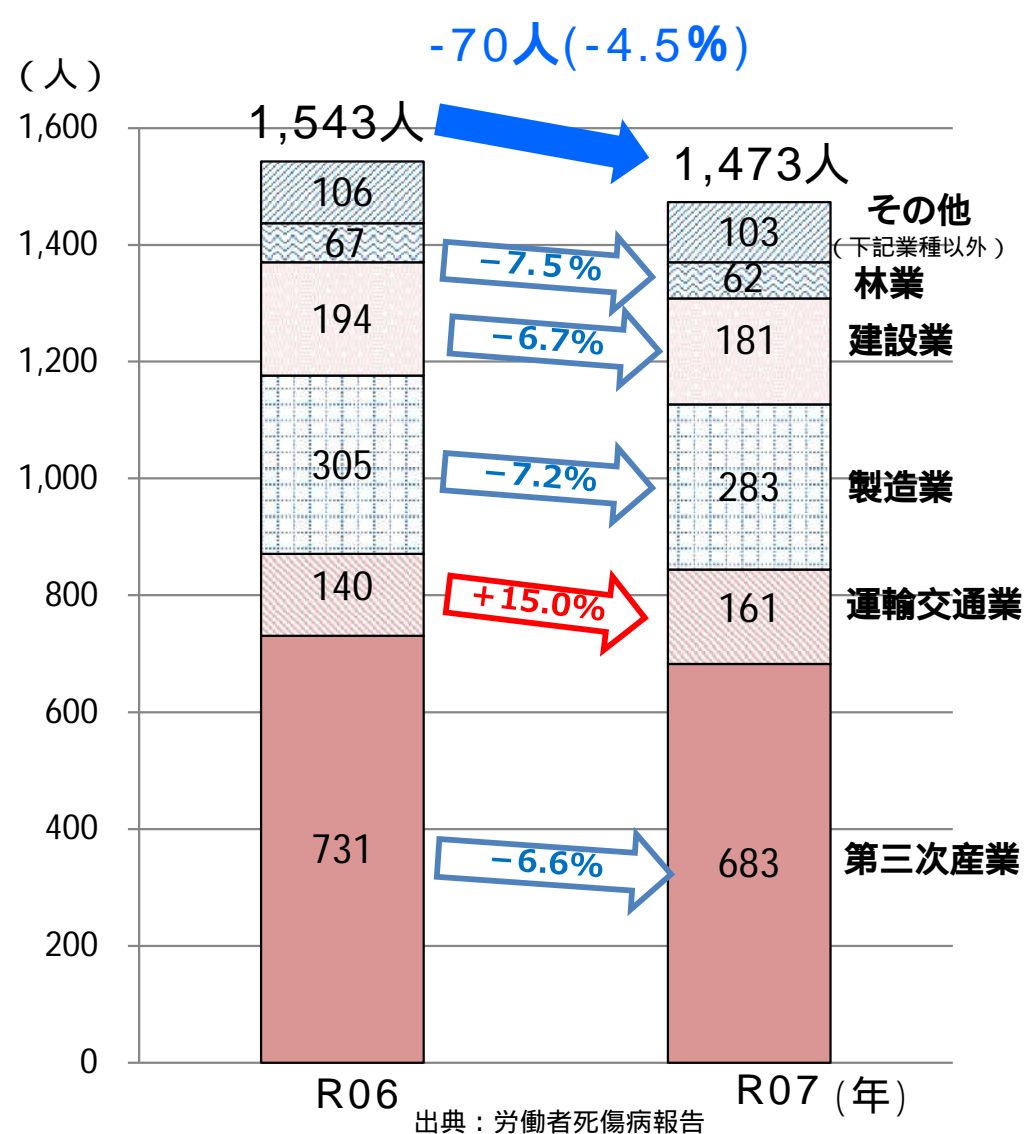
【別添1】

令和7年1月1日から令和7年12月31日までに発生した災害について、令和8年4月7日までの報告を集計したもの  
 （新型コロナウイルス感染症り患を除く）

## 死亡災害



## 休業4日以上の死傷災害



## 令和 7 年 県内労働災害発生状況分析結果

## 1 . 死亡災害発生状況について

- ( 1 ) 死亡災害発生状況の推移 . . . . . 1
- ( 2 ) 事故の型別 死亡災害発生状況 . . . . . 2
- ( 3 ) 起因物別 死亡災害発生状況 . . . . . 2
- ( 4 ) 年齢別 死亡災害発生状況 . . . . . 2

## 2 . 死傷災害（死亡・休業 4 日以上）発生状況について

- ( 1 ) 死傷災害発生状況の推移 . . . . . 3
- ( 2 ) 事故の型別 死傷災害発生状況 . . . . . 4
- ( 3 ) 傷病性質別 死傷災害発生状況 . . . . . 4
- ( 4 ) 起因物別 死傷災害発生状況 . . . . . 5
- ( 5 ) 経験期間別 死傷災害発生状況 . . . . . 5
- ( 6 ) 年齢層別 死傷災害発生状況 . . . . . 6
- ( 7 ) 休業見込期間別 労働災害発生状況 . . . . . 6
- ( 8 ) 事故発生回数別 死傷災害発生状況 . . . . . 7
- ( 9 ) 男女別 死傷災害発生状況 . . . . . 7

## 3 . 業種別の労働災害の特徴について

- ( 1 ) 建設業の労働災害発生状況 . . . . . 8
- ( 2 ) 林業の労働災害発生状況 . . . . . 8
- ( 3 ) 製造業の労働災害発生状況 . . . . . 9
- ( 4 ) 運輸交通業の労働災害発生状況 . . . . . 9
- ( 5 ) 第三次産業の労働災害発生状況 . . . . . 10

## 4 . 最近の労働災害の特徴について

- ( 1 ) 「事故の型別」死傷災害の推移 . . . . . 11
- ( 2 ) 「転倒災害」の特徴 . . . . . 12
- ( 3 ) 高年齢労働者の労働災害発生状況 . . . . . 13

## 5 . 外国人労働者の災害発生状況

- ( 1 ) 外国人労働者の労働災害の増加 . . . . . 14

# 令和7年県内労働災害発生状況分析結果

## 1. 死亡災害発生状況について（新型コロナウイルス感染症への罹患を除く）

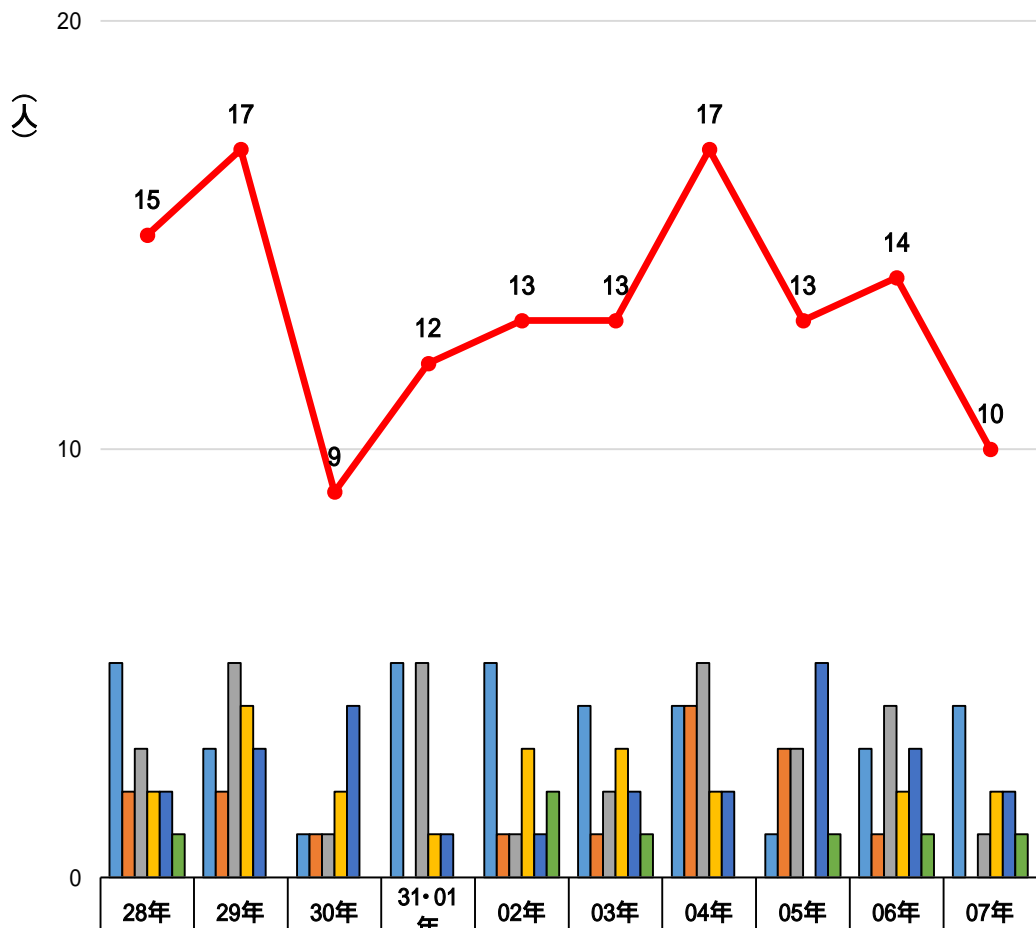
### （1）死亡災害発生状況の推移

令和7年の労働災害による死亡者数は10人で、前年より4人減少。

業種別では、建設業4人、運輸交通業と第三次産業でそれぞれ2人、林業とその他（農業）でそれぞれ1人となっている。

前年との比較では、建設業で1人増加、運輸交通業とその他は増減なし、林業で3人減少、製造業と第三次産業でそれぞれ1人減少した。

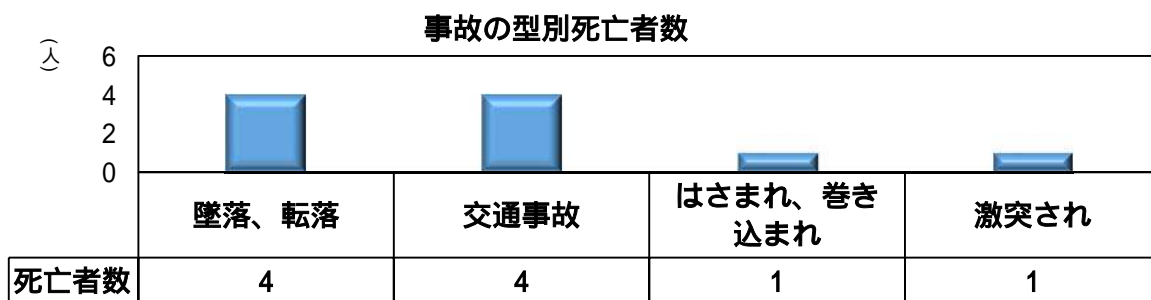
全産業及び主要産業の死亡者数



建設業	5	3	1	5	5	4	4	1	3	4
製造業	2	2	1	0	1	1	4	3	1	0
林業	3	5	1	5	1	2	5	3	4	1
運輸交通業	2	4	2	1	3	3	2	0	2	2
第三次産業	2	3	4	1	1	2	2	5	3	2
上記以外の業種	1	0	0	0	2	1	0	1	1	1
全産業	15	17	9	12	13	13	17	13	14	10

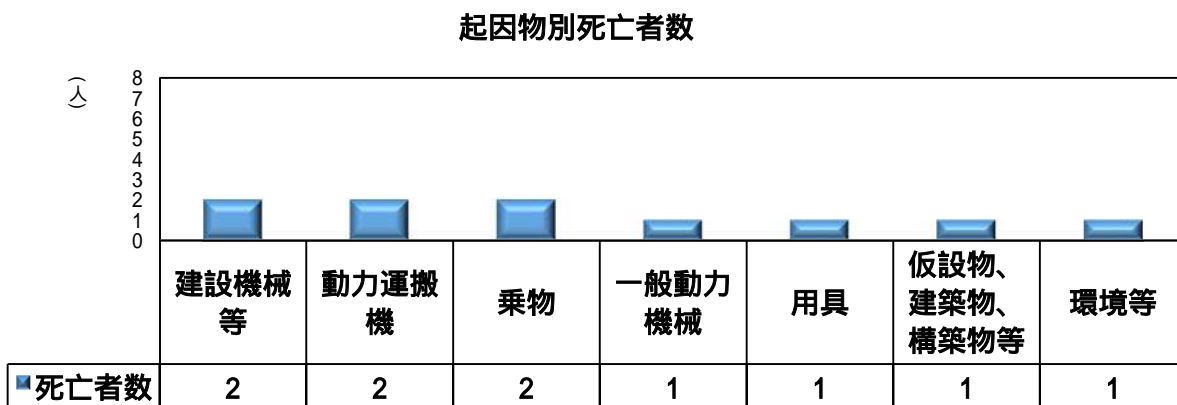
(2) 事故の型別 死亡災害発生状況 (令和7年)

令和7年に発生した死亡災害のうち、「墜落、転落」と「交通事故」によるものがそれぞれ4人(40.0%)で最も多く、次いで「はさまれ、巻き込まれ」と「激突され」によるものがそれぞれ1人(10.0%)となっている。



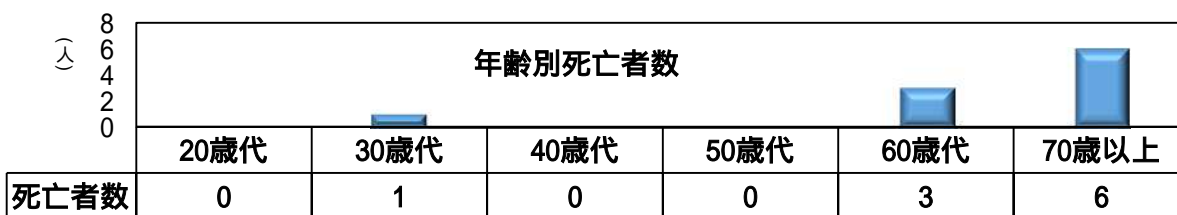
(3) 起因物別 死亡災害発生状況 (令和7年)

起因物(災害をもたらす原因となった機械、設備、環境等)別では、「建設機械等」(掘削用機械)、「動力運搬機」(トラック)、乗物(乗用車、タクシー)がそれぞれ2人(20.0%)で最も多く、次いで「一般動力機械」、「用具」(脚立)、「仮設物、建築物、構築物等」、「環境等」(立木等)がそれぞれ1人(10.0%)となっている。



(4) 年齢別 死亡災害発生状況 (令和7年)

年齢別では「60歳以上」が9人で、全体の9割を占める。

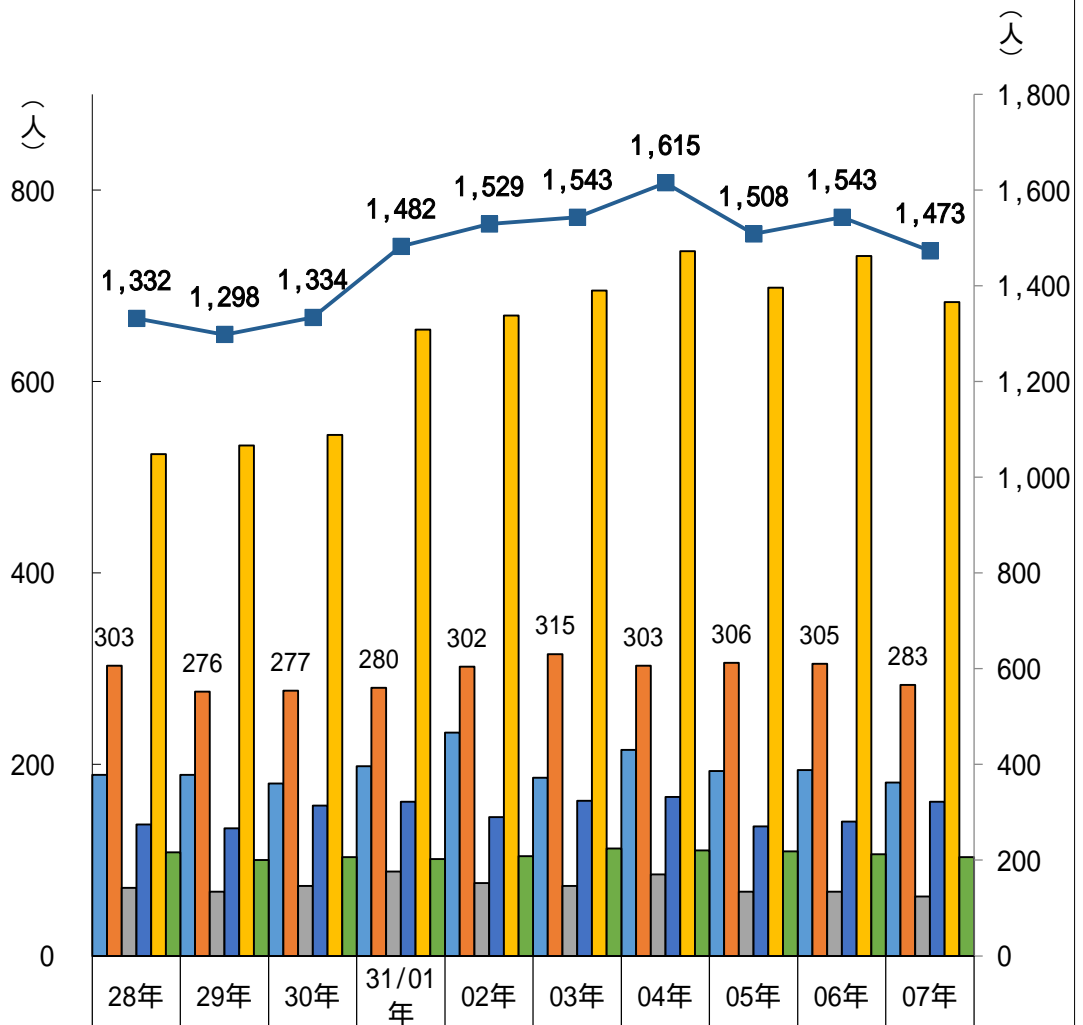


## 2. 死傷災害（死亡・休業4日以上）発生状況について

### (1) 死傷災害発生状況の推移

死傷者数は1,473人で、前年の1,543人から70人（4.5%）減少した。  
業種別では第三次産業が683人（全体の46.4%）で最多。次いで製造業283人（19.2%）、建設業181人（12.3%）、運輸交通業161人（10.9%）と続く。  
運輸交通業において前年より増加（21人、15.0%）、製造業・建設業・林業・第三次産業で減少となっている。

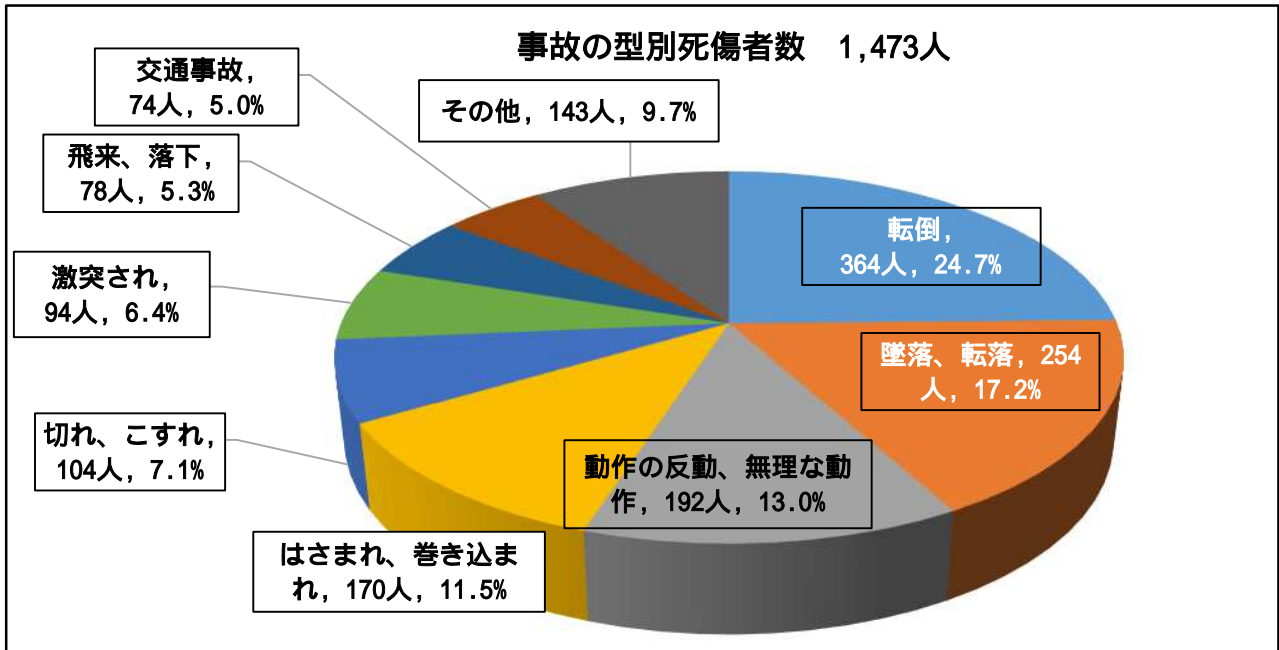
主要産業別死傷者数（休業4日以上）



建設業	189	189	180	198	233	186	215	193	194	181
製造業	303	276	277	280	302	315	303	306	305	283
林業	71	67	73	88	76	73	85	67	67	62
運輸交通業	137	133	157	161	145	162	166	135	140	161
第三次産業	524	533	544	654	669	695	736	698	731	683
上記以外の業種	108	100	103	101	104	112	110	109	106	103
全産業	1,332	1,298	1,334	1,482	1,529	1,543	1,615	1,508	1,543	1,473

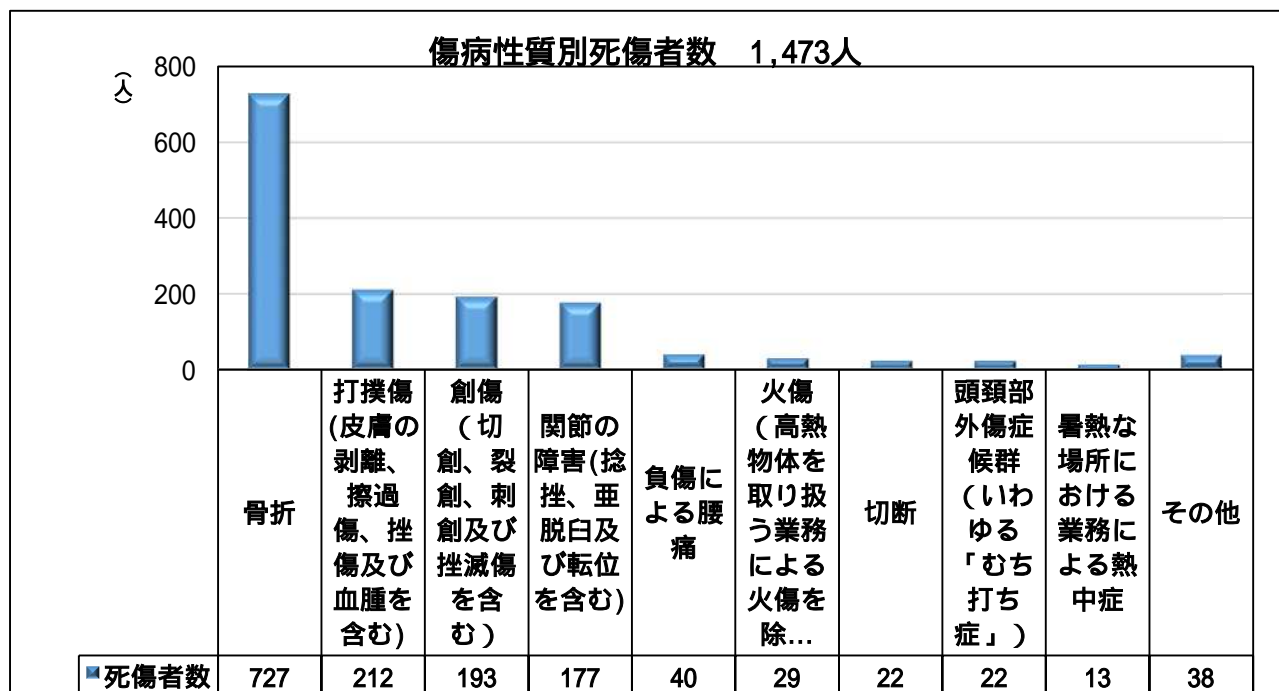
(2) 事故の型別 死傷災害発生状況 (令和7年)

事故の型別は、「転倒」が364人(24.7%)で最も多く、次いで「墜落、転落」254人(17.2%)、「動作の反動、無理な動作」192人(13.0%)、「はさまれ、巻き込まれ」170人(11.5%)、「切れ、こすれ」104人(7.1%)、「激突され」94人(6.4%)の順となっている。



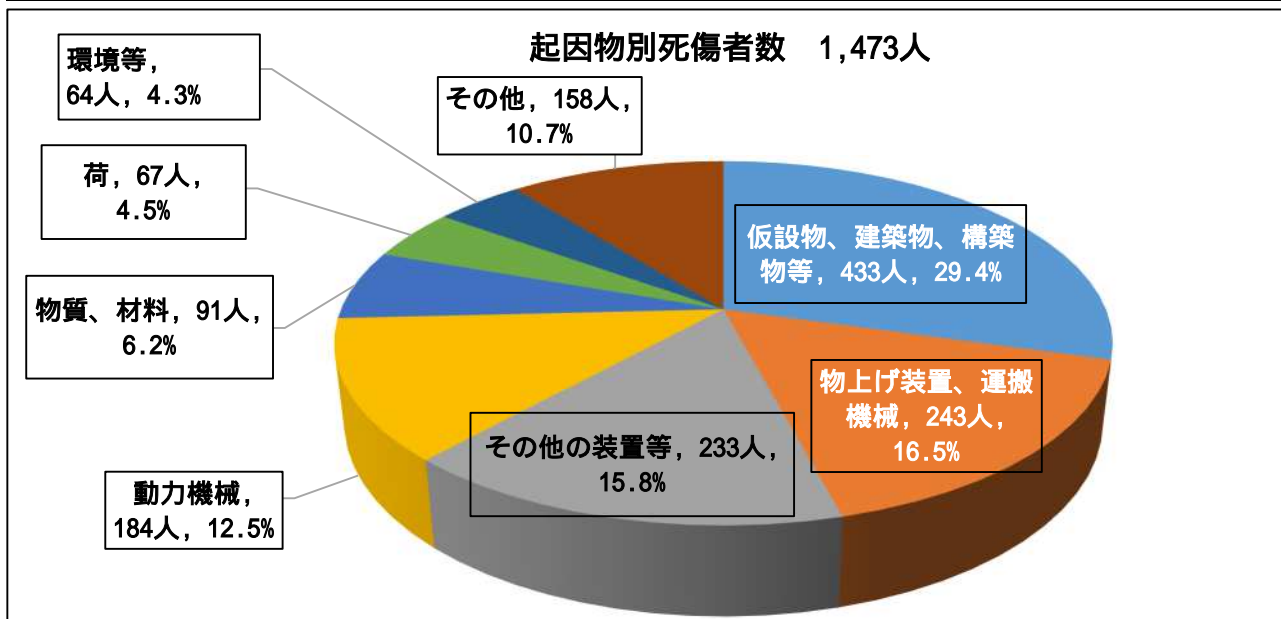
(3) 傷病性質別 死傷災害発生状況 (令和7年)

傷病性質別では、「骨折」が727人(49.4%)で最も多く、全体の約半数を占めている。次いで、「打撲傷」212人(14.4%)、「創傷」193人(13.1%)、「関節の障害」177(12.0%)と続く。



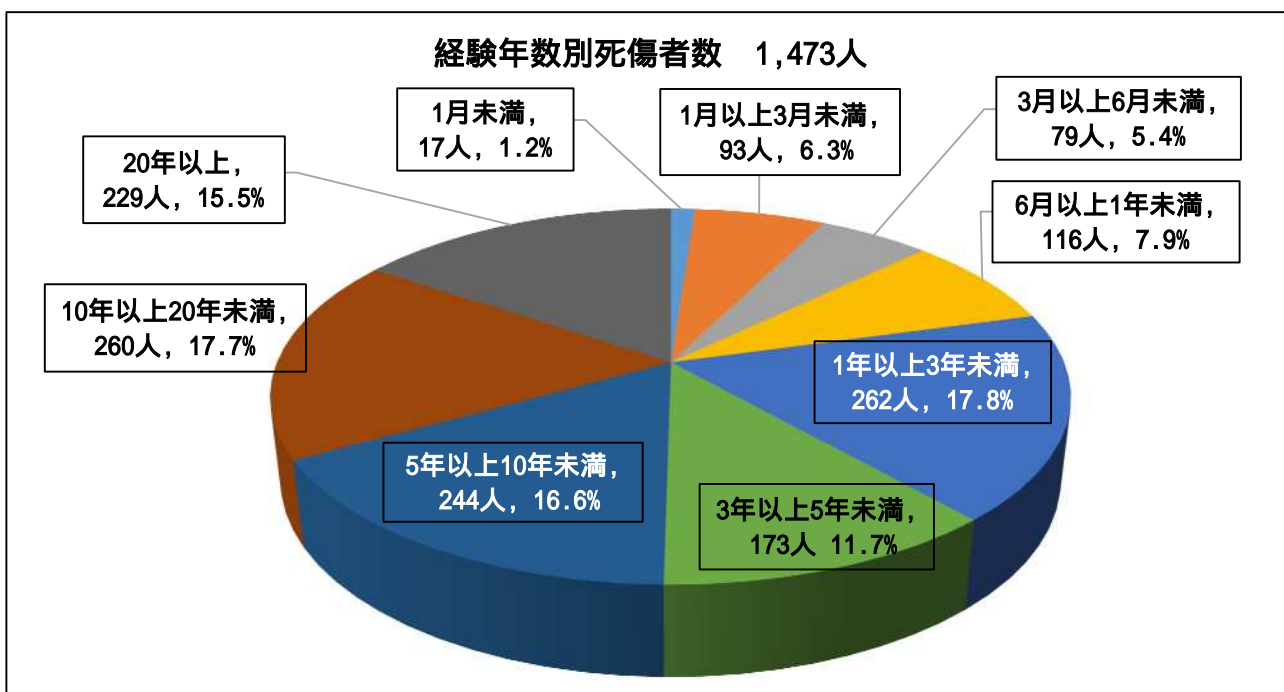
(4) 起因物別 死傷災害発生状況 (令和7年)

起因物(災害をもたらす原因となった機械・設備・環境等)では、通路や作業床、歩み板等の「仮設物、建築物、構築物等」が433人(29.4%)で最も多く、次いでクレーン、トラック等の「物上げ装置、運搬機械」が243人(16.5%)、人力機械工具や用具等の「その他の装置」が233人(15.8%)、加工用機械や建設機械等の「動力機械」が184人(12.5%)、「物質、材料」91人(6.2%)、「荷」67人(4.5%)、「環境等」64人(4.3%)、の順となっている。



(5) 経験期間別 死傷災害発生状況 (令和7年)

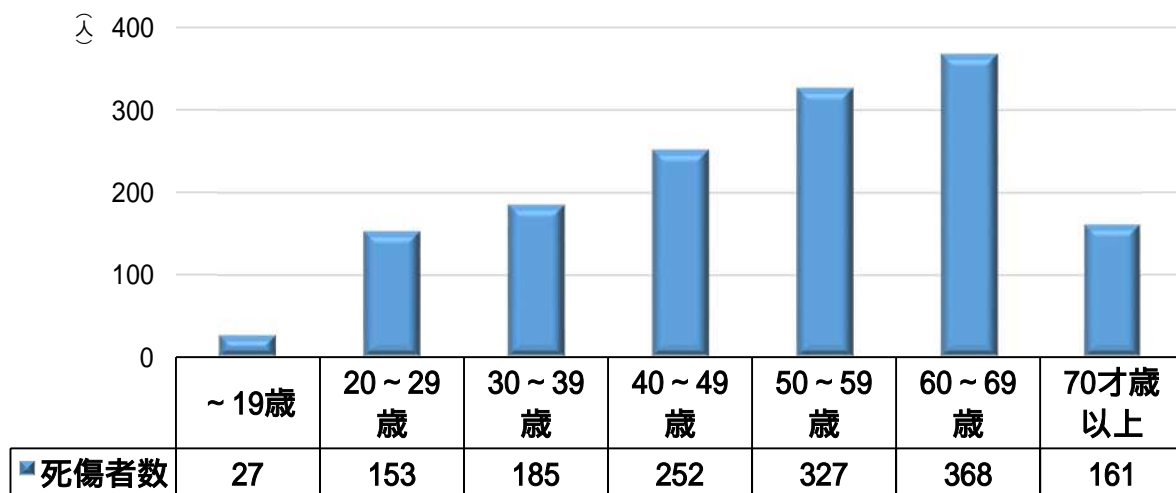
経験期間5年以上の労働者による災害が全体のほぼ半数(49.8%)を占めている。経験期間1年未満の労働者による災害は全体の20.7%となっている。



(6) 年齢層別 死傷災害発生状況 (令和7年)

年齢層別では「60才以上」が529人で全体の35.9%を占めている。

年齢層別別死傷者数 1,473人

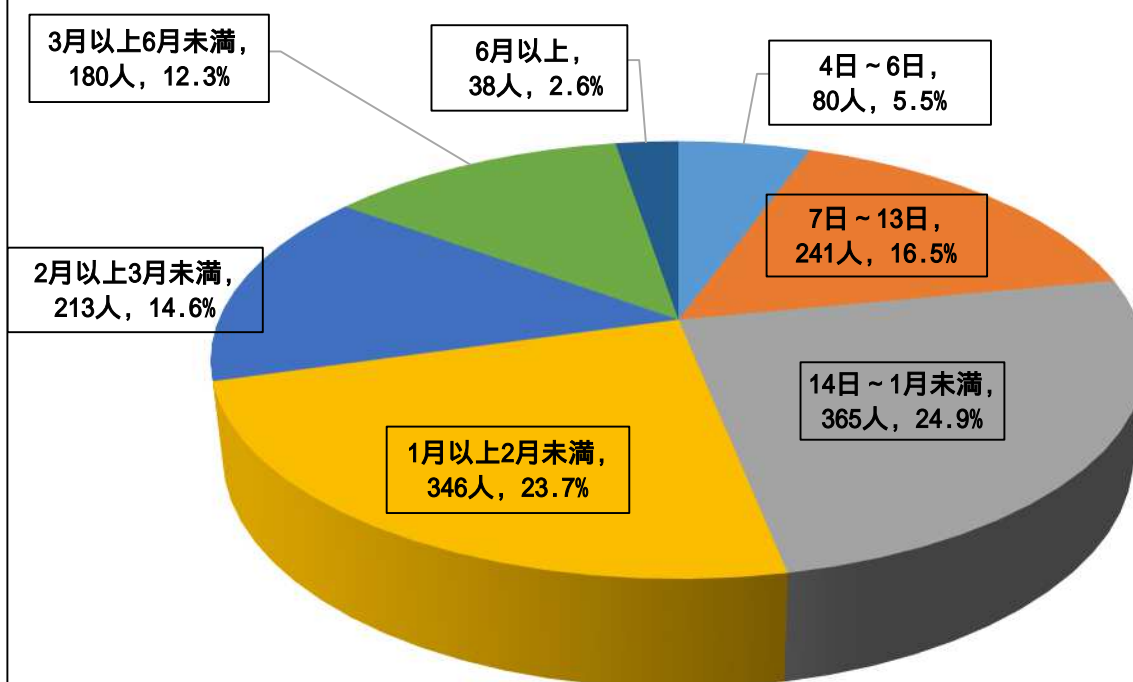


(7) 休業見込期間別 労働災害発生状況 (令和7年)

休業災害(死亡を除く休業4日以上)の災害)1,463人について、休業見込期間別に比較したところ、「14日以上1月未満」が365人(24.9%)で最も多い。

また、休業見込期間が1月以上の災害件数は777人で、全体の半数以上を占めている。

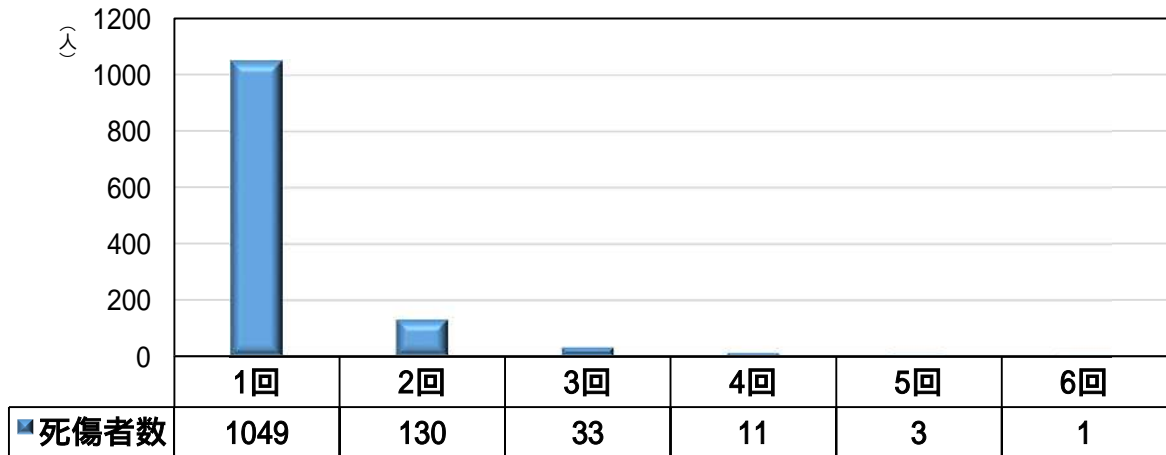
休業見込期間別死傷者数 1,463人



( 8 ) 事故発生回数別 死傷災害発生状況 ( 令和 7 年 )

令和 7 年に県内で発生した死傷災害 1,473 件が発生した事業場数は 1,227 あり、1 回発生した事業場は 1,049 ( 85.5% ) で、2 回以上発生した事業場は 178 ( 14.5% ) であった。死傷災害が最も多発した事業場では 1 年間に 6 回発生している。

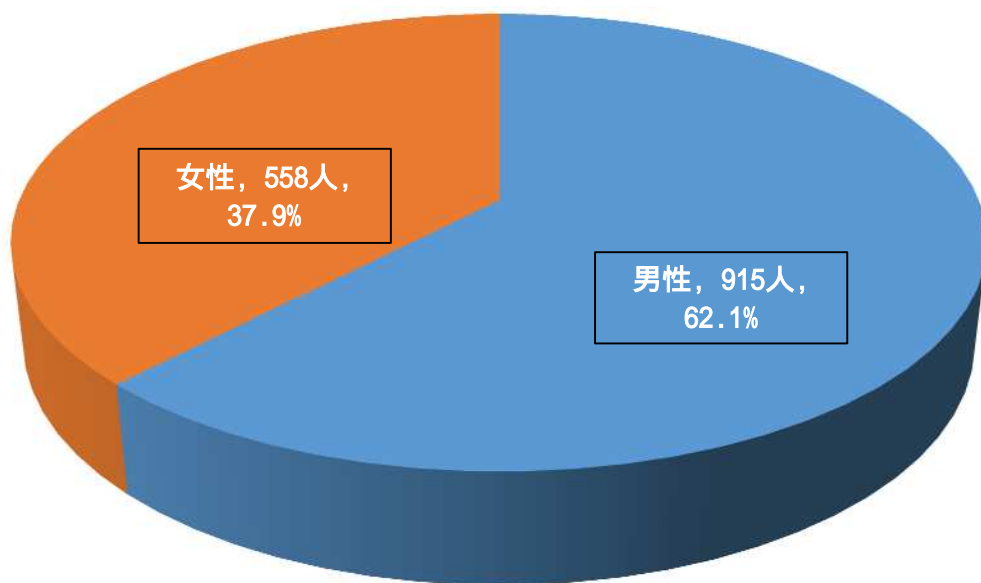
災害発生回数別事業場数 1,227事業場



( 9 ) 男女別 死傷災害発生状況 ( 令和 7 年 )

男女別では、男性の死傷者数が全体の 62.1% を占めている。

男女別死傷者数 ( 合計1,473人 )



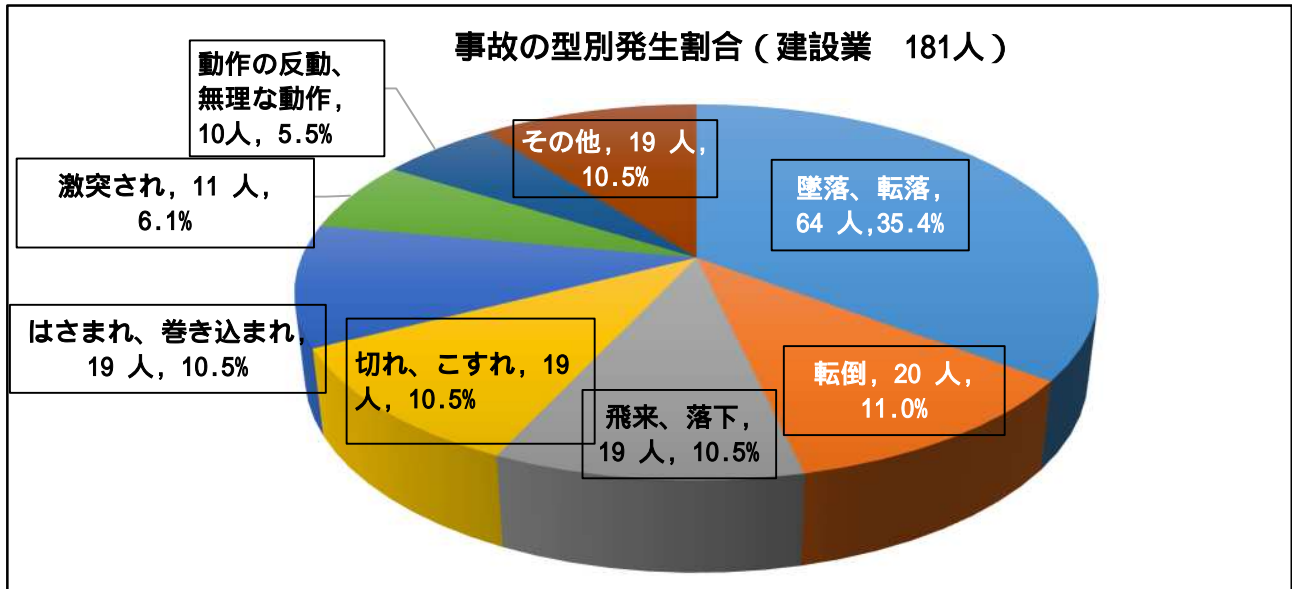
### 3 . 業種別の労働災害の特徴について

#### ( 1 ) 建設業の労働災害発生状況(令和 7 年)

死亡者数は 4 人で、前年比 1 人増加。

死傷者数は 181 人で、前年比 13 人 ( 6.7% ) 減少。

事故の型別では、「墜落、転落」が最も多く 35.4% を占めている。

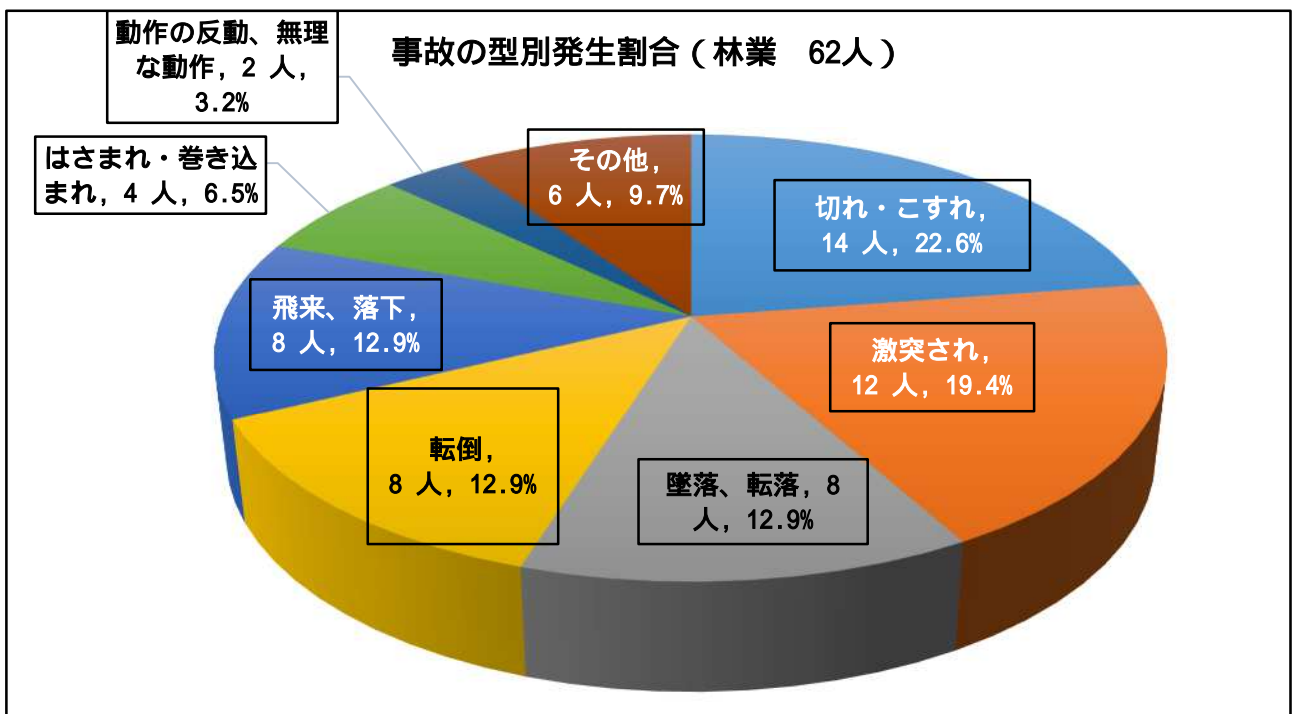


#### ( 2 ) 林業の労働災害発生状況 ( 令和 7 年 )

死亡者数は 1 人で、前年比 3 人減少。

死傷者数は 62 人で、前年比 5 人 ( 7.5% ) 減少。

事故の型別では、「切れ、こすれ」が最も多く、22.6% を占めている。



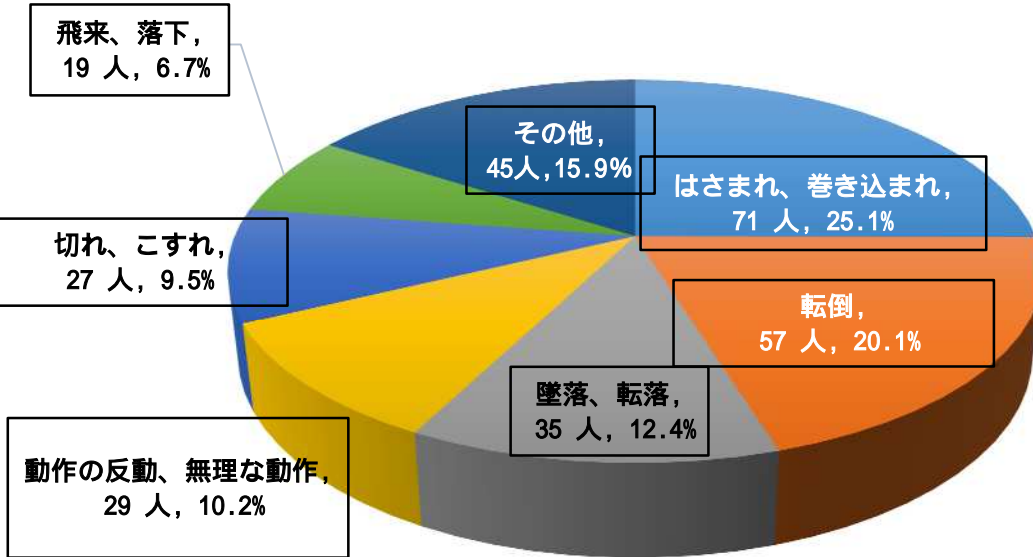
### (3) 製造業の労働災害発生状況 (令和7年)

死亡者数は0人で、前年比1人減少。

死傷者数は、283人で、前年比で22人(7.2%)減少。

事故の型別では、「はさまれ、巻き込まれ」が最も多く25.1%を占めている。

事故の型別発生割合 (製造業 283人)



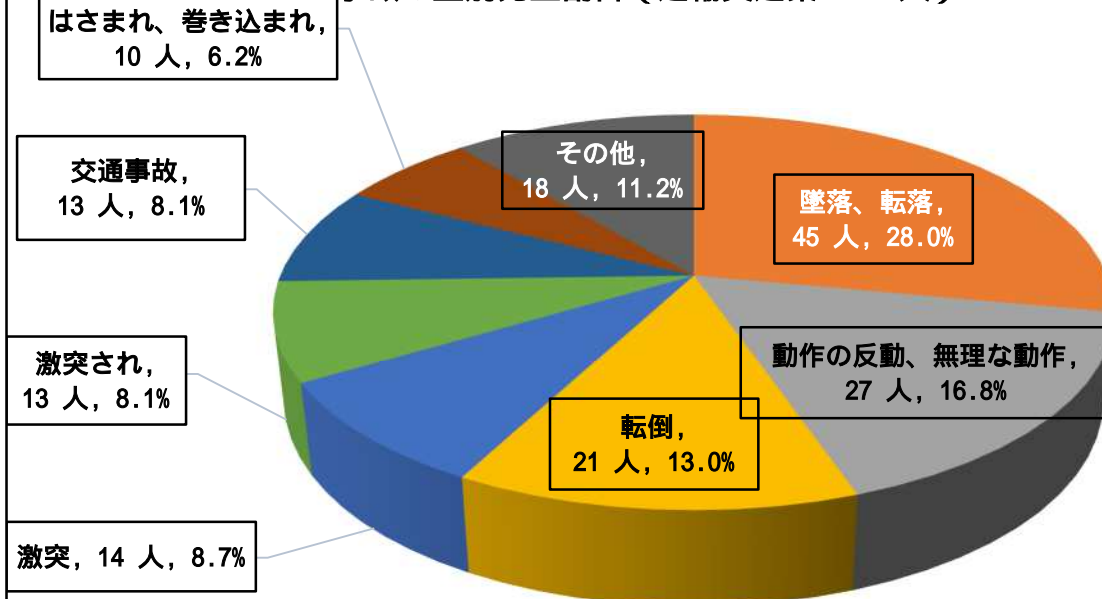
### (4) 運輸交通業の労働災害発生状況 (令和7年)

死亡者数は2人で、前年と同数。

死傷者数は161人で、前年比で21人(15.0%)増加。

事故の型別では、「墜落、転落」が28.0%を占めている。

事故の型別発生割合 (運輸交通業 161人)



( 5 ) 第三次産業の労働災害発生状況 ( 令和 7 年 )

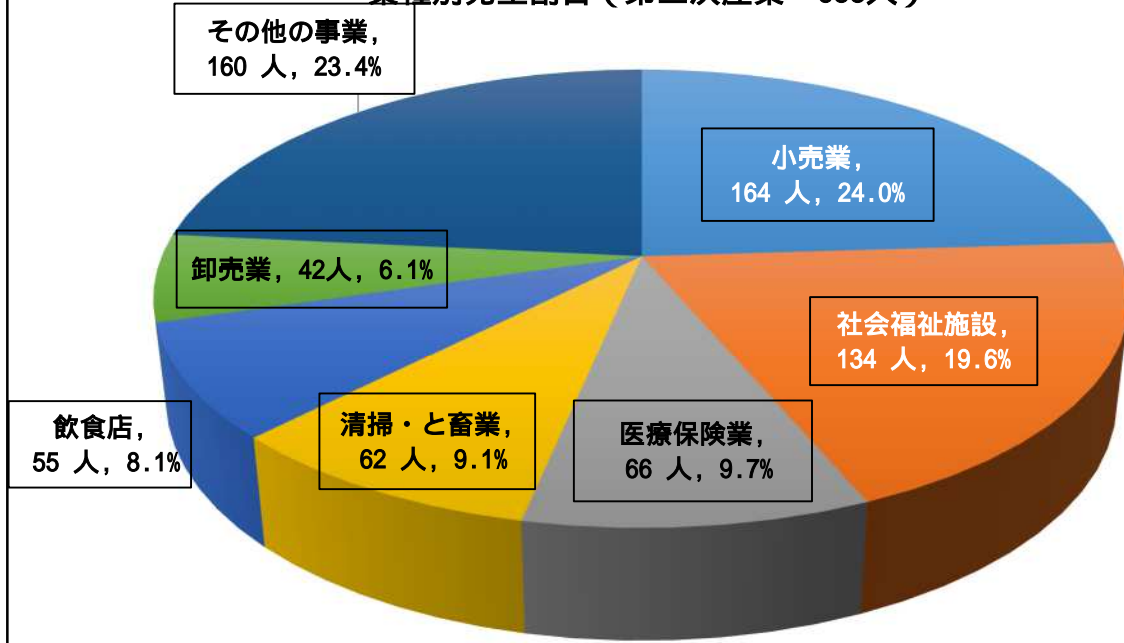
死亡者数は 2 人で、前年比 1 人の減少。

内訳は、商業 ( 小売業 ) 1 人、その他の事業 ( 警備業 ) 1 人となっている。

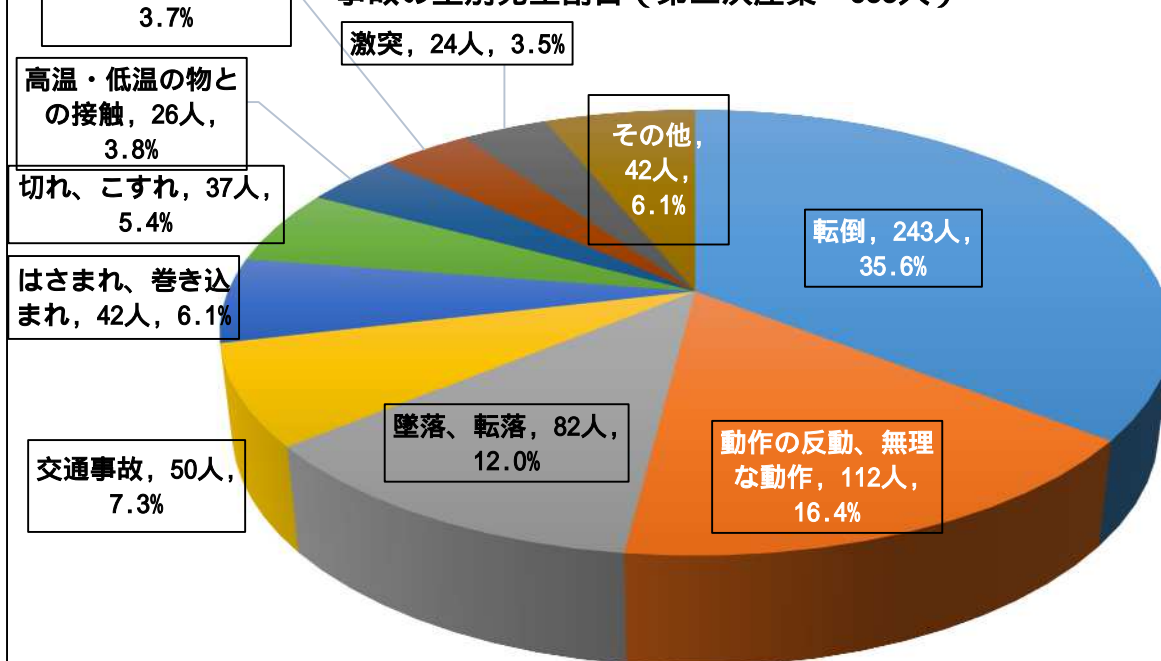
死傷者数は 683 人で、前年比で 48 人 ( 6.6% ) 減少。

事故の型別では、「転倒」及び「動作の反動、無理な動作」の労働者の作業行動に起因する労働災害が 5 割を超えている。

業種別発生割合 ( 第三次産業 683 人 )



事故の型別発生割合 ( 第三次産業 683 人 )



## 4 . 最近の労働災害の特徴について

### (1) 「事故の型別」死傷災害の推移

過去10年間に県内（全業種）で発生した死傷災害を事故の型別で分類した推移を見ると「転倒」が常に最多。

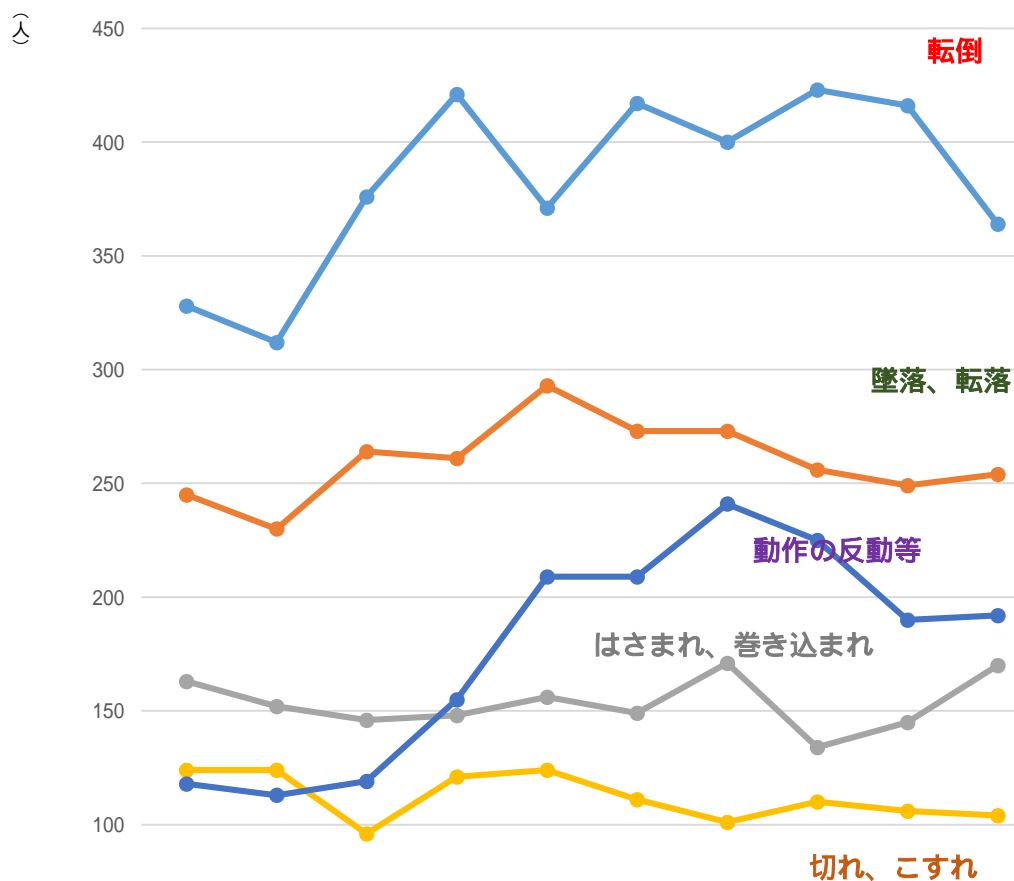
また、「転倒」による死傷者数は、令和2年に減少したものの、令和3年以降、年間400人以上で推移していたが、令和7年は364人まで減少した。

「動作の反動、無理な動作」（グラフ内は「動作の反動等」で標記）が令和5年以降減少に転じていたが、令和7年は微増となった。

「墜落、転落」は、近年、減少傾向にあったが、令和7年は微増となった。

「はさまれ、巻き込まれ」は、2年連続で増加した。

「事故の型別」死傷災害の推移（平成28年～令和7年）



	28年	29年	30年	31・01年	02年	03年	04年	05年	06年	07年
● 転倒	328	312	376	421	371	417	400	423	416	364
● 墜落、転落	245	230	264	261	293	273	273	256	249	254
● はさまれ、巻き込まれ	163	152	146	148	156	149	171	134	145	170
● 切れ、こすれ	124	124	96	121	124	111	101	110	106	104
● 動作の反動等	118	113	119	155	209	209	241	225	190	192

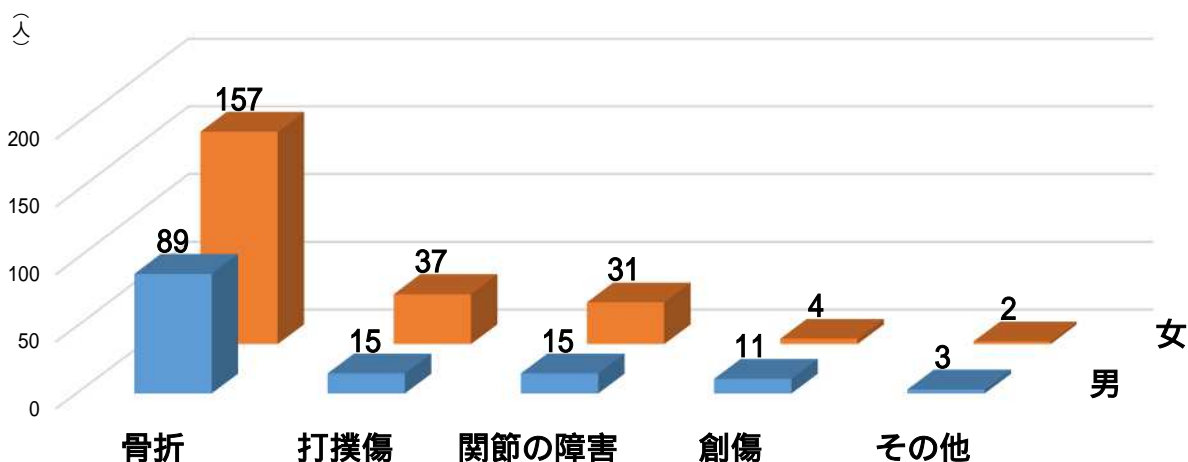
(2) 「転倒災害」の特徴 (令和7年 転倒災害)

転倒災害による傷病性質は「骨折」が246人(男:89人、女:157人)で最も多く、全体の67.6%を占めている。

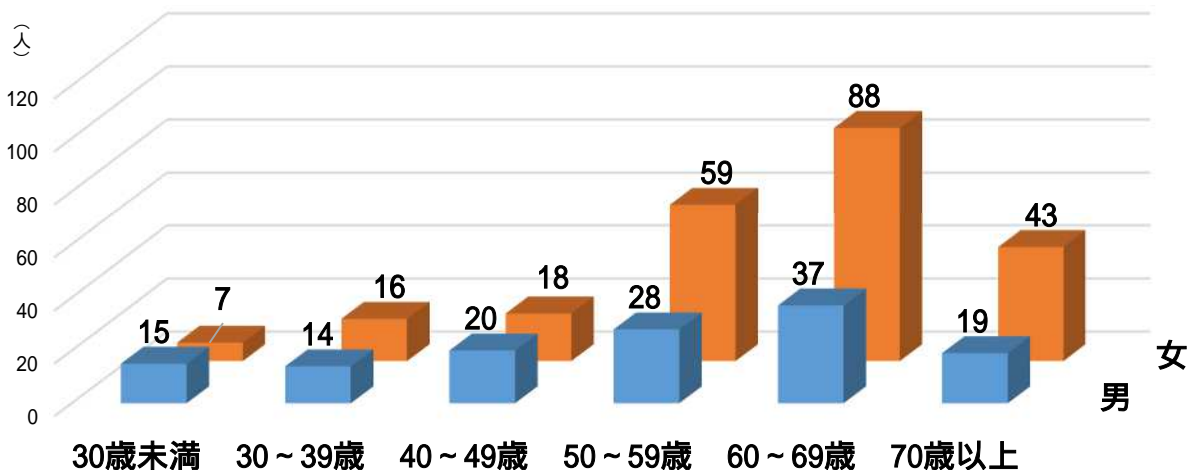
高年齢になるほど転倒災害が多く発生し、特に女性の高年齢労働者に多発している。

転倒災害364人のうち、60歳以上の男性が占める割合は15.4%(56人)であるのに対し、60歳以上の女性が占める割合は36.0%(131人)となっている。

傷病性質別発生件数(転倒災害:364人)



年齢別発生件数(転倒災害:364人)

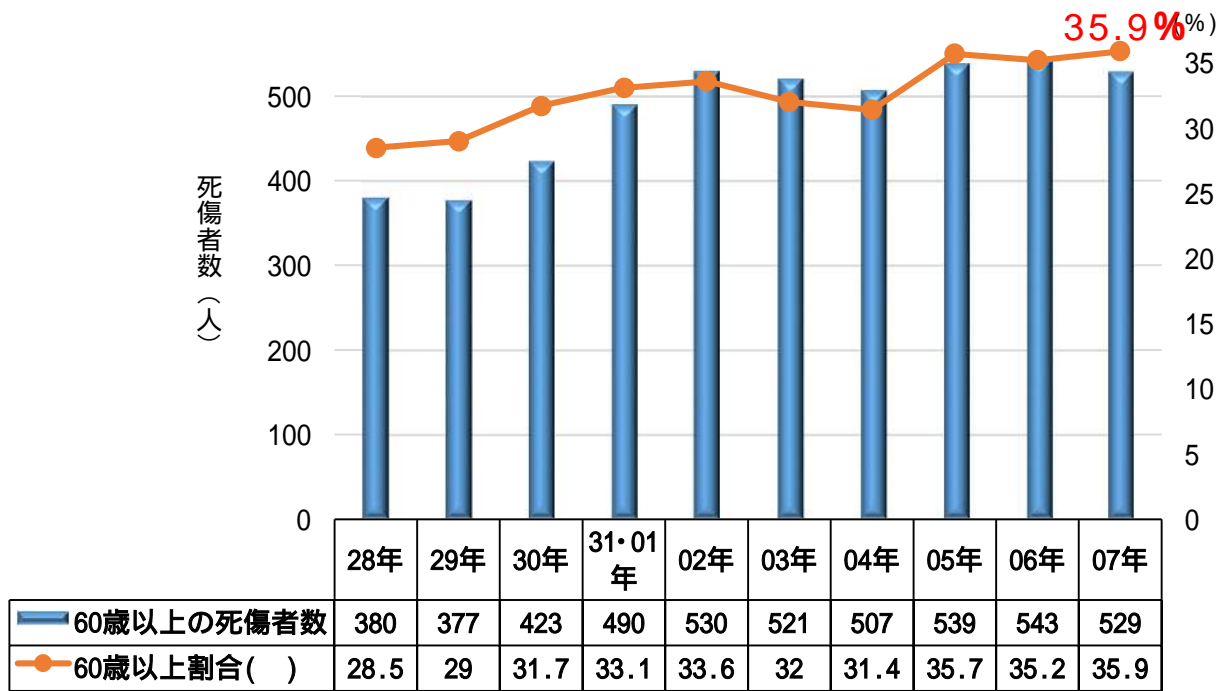


### (3) 高齢労働者の労働災害発生状況

死傷災害全体の中で高齢労働者（60歳以上）の死傷災害が占める割合は、平成30年以降、全死傷者数の3割を超え、高止まりが続いている。

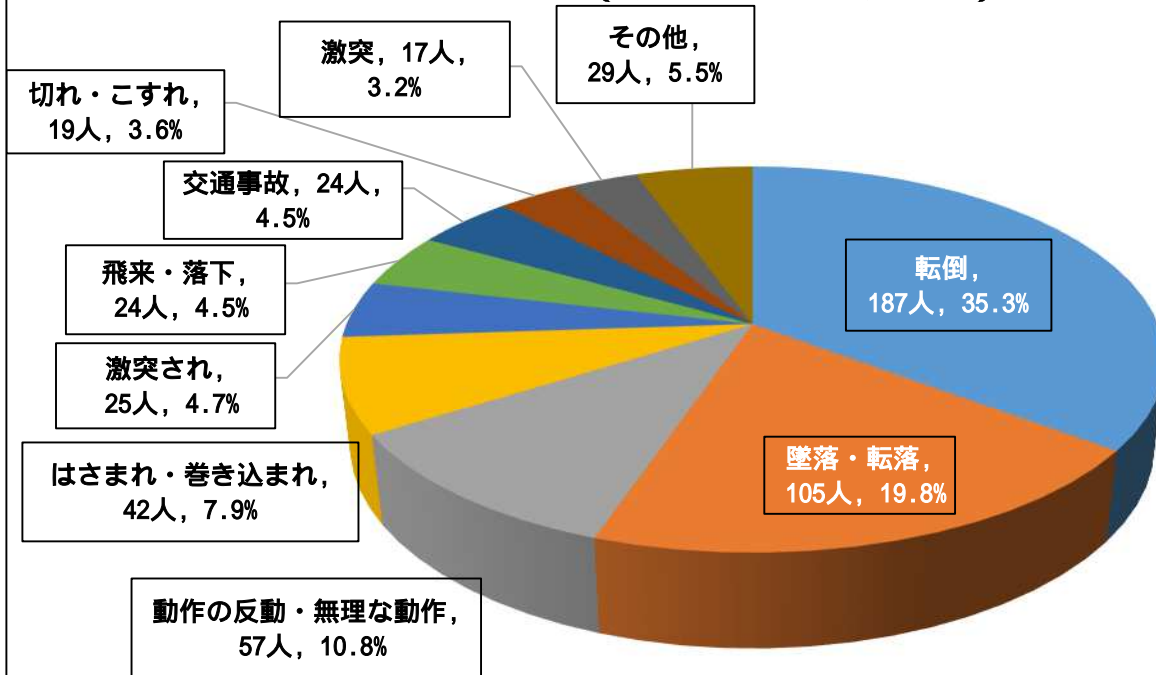
令和7年に発生した高齢労働者による死傷災害529人について、事故の型別に分類したところ、転倒が最も多く全体の35.3%を占めている。

高齢労働者の災害発生件数と災害発生割合の推移



( ) 災害全体の中で「被災者が60歳以上の災害」が占める割合(%)

事故の型別発生割合（令和7年 高齢労働者）



## 5 . 外国人労働者の災害発生状況

### ( 1 ) 外国人労働者の労働災害の増加

平成 30 年以降に県内（全業種）で発生した外国人労働者の労働災害は増加傾向にあり、令和 7 年の死傷者数は、前年比 11 人（30.6%）増となった。

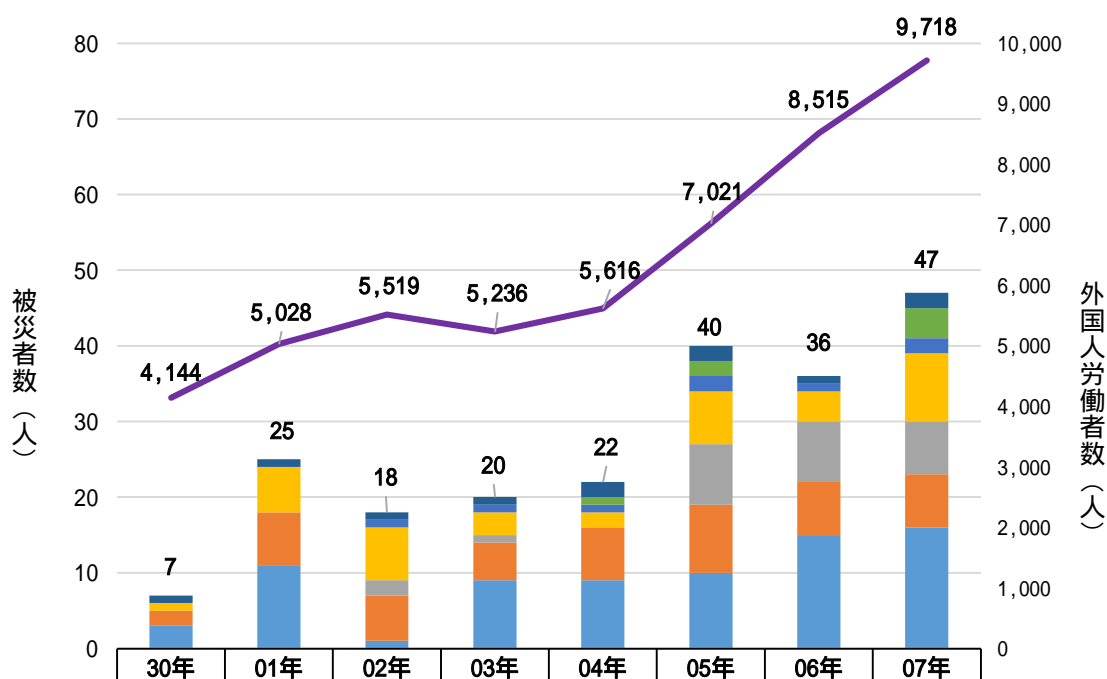
被災者を事故の型別で分類したところ、「はさまれ・巻き込まれ」が最も多く全体の 34.0%を占めている。

また、業種別では、製造業が 16 人（34.0%）で最も多く、次いで農林業 9 人（19.1%）、畜・水産業 7 人（14.9%）、建設業 7 人（14.9%）の順となっている。

在留資格別では、技能実習が 19 人（40.4%）で最も多く、次いで特定技能 18 人（38.3%）、永住者 3 人（6.4%）、の順となっている。

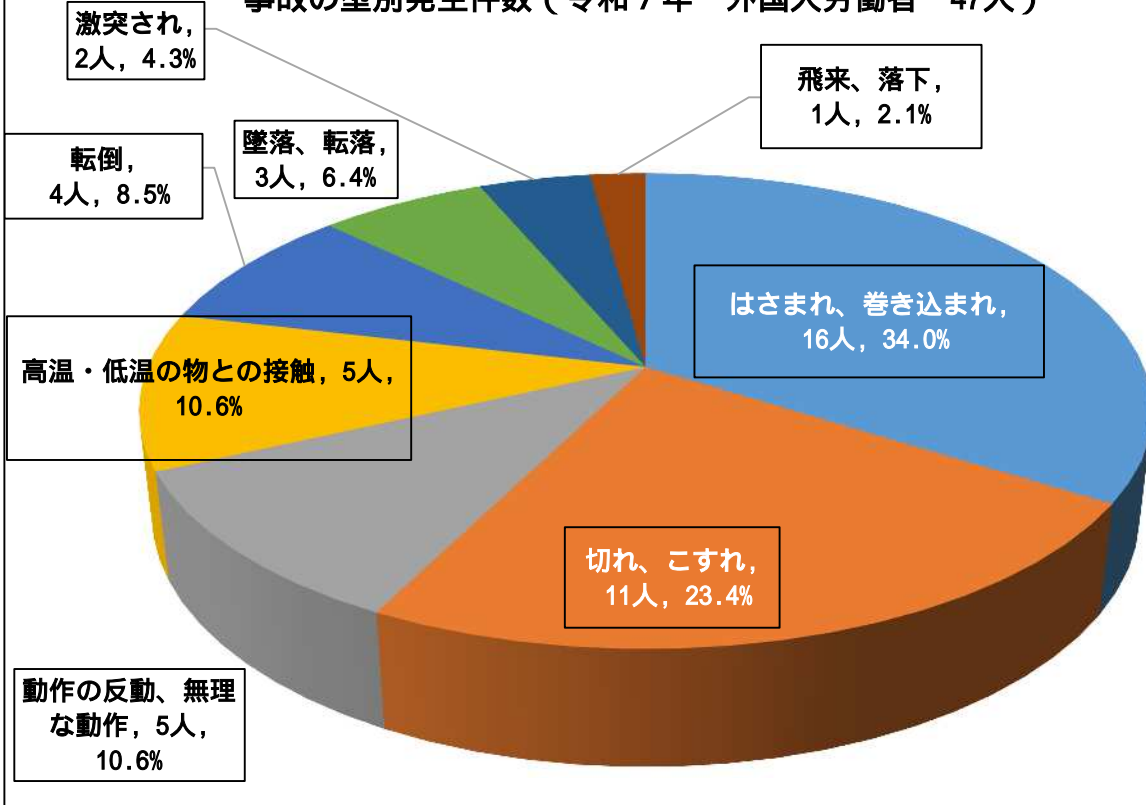
国籍別では、ベトナムが 17 人（36.2%）で最も多く、次いでインドネシア 15 人（31.9%）、中国（香港等を含む） 4 人（8.5%）の順となっている。

外国人労働数及び死傷者数の推移

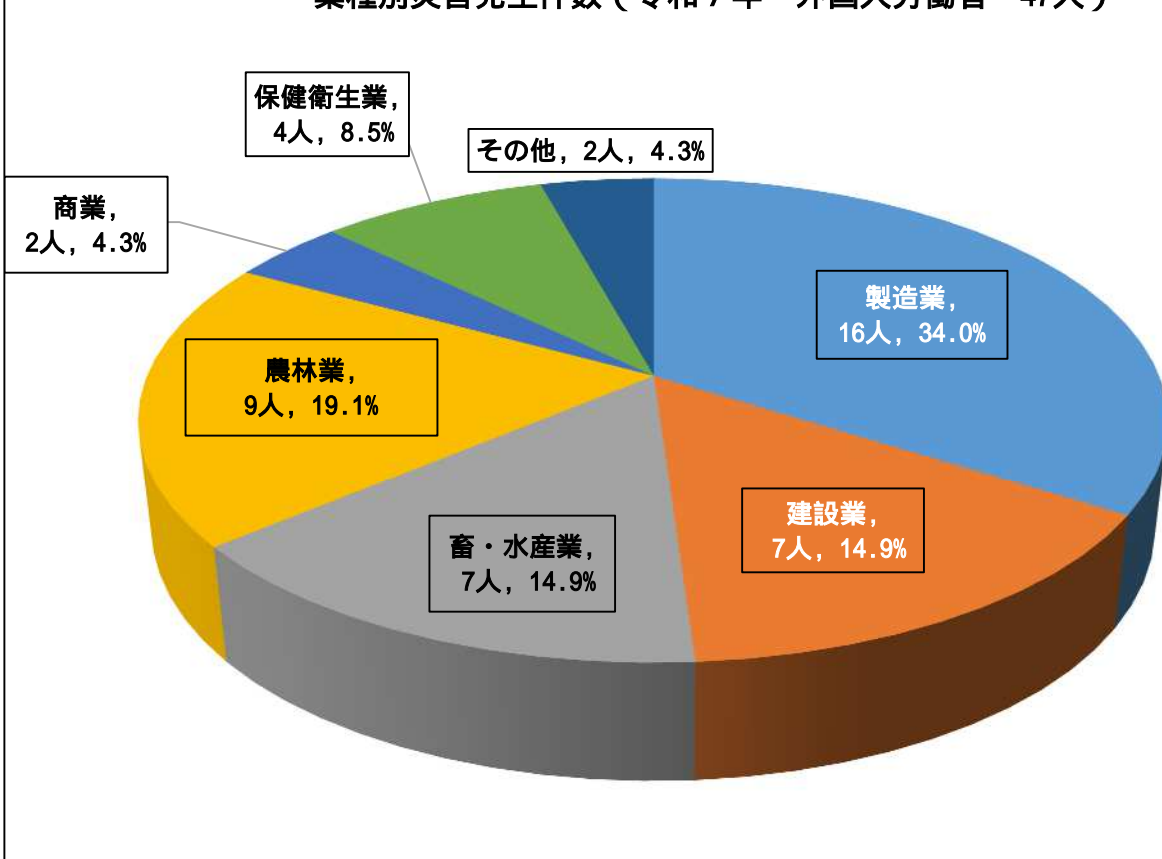


外国人労働者数	4,144	5,028	5,519	5,236	5,616	7,021	8,515	9,718
---------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------

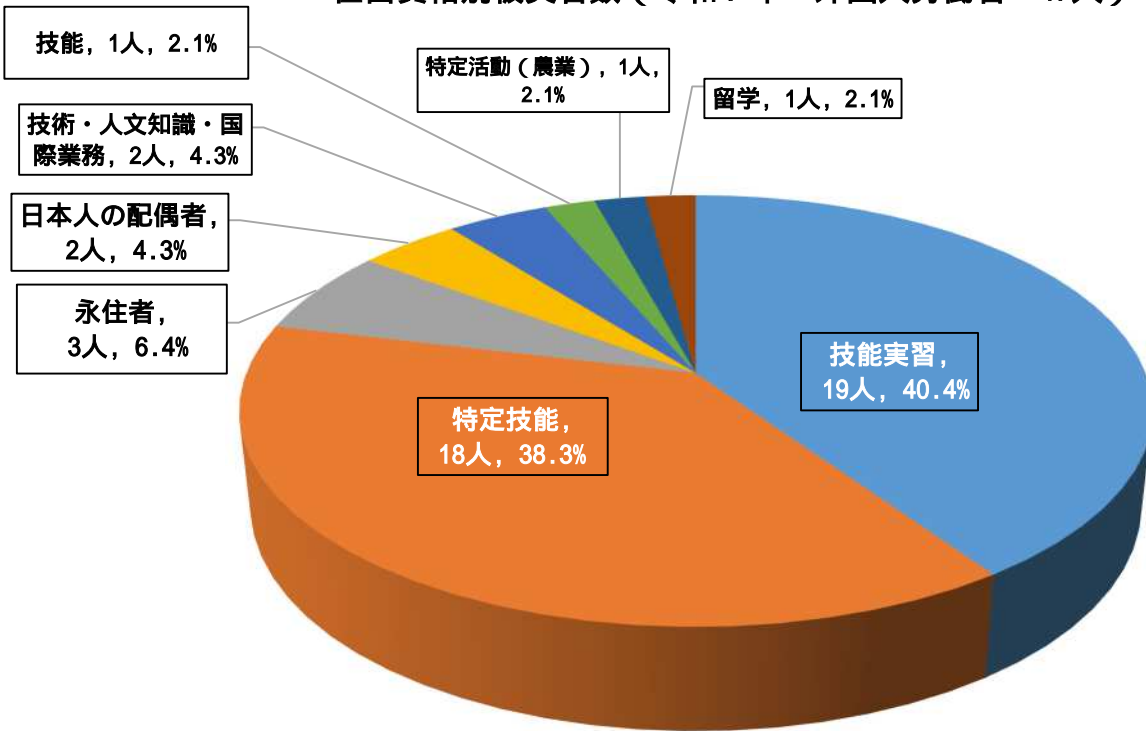
事故の型別発生件数（令和7年 外国人労働者 47人）



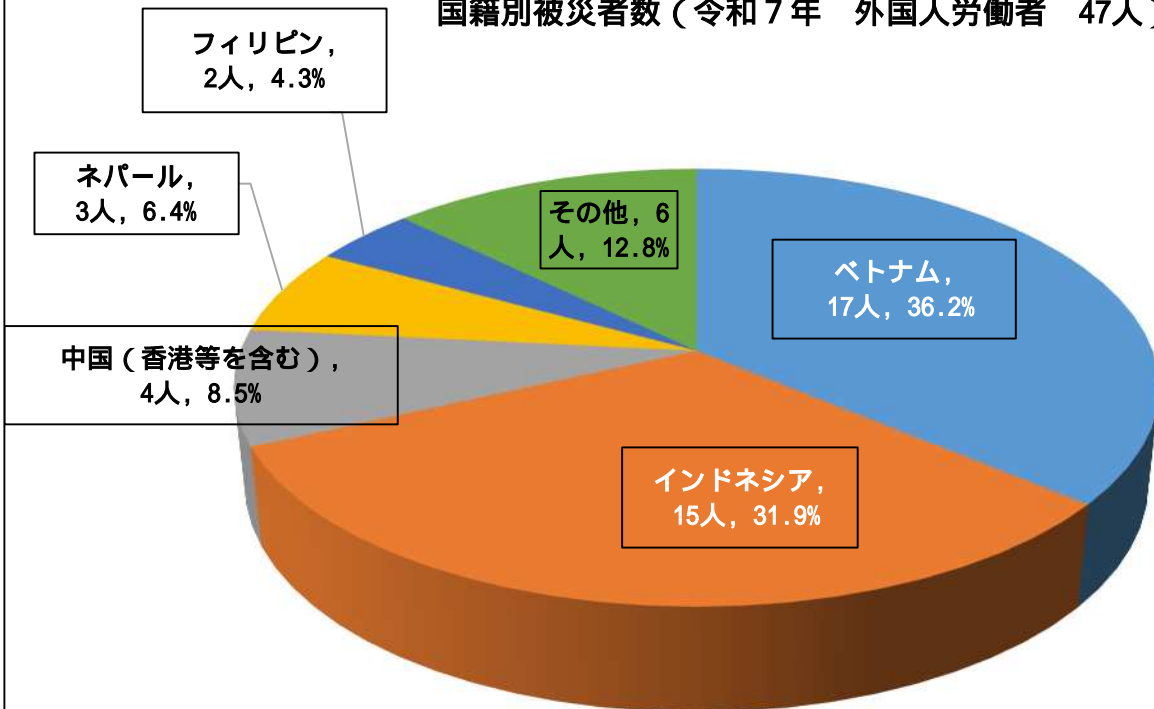
業種別災害発生件数（令和7年 外国人労働者 47人）



在留資格別被災者数（令和7年 外国人労働者 47人）



国籍別被災者数（令和7年 外国人労働者 47人）



業種別・署別災害発生状況(休業4日以上)  
(新型コロナウイルス感染症を除く)

宮崎労働局

上段 死亡災害：令和6年確定 休業災害：令和6年確定

下段 死亡災害：令和7年確定 休業災害：令和7年確定

確定値	合計			宮崎署			延岡署			都城署			日南署		
	死亡	休業	計	死亡	休業	計	死亡	休業	計	死亡	休業	計	死亡	休業	計
01 製造業	1	304	305		109	109	1	71	72		105	105		19	19
		283	283		102	102		64	64		97	97		20	20
01食料品		131	131		49	49		25	25		53	53		4	4
		128	128		53	53		21	21		48	48		6	6
04木材・木製品		57	57		9	9		19	19		19	19		10	10
		47	47		14	14		14	14		15	15		4	4
09窯業土石		11	11		5	5		3	3		3	3			
		12	12		2	2		5	5		2	2		3	3
12金属製品		12	12		6	6		2	2		3	3		1	1
		12	12		2	2		3	3		5	5		2	2
13～15機械器具		30	30		16	16		8	8		5	5		1	1
		17	17		8	8		4	4		4	4		1	1
02 鉱業		2	2					1	1		1	1			
		1	1					1	1						
03 建設業	3	191	194	2	93	95	1	43	44		44	44		11	11
	4	177	181	1	75	76	3	46	49		42	42		14	14
01土木工事	2	54	56	1	21	22	1	20	21		10	10		3	3
	3	62	65	1	25	26	2	16	18		16	16		5	5
02建築工事	1	92	93	1	51	52		12	12		23	23		6	6
		79	79		36	36		18	18		19	19		6	6
(02-02 木造建築)		18	18		9	9		1	1		6	6		2	2
		19	19		6	6		5	5		7	7		1	1
04 運輸交通業	2	138	140		60	60	1	14	15	1	57	58		7	7
	2	159	161	2	66	68		20	20		71	71		2	2
03道路貨物運送	2	121	123		52	52	1	12	13	1	54	55		3	3
	1	148	149	1	61	62		16	16		69	69		2	2
05 貨物取扱業		2	2								2	2			
		4	4		3	3		1	1						
06 農林業	5	105	110	1	35	36	1	30	31	3	23	26		17	17
	2	94	96	1	24	25		32	32		21	21	1	17	18
02林業	4	63	67		13	13	1	28	29	3	10	13		12	12
	1	61	62		8	8		30	30		10	10	1	13	14
07 畜産・水産業		59	59		23	23		3	3		30	30		3	3
		62	62		23	23		6	6		29	29		4	4
08 商業	1	252	253	1	127	128		44	44		63	63		18	18
	1	226	227		116	116		50	50	1	49	50		11	11
02小売	1	186	187	1	95	96		36	36		39	39		16	16
	1	163	164		83	83		38	38	1	34	35		8	8
09 金融・広告業		9	9		4	4		2	2		2	2		1	1
		8	8		5	5		2	2		1	1			
10 映画・演劇業															
11 通信業		20	20		6	6		8	8		4	4		2	2
		12	12		7	7		2	2		3	3			
12 教育・研究業		17	17		7	7		3	3		6	6		1	1
		17	17		13	13		2	2		2	2			
13 保健衛生業		212	212		92	92		38	38		67	67		15	15
		203	203		91	91		42	42		54	54		16	16
02社会福祉施設		144	144		66	66		27	27		41	41		10	10
		134	134		63	63		28	28		37	37		6	6
14 接客娯楽業		83	83		50	50		11	11		17	17		5	5
		88	88		45	45		12	12		26	26		5	5
02飲食店		47	47		28	28		7	7		10	10		2	2
		55	55		28	28		6	6		17	17		4	4
15 清掃・と畜業		65	65		41	41		7	7		14	14		3	3
		62	62		37	37		5	5		20	20			
(01-01 ビルメン)		38	38		27	27		4	4		5	5		2	2
		25	25		19	19		1	1		5	5			
16 官公署											1	1		1	1
		2	2												
17 その他の事業	2	70	72	1	36	37		8	8	1	17	18		9	9
	1	65	66		33	33		13	13		14	14	1	5	6
合計	14	1529	1543	5	683	688	4	283	287	5	452	457		111	111
	10	1463	1473	4	640	644	3	298	301	1	430	431	2	95	97

## 令和7年 死亡災害発生状況一覧表

宮崎労働局  
令和7年12月末日現在

番号	災害発生日	事故の型	起因物	業種	性別	年齢	経験期間	災害の概要
1	1月	交通事故 (道路)	トラック	一般貨物自動車運送業	男	70代	40年	被災者は鉄鋼スラグを輸送するため、10トンダンプトラックを運転して国道を走行していたところ、左脇の歩道に接触した反動で反対車線を越え、国道沿いの飲食店の看板の支柱に衝突した。
2	4月	はさまれ・巻き 込まれ	その他の 一般動力機械	農業	男	60代	20年	被災者は製茶工場内の高さ6mの箇所機械に巻き込まれ窒息した。なお、近くには梯子が立てかけられ、はしごの下にほうきが落ちていた。
3	4月	交通事故 (道路)	トラック	商業	男	30代	4年	被災者は高速道路のトンネル内を走行中、非常駐車帯の側壁に衝突して死亡した。
4	5月	2m以上からの 墜落・転落	建築物、構築物	建設業	男	70代	50年	民家のフェンス設置工事を行うため、被災者が擁壁に穿孔機で穴をあけていたところ、穿孔機の刃が鉄筋に噛みこんだ反動でバランスを崩し、高さ2.6mの箇所から墜落した。
5	5月	交通事故 (道路)	乗用車、バス、 バイク	ハイヤー・タクシー業	男	70代	15年	被災者がタクシーを運転していたところ、片側一車線の右カーブで反対車線にはみ出し、対向車と衝突した。
6	9月	激突され	立木等	林業	男	60代	8年	被災者と同僚が同時にそれぞれの木を伐倒していたところ、同僚が伐倒した木(高さ約20m)が被災者に激突した。
7	10月	2m以上からの 墜落・転落	掘削用機械	建設業	男	70代	25年	被災者がドラグショベルを運転して仮置場まで移動していたところ、鉄製のクローラが敷鉄板上で滑動し、路肩から約10m転落した。
8	10月	2m以上からの 墜落・転落	掘削用機械	建設業	男	70代	30年	被災者がドラグショベルを運転して締固め作業を行っていたところ、植樹用の穴(深さ約3m)に転落した。
9	3月	2m未満からの 墜落・転落	脚立	建設業	男	60代	50年	同僚が被災者を発見した際、被災者は倒れた脚立の横に座り込んでいた。被災者は肋骨を骨折して療養していたが、7日後に死亡した。本件は、所轄労働基準監督署の調査の結果、業務災害と認定されたもの。
10	12月	交通事故 (道路)	乗用車、バス、 バイク	警備業	男	70代	15年	被災者は同僚が運転する社用車で営業所へ戻っていたところ、社用車が中央線をはみ出し、対向車と正面衝突した。



# 宮崎労働局 第14次労働災害防止推進計画

2023年度～2027年度（令和5年度～9年度）

## 労働者一人一人が安全で健康に働くことができる職場環境の実現

宮崎労働局では、県内で多発している死亡災害の減少や、死傷災害の多発傾向に歯止めをかけ、減少に転ずること等を計画の目標とした「宮崎労働局第14次労働災害防止推進計画」を推進しています。

### 【重点事項】

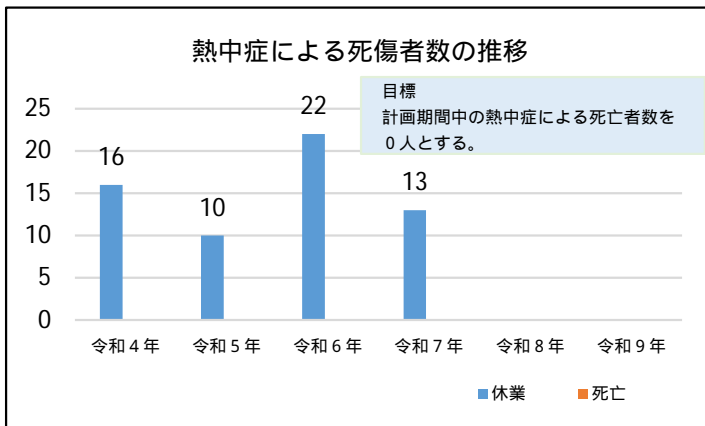
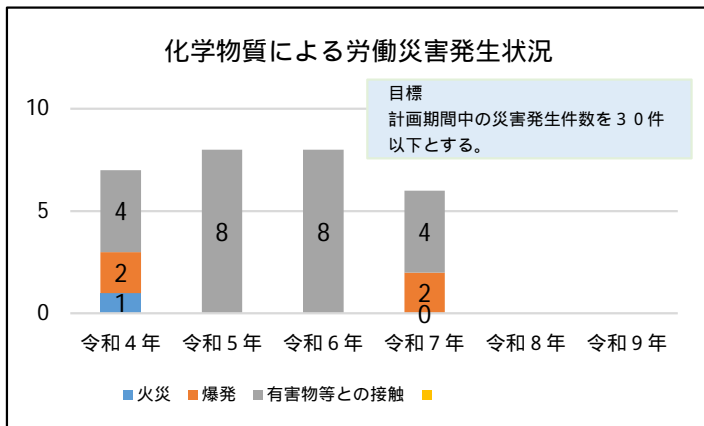
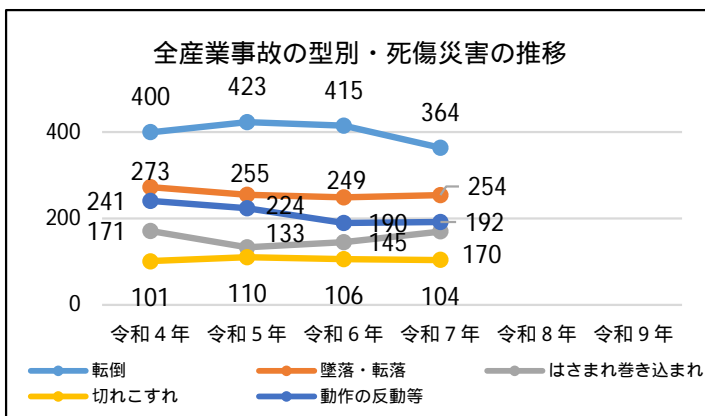
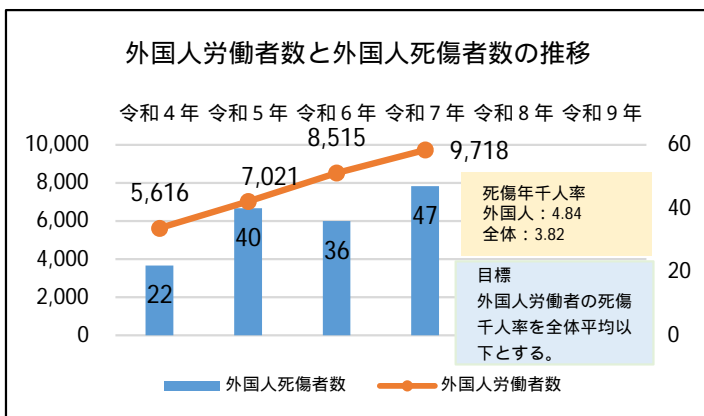
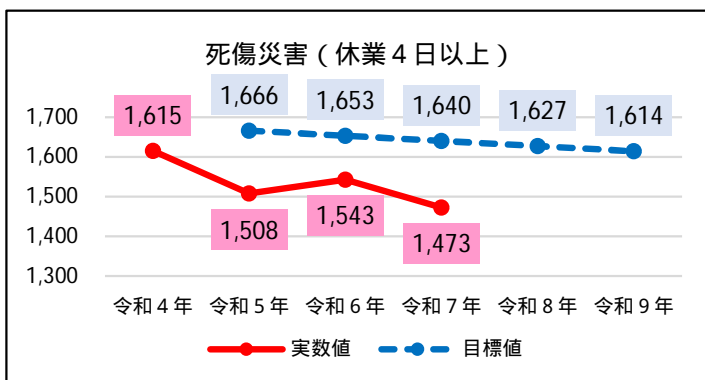
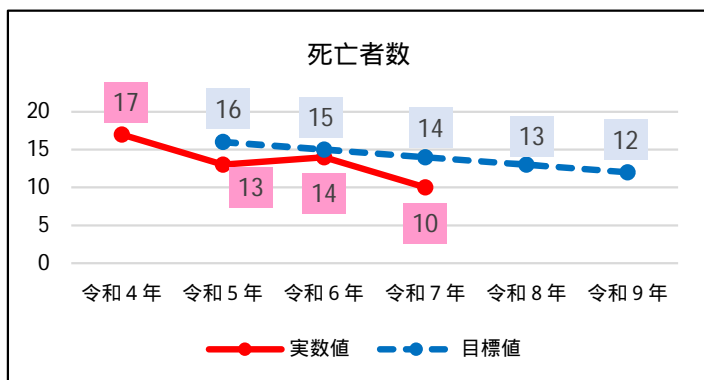
- 自発的に安全衛生対策に取り組むための意識啓発
- 労働者の作業行動に起因する労働災害防止対策の推進
- 高年齢労働者の労働災害防止対策の推進
- 多様な働き方への対応や外国人労働者等の労働災害防止対策の推進
- 個人事業者等に対する安全衛生対策の推進
- 業種別の労働災害防止対策の推進
- 労働者の健康確保対策の推進
- 化学物質等による健康障害防止対策の推進



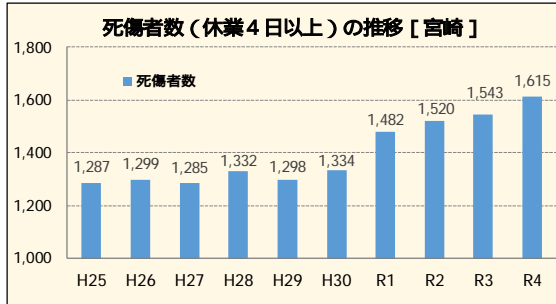
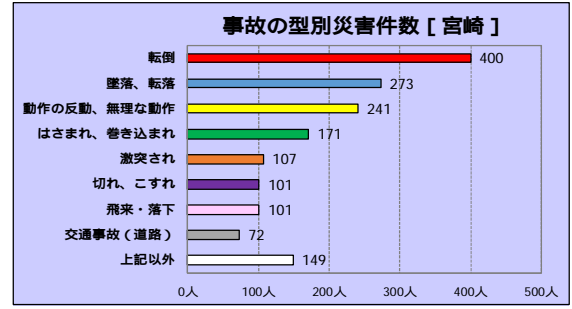
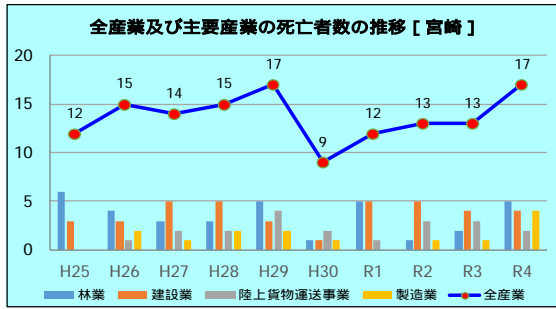
**死亡災害：2027年度までに30%以上減少**

**死傷災害：増加傾向に歯止めをかけ2027年までに減少**

### 【主な計画目標の達成状況（令和7年確定値）】



# 第13次労働災害防止推進計画の取組み結果 (新型コロナウイルス感染症へのり患を除く)



## アウトプット指標

## アウトカム指標

### (ア) 労働者(中高年齢の女性を中心に)の作業行動に起因する労働災害防止対策の推進

- ・転倒災害対策(ハード・ソフト両面からの対策)に取り組む事業場の割合を20%以上増加する。
- ・介護・看護作業において、ノーリフトケアを導入している事業場の割合を増加させる。等

- ・転倒の年齢層別死傷年千人率を男女ともその増加に歯止めをかける。
- ・社会福祉施設の腰痛の死傷年千人率を減少させる。等

### (イ) 高齢労働者の労働災害防止対策の推進

「エイジフレンドリーガイドライン(高齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン)」に基づく取組を実施する事業場の割合を20%以上増加する。

60歳代以上の死傷年千人率を男女ともその増加に歯止めをかける。

### (ウ) 多様な働き方への対応や外国人労働者等の労働災害防止対策の推進

母国語による視聴覚教材を用いる等外国人労働者に分かりやすい方法で労働災害防止の教育を行っている事業場の割合を10%以上増加する。

外国人労働者の死傷年千人率を増加させない(全体平均以下を維持する)。

### (エ) 業種別の労働災害防止対策の推進

- ・「チェーンソーによる伐木等作業の安全に関するガイドライン」に基づく措置を実施する林業の事業場の割合を20%以上増加する。
- ・墜落・転落災害の防止に関するリスクアセスメントに取り組む建設業の事業場の割合を85%以上とする。
- ・「陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン」に基づく措置を実施する陸上貨物運送事業等の事業場(荷主となる事業場を含む。)の割合を45%以上とする。
- ・機械による「はさまれ・巻き込まれ」防止対策に取り組む製造業の事業場の割合を60%以上とする。

- ・陸上貨物運送事業における死傷者数を5%以上減少させる。
- ・建設業における死亡者数を25%以上減少させる。
- ・製造業における機械による「はさまれ・巻き込まれ」の死傷者数を5%以上減少させる。
- ・林業における死亡者数を、伐木作業の災害防止を重点としつつ、40%以上減少させる。

### (オ) 労働者の健康確保対策の推進

- ・企業における年次有給休暇の取得率を70%以上とする。
- ・勤務間インターバル制度を導入している企業の割合を15%以上とする。
- ・各事業場において必要な産業保健サービスを提供している事業場の割合を20%以上増加する。等

- ・週労働時間40時間以上である雇用者のうち、週労働時間60時間以上の雇用者の割合を2025年までに5%以下とする。等

### (カ) 化学物質等による健康障害防止対策の推進

- ・労働安全衛生法に基づくラベル表示・安全データシート(以下「SDS」という。)の交付の義務対象となっていないが、危険性又は有害性が把握されている化学物質について、ラベル表示・SDSの交付を行っている事業場の割合を80%以上とする。
- ・熱中症災害防止のために暑さ指数を把握し活用している事業場の割合を増加させる。等

- ・化学物質の性状に関連の強い死傷災害の件数を第13次労働災害防止推進計画期間と比較して、5%以上減少させる。
- ・増加が見込まれる熱中症による死亡者数を第13次労働災害防止推進計画期間以下とする。

注釈)「アウトプット指標」:本計画重点事項の進捗状況の把握を行うための指標  
「アウトカム指標」:本計画に定める実施事項の効果検証を行うための指標

# 第14次労働災害防止推進計画の4年目に向けて

【別添6】

## 計画の目標

死亡災害：2027年度までに30%以上減少

死傷災害：増加傾向に歯止めをかけ2027年までに減少



### 死亡災害及び死傷災害の状況 【令和7年災害確定値】

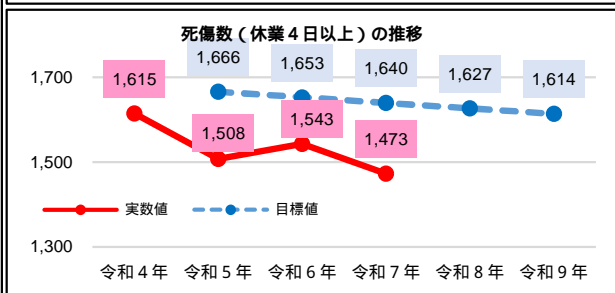
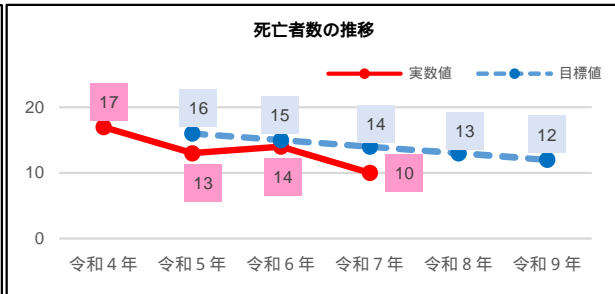
第14次労働災害防止計画の1年目（令和5年）2年目（令和6年）は確定値で目標値を下回り、中間年であった令和7年の死亡者数は速報値が10人となっており、目標数（14人）を下回っています。

業種別（令和7年）では、建設業が最も多く4人で、次いで運輸交通業が2人、第三次産業が2人（商業1人、警備業1人）、農業が1人、林業が1人となっています。

事故の型別では「墜落・転落」と「交通事故」が4件で最も多く、次いで「激突され」と「はさまれ・巻き込まれ」が2件となっています。

休業4日以上の死傷者数については、令和5年が1,508人、令和6年が1,543人で目標を下回り、計画の中間年である令和7年は速報値で1,473人となっています。

業種別では、製造業が283人（19.2%）で最も多く、次いで商業が227人（15.4%）、保健衛生業203人（13.8%）、建設業181人（12.3%）運輸交通業161人（10.9%）などとなっており、令和6年比では、運輸交通業が15.0%増、接客娯楽業が6.0%増、通信業が40.0%減、農林業が12.7%減、商業が10.3%減、製造業が7.2%減等となっています。



### 【業種別の目標と達成状況】 【令和7年災害確定値】

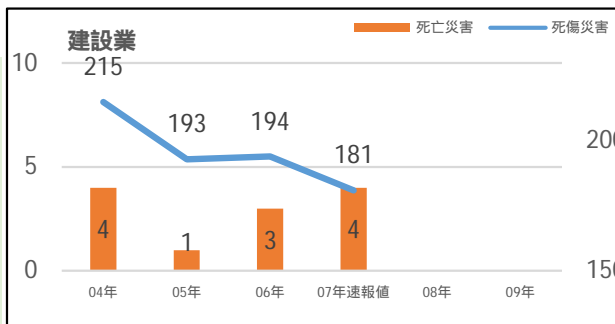
#### 建設業

##### アウトカム指標

死亡者数を2022年（R4年）と比較して2027年（R9年）までに25%以上減少させる。

令和7年の建設業における死亡者数は4人で、目標の3人を上回り、前年比でも1人の増加となりました。事故の型別では、4件とも墜落・転落となっており、年齢別では4件とも60歳以上の高齢労働者が死亡する災害となっています。

死傷者数は181人で、事故の型別では、墜落・転落が64人（35%）で最も多く、次いで転倒20人（11%）、飛来・落下19人（11%）、切れ・こすれ19人（11%）、はさまれ・巻き込まれ19人（11%）などとなっています。



#### 林業

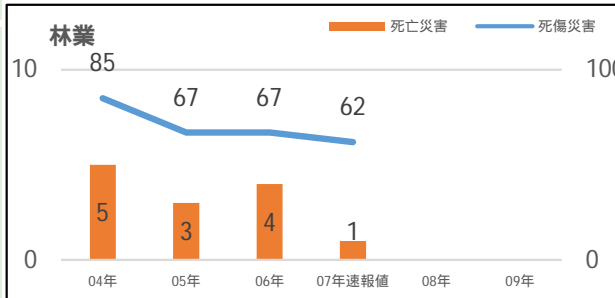
##### アウトカム指標

死亡者数を、2022年（R4年）と比較して2027年（R9年）までに40%以上減少させる。

令和7年の林業における死亡者数は1人で、目標の3人を下回りました。

事故の型別では、激突されが1件で、伐木作業中に発生しており、危険区域への立ち入りが原因で発生しています。

死傷者数は62人で、事故の型別では切れ・こすれが最も多く14人（23%）、次いで激突されが12人（19%）を占めており、墜落・転落8人（13%）、転倒8人（13%）などとなっています。



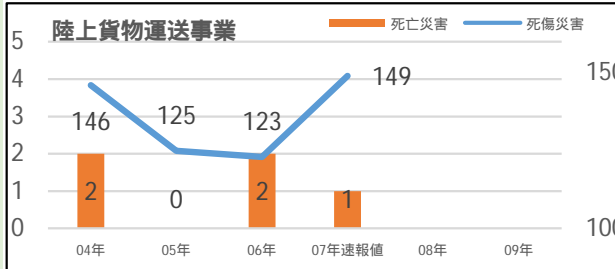
#### 陸上貨物運送事業

##### アウトカム指標

死傷者数を2022年（R4年）と比較して2027年（R9年）までに5%以上減少させる。

令和7年の陸上貨物運送業における死亡者数は1人で、前年比1人の減少となりました。当該死亡災害の事故の型別は、交通事故となっています。

死傷者数は149人で目標の138人を上回りました。事故の型別では、墜落・転落が43人（29%）で最も多く、次いで動作の反動等27人（18%）、転倒18人（12%）、激突され13人（9%）、激突13人（9%）、はさまれ・巻き込まれ10人（6%）などとなっています。



#### 製造業

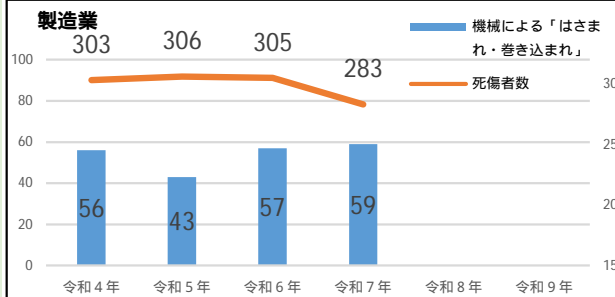
##### アウトカム指標

機械による「はさまれ・巻き込まれ」の死傷者数を2022年（R4年）と比較して2027年（R9年）までに5%以上減少させる。

令和7年の製造業において死亡災害の発生はありませんでした。

死傷者数は283人で前年比で22人（7%）減少しています。

アウトカム指標である機械による「はさまれ・巻き込まれ」災害の死傷者数については、令和7年は59人で、前年より2人の増加となり、目標の53人以下を上回る状況となっています。



## 【労働者の作業行動に起因する労働災害防止対策の推進】

### 転倒対策

#### アウトカム指標

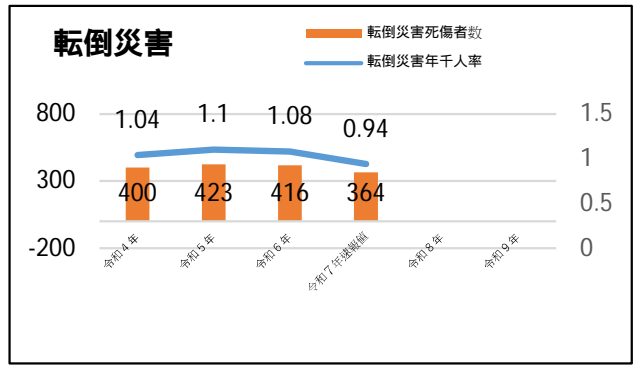
転倒の死傷年千人率を2022年と比較して2027年までに減少させる。

転倒による平均休業見込み日数を2027年までに40日以下とする。

令和7年速報値の転倒による死傷数は364人で、年千人率は0.94でした。前年の1.08を0.14ポイント下回り、基準となる2022年との比較では0.10ポイント減少しています。

令和7年の転倒による平均休業見込み日数は、前年の38.1日を6.7ポイント上回り44.8日となりました。

平均休業見込み日数は、目標が40日以下となっており、引き続き高年齢労働者対策とも連動し、ハード面、ソフト面からの対策を推進していく必要があります。



### 腰痛対策

#### アウトカム指標

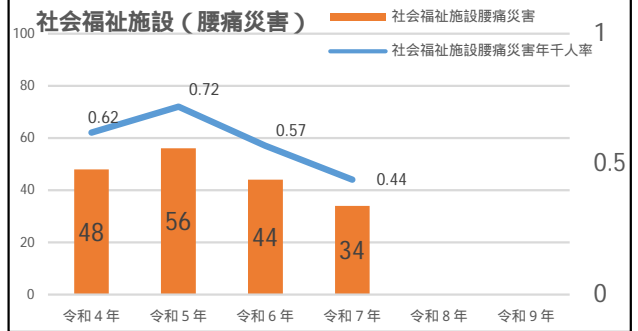
社会福祉施設における腰痛の死傷年千人率を2022年と比較して2027年までに減少させる。

社会福祉施設における令和7年の死傷者数は134人で、前年同期比で10人減となりました。

事故の型別では、転倒が最も多く53人（40%）、次いで動作の反動等が34人（25%）、激突12人（9%）、墜落・転落8人（6%）、激突され8人（6%）などとなっています。

腰痛の死傷年千人率は0.44となり、令和4年の0.62を0.18ポイント下回りました。

引き続きノーリフトケアの導入を推進し、腰痛防止対策に取り組むほか、身体機能の保持増進を進めていく必要があります。



## 【高年齢労働者の労働災害防止対策の推進】

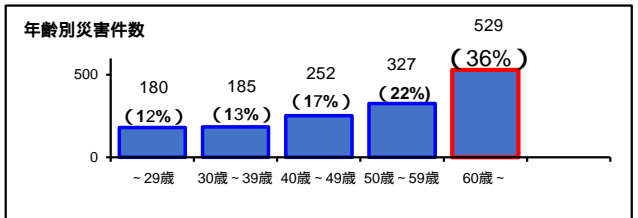
### 高年齢者の労働災害防止対策

#### アウトカム指標

60歳以上の死傷年千人率の増加に歯止めをかける

令和7年の60歳以上の被災者は529人（35.9%）、年千人率は6.69で、前年の6.87を0.18ポイント下回りました。

年千人率は依然として高止まりの状況にあり、引き続きエイジフレンドリーガイドラインに基づく対策を推進していく必要があります。



## 【外国人労働者等の労働災害防止対策の推進】

### 外国人労働者等の災害防止対策の推進

#### アウトカム指標

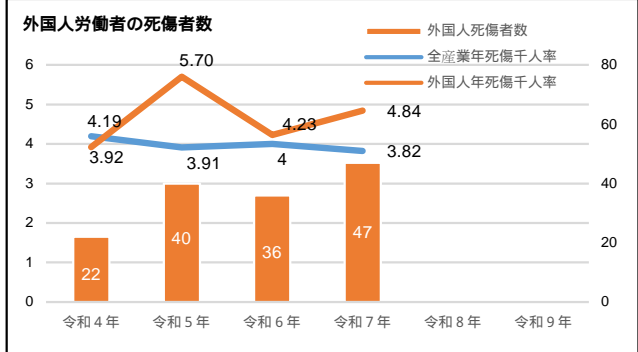
外国人労働者の死傷年千人率を全産業の年千人率以下とする。

令和7年の県内の外国人労働者数は9,718人で、死傷者数は47人でした。

年千人率は4.84で、前年の4.23から0.61ポイント上回っており、全産業の年千人率（3.82）を1.02ポイント上回っています。

業種別では、製造業が最も多く16人（34%）、次いで農業9人（19%）、建設業7人（15%）などとなっており、国籍別では、ベトナムが17人（36%）で最も多く、次いでインドネシア15人（32%）などとなっています。

母国語による安全衛生教育や危険箇所へ注意喚起表示の徹底を図る必要があります。



## 【化学物質等による健康障害防止対策の推進】

### 化学物質対策

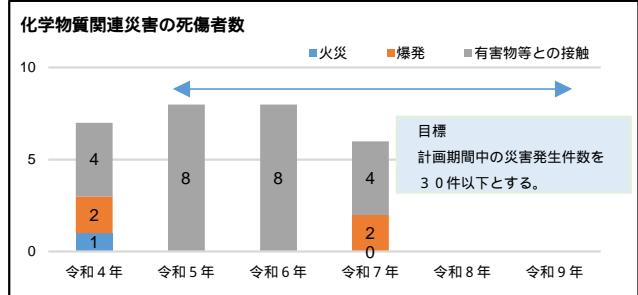
#### アウトカム指標

化学物質関連（有害物との接触、爆発、火災）の死傷災害の件数を13次労働災害防止推進計画期間と比較して5%以上減少させる。

令和7年に発生した化学物質関連の死傷者数は6人で、年間の目標である6人と同数となりました。

業種別では、製造業2人（33%）、農業1人（17%）、清掃・と畜業1人（17%）、などとなっており、洗浄作業や原料の小分け作業の際に被液による災害が多く、適切な保護具（手袋、保護メガネ）を使用していない事例が多く見受けられます。

取扱う原料（化学物質）に応じた適切な保護具の使用の徹底等を図る必要があります。



### 熱中症対策

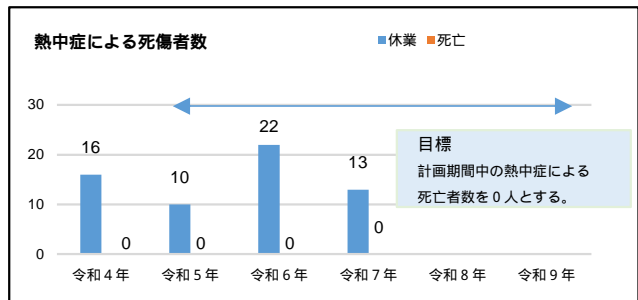
#### アウトカム指標

増加が見込まれる熱中症による死亡災害を第13次労働災害防止推進計画期間以下とする。

令和7年の熱中症による死亡は発生していませんが、死傷者数は前年（22人）を下回り13人となりました。

業種別では、警備業3人（23%）、建設業2人（15%）、農林業2人（15%）などとなっています。

引き続き、令和7年6月に改正された熱中症の重症化防止対策の現場における適切な対応実施等、熱中症予防対策の徹底を図る必要があります。



## 令和8年度全国安全週間実施要綱

## 1 趣 旨

全国安全週間は、昭和3年に初めて実施されて以来、「人命尊重」という基本理念の下、「産業界での自主的な労働災害防止活動を推進し、広く一般の安全意識の高揚と安全活動の定着を図ること」を目的に、一度も中断することなく続けられ、今年で99回目を迎える。

この間、事業場では、労使が協調して労働災害防止対策が展開されてきた。この努力により労働災害は長期的には減少しているところであるが、近年の労働災害については、死亡災害は減少傾向にあるものの、休業4日以上死傷災害は平成21年以降、増加傾向が継続している。

特に、高年齢労働者の増加等を背景として、転倒や腰痛といった労働者の作業行動に起因する死傷災害が増加し続けており、また、死亡災害については、墜落・転落などによる災害が依然として後を絶たない状況にある。

また、労働災害を少しでも減らし、労働者一人一人が安全に働くことができる職場環境を築くためには、令和5年3月に策定された第14次労働災害防止計画に基づく施策を着実に推進することが必要であり、計画年次4年目となる令和8年度においても、引き続き労使一丸となった取組が求められる。

以上を踏まえ、更なる労働災害の減少を図る観点から、令和8年度の全国安全週間は、以下のスローガンの下で取り組む。

多様な人材 全員参加 みんなで育てる安全職場

## 2 期 間

7月1日から7月7日までとする。

なお、全国安全週間の実効を上げるため、6月1日から6月30日までを準備期間とする。

## 3 主唱者

厚生労働省、中央労働災害防止協会

## 4 協賛者

建設業労働災害防止協会、陸上貨物運送事業労働災害防止協会、港湾貨物運送事業労働災害防止協会、林業・木材製造業労働災害防止協会

## 5 協力者

関係行政機関、地方公共団体、安全関係団体、労働組合、経営者団体

## 6 実施者

各事業場等

## 7 主唱者、協賛者の実施事項

全国安全週間及び準備期間中に次の事項を実施する。

- (1) 安全広報資料等を作成し、配布する。
- (2) 様々な広報媒体を通じて広報する。
- (3) 安全パトロール等を実施する。
- (4) 安全講習会や、事業者間で意見交換し、好事例を情報交換するワークショップ等を開催する。
- (5) 安全衛生に係る表彰を行う。
- (6) 「国民安全の日」(7月1日)の行事に協力する。
- (7) 事業場の実施事項について指導援助する。
- (8) その他「全国安全週間」にふさわしい行事等を行う。

## 8 協力者への依頼

主唱者は、上記7の事項を実施するため、協力者に対して、支援、協力を依頼する。

## 9 実施者が準備期間中及び全国安全週間に実施する事項

安全文化を醸成するため、各事業場では、全国安全週間及び準備期間を利用し、次の事項を実施する。

- (1) 安全大会等での経営トップによる安全への所信表明を通じた関係者の意思の統一及び安全意識の高揚
- (2) 安全パトロールによる職場の総点検の実施
- (3) 安全旗の掲揚、標語の掲示、講演会等の開催、安全関係資料の配布等の他、ホームページ等を通じた自社の安全活動等の社会への発信
- (4) 労働者の家族への職場の安全に関する文書の送付、職場見学等の実施による家族への協力の呼びかけ
- (5) 緊急時の措置に係る必要な訓練の実施
- (6) 「安全の日」の設定の他、準備期間及び全国安全週間にふさわしい行事の実施

## 10 実施者が継続的に実施する事項

全国安全週間における取組をより効果的にするためにも、事業者は、準備期間及び全国安全週間以外についても、以下の事項を継続的に実施する。

- (1) 安全衛生活動の推進
  - ① 安全衛生管理体制の確立
    - ア 年間を通じた安全衛生計画の策定、安全衛生規程及び安全作業マニュアルの整備
    - イ 経営トップによる統括管理、安全管理者等の選任
    - ウ 安全衛生委員会の設置及び労働者の参画を通じた活動の活性化
    - エ 労働安全衛生マネジメントシステムの導入等によるPDCAサイクルの確立
  - ② 安全衛生教育計画の樹立と効果的な安全衛生教育の実施等
    - ア 経営トップから第一線の現場労働者までの階層別の安全衛生教育の実施、特に、雇入れ時教育の徹底及び未熟練労働者に対する教育の実施
    - イ 就業制限業務、作業主任者を選任すべき業務での有資格者の充足
    - ウ 災害事例、安全作業マニュアルを活用した教育内容の充実
    - エ 労働者の安全作業マニュアルの遵守状況の確認
    - オ 安全管理者、安全衛生推進者、作業主任者等に対する能力向上教育の実施
  - ③ 自主的な安全衛生活動の促進

- ア 発生した労働災害の分析及び再発防止対策の徹底
- イ 職場巡視、4S活動（整理、整頓、清掃、清潔）、KY（危険予知）活動、ヒヤリ・ハット事例の共有等の日常的な安全活動の充実・活性化
- ④ リスクアセスメントの実施
  - ア リスクアセスメントによる機械設備等の安全化、作業方法の改善
  - イ SDS（安全データシート）等により把握した危険有害性情報に基づく化学物質のリスクアセスメント及びその結果に基づく措置の推進
- ⑤ その他の取組
  - ア 安全に係る知識や労働災害防止のノウハウの着実な継承
  - イ 外部の専門機関、労働安全コンサルタントを活用した安全衛生水準の向上
  - ウ 「テレワークの適切な導入及び実施の推進のためのガイドライン」に基づく、安全衛生に配慮したテレワークの実施
- (2) 業種の特性に応じた労働災害防止対策
  - ① 小売業、社会福祉施設、飲食店等の第三次産業における労働災害防止対策
    - ア 全社的な労働災害の発生状況の把握、分析
    - イ 経営トップが先頭に立って行う安全衛生方針の作成、周知
    - ウ 職場巡視、4S活動（整理、整頓、清掃、清潔）、KY（危険予知）活動、ヒヤリ・ハット事例の共有等の日常的な安全活動の充実・活性化
    - エ 安全衛生担当者の配置、安全意識の啓発
    - オ パート・アルバイト（いわゆるスポットワーク含む）の労働者への安全衛生教育の徹底
  - ② 陸上貨物運送事業における労働災害防止対策
    - ア 荷台等からの墜落・転落防止対策、保護帽の着用
    - イ 荷主等の管理施設におけるプラットフォームの整備、床の凹凸の解消、照度の確保、混雑の緩和等、荷役作業の安全ガイドラインに基づく措置の推進
    - ウ 積み卸しに配慮した積付け等による荷崩れ防止対策の実施
    - エ 歩行者立入禁止エリアの設定等によるフォークリフト使用時の労働災害防止対策の実施
    - オ トラックの逸走防止措置の実施
    - カ トラック後退時の後方確認、立入制限の実施
  - ③ 建設業における労働災害防止対策
    - ア 一般的事項
      - (ア) 「木造家屋等低層住宅建築工事墜落防止標準マニュアル」に基づく足場、屋根・屋上等の端・開口部、はしご・脚立等からの墜落・転落防止対策の実施、フルハーネス型墜落制止用器具の適切な使用
      - (イ) 足場の点検の確実な実施、本足場の原則使用、「手すり先行工法等に関するガイドライン」に基づく手すり先行工法の積極的な採用
      - (ウ) 職長、安全衛生責任者等に対する安全衛生教育の実施
      - (エ) 元方事業者による統括安全衛生管理、関係請負人に対する指導の実施
      - (オ) 建設工事の請負契約における適切な安全衛生経費の確保
      - (カ) 輻輳工事における適正な施工計画、作業計画の作成及びこれらに基づく工事の安全な実施
      - (キ) 一定の工事エリア内で複数の工事が近接・密集して実施される場合、発注者及び近接工事の元方事業者による工事エリア別協議組織の設置
    - イ 「山岳トンネル工事の切羽における肌落ち災害防止対策に係るガイドライン」に基づく対策の実施

ウ 令和6年能登半島地震の復旧、復興工事における土砂崩壊災害、建設機械災害、墜落・転落災害の防止等、自然災害からの復旧・復興工事における労働災害防止対策の実施

④ 製造業における労働災害防止対策

ア 機械の危険部分への覆いの設置等によるはさまれ・巻き込まれ等防止対策の実施

イ 機能安全を活用した機械設備安全対策の推進

ウ 作業停止権限等の十分な権限を安全担当者に付与する等の安全管理の実施

エ 高経年施設・設備の計画的な更新、優先順位を付けた点検・補修等の実施

オ 製造業安全対策官民協議会で開発された、多くの事業場で適応できる「リスクアセスメントの共通化手法」の活用等による、自主的なリスクアセスメントの実施

カ 機械等製造者による、機械等を使用する事業者への、リスクアセスメント実施に資する残留リスク情報の提供

⑤ 林業の労働災害防止対策

ア 「チェーンソーによる伐木等作業の安全に関するガイドライン」に基づく、チェーンソーを用いた伐木及び造材作業における保護具、保護衣等の着用並びに適切な作業方法の実施等

イ 木材伐出機械等を使用する作業における安全の確保

(3) 業種横断的な労働災害防止対策

① 労働者の作業行動に起因する労働災害防止対策

ア 作業通路における段差等の解消、通路等の凍結防止措置の推進

イ 照度の確保、手すりや滑り止めの設置

ウ 「転倒等リスク評価セルフチェック票」を活用した転倒リスクの可視化

エ 運動プログラムの導入及び労働者のスポーツの習慣化の推進

オ 中高年齢女性を対象とした骨粗しょう症健診の受診勧奨

カ 「職場における腰痛予防対策指針」に基づく措置の実施

② 高齢者に対する労働災害防止対策

「高齢者の労働災害防止のための指針」に基づく、リスクアセスメントの実施、職場環境の改善、高齢者の健康や体力の状況の把握と対応、安全衛生教育の実施等、各種措置の実施

③ 外国人労働者に対する労働災害防止対策

母国語教材や視聴覚教材の活用等、外国人労働者に理解できる方法による安全衛生教育の実施

④ 派遣労働者に対する労働災害防止対策

派遣労働者に対する安全管理の徹底や安全活動の活性化

⑤ 特定自主検査の適正な実施

ア フォークリフト等の特定自主検査対象機械に対する確実な検査の実施

イ 特定自主検査基準に基づく検査の徹底

ウ 事業場内検査や検査業者の検査者に対する能力向上教育の実施

⑥ 交通労働災害防止対策

ア 適正な労働時間管理、走行計画の作成等の走行管理の実施

イ 飲酒による運転への影響や睡眠時間の確保等に関する安全衛生教育の実施

ウ 災害事例、交通安全情報マップ等を活用した交通安全意識の啓発

エ 飲酒、疲労、疾病、睡眠、体調不良の有無等を確認する乗務開始前の点呼の実施

⑦ 熱中症予防対策

ア 熱中症のおそれのある作業者の早期発見のための連絡体制の整備等を内容とする

る改正労働安全衛生規則に基づく措置義務の徹底

イ 「職場における熱中症防止のためのガイドライン」に基づく熱中症防止対策の実施

ウ 「STOP！熱中症 クールワークキャンペーン」重点取組期間である7月は特に重点的に取り組むこと

⑧ 個人事業者等を含めた災害防止対策

ア 個人事業者等が労働者と同じ場所で就業する場合における安全衛生の確保に必要な措置の実施

イ 安全衛生経費の確保等、個人事業者等を含む請負人等が安全で衛生的な作業を遂行するための配慮

ウ その他、個人事業者等が上記10(1)～10(3)⑦に掲げる事項のうち、業務上の災害を防止するための取組を円滑に実施するために必要な安全衛生情報の提供、作業方法・手順の共有、作業環境の確保・改善、安全衛生教育の機会の提供等の配慮

## 改正の趣旨

多様な人材が安全に、かつ安心して働き続けられる職場環境の整備を推進するため、個人事業者等に対する安全衛生対策の推進、職場のメンタルヘルス対策の推進、化学物質による健康障害防止対策等の推進、機械等による労働災害の防止の促進等、**高齢労働者の労働災害防止の推進**等の措置を講ずる。

## 改正の概要

### 1. 個人事業者等に対する安全衛生対策の推進【労働安全衛生法】

既存の労働災害防止対策に個人事業者等も取り込み、労働者のみならず個人事業者等による災害の防止を図るため、注文者等が講ずべき措置（個人事業者等を含む作業従事者の混在作業による災害防止対策の強化など）を定め、併せてILO第155号条約（職業上の安全及び健康並びに作業環境に関する条約）の履行に必要な整備を行う。  
個人事業者等自身が講ずべき措置（安全衛生教育の受講等）や業務上災害の報告制度等を定める。

### 2. 職場のメンタルヘルス対策の推進【労働安全衛生法】

ストレスチェックについて、現在当分の間努力義務となっている労働者数50人未満の事業場についても実施を義務とする。その際、50人未満の事業場の負担等に配慮し、施行までの十分な準備期間を確保する。

### 3. 化学物質による健康障害防止対策等の推進【労働安全衛生法、作業環境測定法】

化学物質の譲渡等実施者による危険性・有害性情報の通知義務違反に罰則を設ける。  
化学物質の成分名が営業秘密である場合に、一定の有害性の低い物質に限り、代替化学名等の通知を認める。  
なお、代替を認める対象は成分名に限ることとし、人体に及ぼす作用や応急の措置等は対象としない。  
個人ばく露測定について、作業環境測定の一つとして位置付け、作業環境測定士等による適切な実施の担保を図る。

### 4. 機械等による労働災害の防止の促進等【労働安全衛生法】

ボイラー、クレーン等に係る製造許可の一部（設計審査）や製造時等検査について、民間の登録機関が実施できる範囲を拡大する。登録機関や検査業者の適正な業務実施のため、不正への対処や欠格要件を強化し、検査基準への遵守義務を課す。

### 5. 高齢者の労働災害防止の推進【労働安全衛生法】

高齢労働者の労働災害防止に必要な措置の実施を事業者の努力義務とし、国が当該措置に関する指針を公表することとする。等  
このほか、平成26年改正法において改正を行った労働安全衛生法第53条について、規定の修正を行う。

## 施行期日

**令和8年4月1日**（ただし、1の一部は公布日、4は令和8年1月1日、3は令和8年10月1日、1の一部は令和9年1月1日、1及びの一部は令和9年4月1日、2は公布後3年以内に政令で定める日、3は公布後5年以内に政令で定める日）

# 高年齢者の労働災害防止のための指針 概要

【別添9】

## 第1 趣旨

労働安全衛生法第62条の2第2項に基づき、高年齢者の特性に配慮した作業環境の改善、作業の管理等、高年齢者の労働災害の防止を図るために事業者が講ずるよう努めなければならない措置に関し、その適切かつ有効な実施を図るため定めたもの。

## 第2 事業者が講ずべき措置

以下の1～5に掲げる事項について、各事業場における高年齢者の就労状況や業務の内容等の実情に応じて、国、関係団体等による支援も活用して、実施可能な対策に積極的に取り組むことが必要である。

### 1 安全衛生管理体制の確立等

- **経営トップによる方針表明及び体制整備**
  - ・経営トップが高年齢者の労働災害防止対策に取り組む方針を示し、対策の実施体制を明確化すること。
  - ・高年齢者の労働災害防止について、安全衛生委員会等において調査審議するなど労使で話し合うこと。
- **高年齢者の労働災害防止のためのリスクアセスメントの実施**
  - ・高年齢者の身体機能等の低下等による労働災害の発生リスクについて、災害事例等からリスクを洗い出して対策の優先順位を検討し、その結果も踏まえ以下の2～5を参考に優先順位の高いものから取組事項を決めること。

### 2 職場環境の改善

- **身体機能の低下を補う設備・装置の導入**
  - ・高年齢者が安全に働き続けられるよう、施設、設備、装置等の改善を行うこと。
- **高年齢者の特性を考慮した作業管理**
  - ・筋力、バランス能力、敏捷性、全身持久力、感覚機能、認知機能の低下等を考慮して作業内容等の見直しを行うこと。

### 3 高年齢者の健康や体力の状況の把握

- **健康状況の把握**
  - ・労働安全衛生法で定める雇入時及び定期的健康診断を確実に実施すること。
- **体力の状況の把握**
  - ・高年齢者の体力の状況を客観的に把握し必要な対策を行うため、主に高年齢者を対象とした体力チェックを継続的に実施することが望ましいこと。事業場の実情に応じて青年、壮年期から実施することが望ましいこと。
- **健康や体力の状況に関する情報の取扱い**
  - ・「労働者の心身の状態に関する情報の適正な取扱いのために事業者が講ずべき措置に関する指針」を踏まえた対応を行うこと。

### 4 高年齢者の健康や体力の状況に応じた対応

- **個々の高年齢者の健康や体力の状況を踏まえた措置**
  - ・健康や体力の状況を踏まえて必要に応じ就業上の措置を講じること。
- **高年齢者の状況に応じた業務の提供**
  - ・高年齢者に適切な就労の場を提供するため、職場環境の改善を進めるとともに、働き方のルールを構築するよう努めること。
  - ・高年齢者の業務内容の決定の際は、健康や体力の状況に応じて、安全と健康の観点を踏まえた適合する業務とのマッチングに努め、継続した業務の提供に配慮すること。
  - ・高年齢者の治療と就業の両立については「治療と就業の両立支援指針」に基づく取組に努めること。
- **心身両面にわたる健康保持増進措置**
  - ・集団及び個々の高年齢者を対象として、身体機能等の維持向上のための取組を実施することが望ましいこと。
  - ・「事業場における労働者の健康保持増進のための指針（THP指針）」、「労働者の心の健康の保持増進のための指針（メンタルヘルズ指針）」等に基づく取組に努めること。

### 5 安全衛生教育

- **高年齢者に対する教育**
  - ・法令に基づく教育等を確実に行うこと。また、作業内容とそのリスクについての理解を得やすくするため十分な時間をかけること。中でも、高年齢者が再雇用や再就職等により経験のない業種や業務に従事する場合には、特に丁寧な教育訓練を行うこと。
- **管理監督者等に対する教育**
  - ・管理監督者等に対し、高年齢者特有の特性と高年齢者の安全衛生対策について教育を行うこと。

## 第3 労働者と協力して取り組む事項

事業者は、高年齢者の特性に配慮した作業環境の改善、作業の管理その他の必要な措置を講ずるよう努める必要があり、個々の労働者は、自らの身体機能等の低下が労働災害リスクにつながり得ることを理解し、労使の協力の下で取組を進めること。

## 第4 国、関係団体等による支援

事業者は、国、関係団体等による支援策を有効に活用すること。

# 高年齢者の労働災害防止のための指針

令和8年2月10日 高年齢者の労働災害防止のための指針公示第1号

## 第1 趣旨

この指針は、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第62条の2第2項の規定に基づき、同条第1項に規定する高年齢者の特性に配慮した作業環境の改善、作業の管理等、高年齢者の労働災害の防止を図るために事業者が講ずるよう努めなければならない措置に関して、その適切かつ有効な実施を図るため定めたものである。

事業者は、この指針の第2に規定する事業者が講ずべき措置のうち、各事業場における高年齢者の就労状況や業務の内容等の実情に応じて、国のほか、労働災害防止団体、独立行政法人労働者健康安全機構（以下「健安機構」という。）等の関係団体等による支援も活用して、高年齢者の労働災害防止対策（以下「高年齢者労働災害防止対策」という。）に積極的に取り組むよう努めるものとする。

また、労働者が自己の健康を守るための努力の重要性を理解し、積極的に自らの健康づくりに努めることができるよう、事業者は、労働者と連携・協力して取組を進めることが重要である。

国、関係団体等は、それぞれの役割を担いつつ必要な連携を図りながら、事業者の取組を支援するものとする。

## 第2 事業者が講ずべき措置

事業者は、次の1から5までに掲げる事項について、各事業場における高年齢者の就労状況や業務の内容等の実情に応じて、第4に規定する国、関係団体等による支援も活用して、実施可能な高年齢者労働災害防止対策に積極的に取り組むことが必要である。

### 1 安全衛生管理体制の確立等

#### (1) 安全衛生管理体制の確立

##### ア 経営トップによる方針表明及び体制整備

高年齢者労働災害防止対策を組織的かつ継続的に実施するため、次の事項に取り組むこと。

- ① 経営トップ自らが、高年齢者労働災害防止対策に取り組む姿勢を示し、企業全体の安全意識を高めるため、高年齢者労働災害防止対策に関する事項を盛り込んだ安全衛生方針を表明すること。
- ② 安全衛生方針に基づき、高年齢者労働災害防止対策に取り組む組織や担当者を指定する等により、高年齢者労働災害防止対策の実施体制を明確化すること。

## イ 安全衛生委員会等における調査審議等

- ① 安全委員会、衛生委員会又は安全衛生委員会（以下「安全衛生委員会等」という。）を設けている事業場においては、高年齢者労働災害防止対策に関する事項を調査審議すること。
- ② 安全衛生委員会等を設けていない事業場においては、高年齢者労働災害防止対策について、労働者の意見を聴く機会等を通じ、労使で話し合うこと。

ア及びイを実施するに当たっては、次に掲げる点を考慮すること。

- ・ 高年齢者労働災害防止対策を担当する組織としては、安全衛生部門が存在する場合には同部門が想定され、業種又は事業場の規模によっては、人事労務管理部門等が担当することも考えられること。
- ・ 高年齢者の健康管理については、産業医を中心とした産業保健体制を活用すること。また、保健師等の活用も有効であること。産業医が選任されていない事業場においては、地域産業保健センター等の外部機関を活用することが有効であること。
- ・ 高年齢者が、職場で気付いた労働安全衛生に関するリスクや働く上で負担に感じている事項、自身の不調等を相談できるよう、企業内相談窓口を設置することや、高年齢者が孤立することなくチームに溶け込み、何でも話すことができる風通しの良い職場風土づくりが有効であること。
- ・ 働きやすい職場づくりは労働者のモチベーションの向上につながるという認識を関係者で共有することが有効であること。

## (2) 危険源の特定等のリスクアセスメントの実施

高年齢者の身体機能等の低下等による労働災害の発生リスクについて、災害事例やヒヤリハット事例から危険源の洗い出しを行い、当該リスクの高さを考慮して高年齢者労働災害防止対策の優先順位を検討（以下「リスクアセスメント」という。）すること。

その際、「危険性又は有害性等の調査等に関する指針」（平成18年3月10日危険性又は有害性等の調査等に関する指針公示第1号。以下「リスクアセスメント指針」という。）に基づく手法で取り組むよう努めるものとする。

リスクアセスメントの結果も踏まえ、次の2から5までに掲げる事項を参考に優先順位の高いものから取り組む事項を決めること。なお、リスクアセスメント指針を踏まえ、リスク低減措置については、次のア～エに掲げる優先順位で措置内容を検討の上、実施することに留意すること。

- ア 危険な作業の廃止・変更等、設計や計画の段階から労働者の就業に係る危険性又は有害性を除去又は低減する措置
- イ 手すりの設置や段差の解消等の工学的対策
- ウ マニュアルの整備等の管理的対策
- エ 身体負担を軽減する個人用の装備の使用

取組に当たっては、年間推進計画を策定し、当該計画に沿って取組を実施し、当該計画を一定期間で評価し、必要な改善を行うことが望ましいこと。

リスクアセスメントの実施に当たっては、次に掲げる点を考慮すること。

- ・ 小売業、飲食店、社会福祉施設等のサービス業等の事業場で、リスクアセスメントが定着していない場合には、同一業種の他の事業場の好事例等を参考に、職場環境改善に関する労働者の意見を聴く仕組みを作り、負担の大きい作業、危険な場所、作業フローの不備等の職場の課題を洗い出し、改善につなげる方法があること。
- ・ 高年齢者の安全と健康の確保のための職場改善ツールを活用することも有効であること。
- ・ 健康状況や体力が低下することに伴う高年齢者の特性や課題を想定し、リスクアセスメントを実施すること。
- ・ 高年齢者の状況に応じ、フレイルやロコモティブシンドロームについても考慮する必要があること。
- ・ 第三次産業のうち飲食店や社会福祉施設等では、家庭生活と同種の作業を行うため危険を認識しにくいのが、作業頻度や作業環境の違いにより、家庭生活における作業とは異なるリスクが潜んでいることに留意すること。
- ・ 社会福祉施設等で利用者の事故防止に関するヒヤリハット事例の収集に取り組んでいる場合、こうした仕組みを労働災害の防止に活用することが有効であること。
- ・ 労働安全衛生マネジメントシステムを導入している事業場においては、労働安全衛生方針の中に、例えば「年齢にかかわらず健康に安心して働ける」等の内容を盛り込んで取り組むこと。
- ・ 職場環境の改善等の取組と安全衛生教育を組み合わせることで、労働災害防止の効果が高まることから、職場環境改善等の実施に当たり安全衛生教育と併せて行うことが望ましいこと。

## 2 職場環境の改善

### (1) 身体機能の低下を補う設備・装置の導入

身体機能が低下した高年齢者であっても安全に働き続けることができるよう、事業場の施設、設備、装置等の改善を検討し、必要な対策を講じること。その際、次に掲げる対策の例を参考に、高年齢者の特性やリスクの程度を勘案し、事業場の実情に応じた優先順位をつけて、施設、設備、装置等の改善に取り組むこと。

<共通的な事項>

- ・ 視力や明暗の差への対応力が低下することを前提に、通路を含めた作業場所の照度を確保するとともに、照度が極端に変化する場所や作業の解消を図ること。
- ・ 階段には手すりを設け、可能な限り通路の段差を解消すること。

- ・ 床や通路の滑りやすい箇所に防滑素材（床材や階段用シート）を採用すること。また、滑りやすい箇所で作業する労働者に防滑靴を利用させること。併せて、滑りの原因となる水分・油分を放置せずに、こまめに清掃すること。
- ・ 墜落制止用器具、保護具等の着用を徹底すること。
- ・ やむをえず、段差や滑りやすい箇所等の危険箇所を解消することができない場合には、安全標識や危険箇所の掲示により注意喚起を行うこと。

#### <危険を知らせるための視聴覚に関する対応>

- ・ 警報音等は、年齢によらず聞き取りやすい中低音域の音を採用する、音源の向きを適切に設定する、指向性スピーカーを用いる等の工夫をすること。
- ・ 作業場内で定常的に発生する騒音（背景騒音）の低減に努めること。
- ・ 有効視野を考慮した警告・注意機器（パトライト等）を採用すること。

#### <暑熱な環境への対応>

- ・ 一般に、高年齢者は暑さや水分不足に対する感覚機能が低下しており、暑さに対する身体の調節機能も低下しているため、涼しい休憩場所を整備し、利用を勧奨すること。
- ・ 保熱しやすい服装は避け、通気性の良い服装を準備すること。
- ・ 熱中症の初期症状を把握するのに有効なウェアラブルデバイス等のIoT機器を利用すること。

#### <重量物取扱いへの対応>

- ・ 補助機器等の導入により、人力取扱重量を抑制すること。
- ・ 不自然な作業姿勢を解消するために、作業台の高さや作業対象物の配置を改善すること。
- ・ 身体機能を補助する機器（アシストスーツ等）を導入すること。

#### <介護作業等への対応>

- ・ リフト、スライディングシート等の導入により、抱え上げ作業を抑制すること。
- ・ 労働者の腰部負担を軽減するための移乗支援機器等を活用すること。

#### <情報機器作業への対応>

- ・ パソコン等を用いた情報機器作業では、照明、画面における文字サイズの調整、必要な眼鏡の使用等によって適切な視環境や作業方法を確保すること。

### (2) 高年齢者の特性を考慮した作業管理

筋力、バランス能力、敏捷性、全身持久力、感覚機能及び認知機能の低下等の高年齢者の特性を考慮して、作業内容等の見直しを検討し、実施すること。その際、以下に掲げる対策の例を参考に、高年齢者の特性やリスクの程度を勘案し、事業場の実情に応じた優先順位をつけて対策に取り組むこと。

#### <共通的な事項>

- ・ 事業場の状況に応じて、勤務形態や勤務時間を工夫することで高年齢者を就労しやすくすること（短時間勤務、隔日勤務、交替制勤務等）。
- ・ 高年齢者の特性を踏まえ、ゆとりのある作業スピード、無理のない作業姿勢等に配慮した作業マニュアルを策定し、又は改定すること。
- ・ 注意力や集中力を必要とする作業について作業時間を考慮すること。
- ・ 注意力や判断力の低下による災害を防止するため、複数の作業を同時進行させる場合の負担や優先順位の判断を伴うような作業に係る負担を考慮すること。
- ・ 腰部に過度の負担がかかる作業に係る作業方法については、重量物の小口化、取扱回数等の改善を図ること。
- ・ 身体的な負担の大きな作業では、定期的な休憩の導入や作業休止時間の運用を図ること。

#### <暑熱作業への対応>

- ・ 一般に、高年齢者は暑さや水分不足に対する感覚機能が低下しており、暑さに対する身体の調節機能も低下しているため、脱水症状を生じさせないよう意識的な水分補給を推奨すること。
- ・ 健康診断の結果を踏まえた対応はもとより、管理者を通じて始業時の体調確認を行い、体調不良時に速やかに申し出るよう日常的に指導すること。
- ・ 熱中症のおそれがある作業者の早期発見のための体制整備、熱中症の重篤化を防止するための措置の実施手順の作成、これらの体制及び手順の関係作業員への周知を徹底すること。

#### <情報機器作業への対応>

- ・ 情報機器作業が過度に長時間にわたり行われることのないようにし、作業休止時間を適切に設けること。
- ・ データ入力作業等相当程度拘束性がある作業においては、個々の労働者の特性に配慮した無理のない業務量とすること。

### 3 高年齢者の健康や体力の状況の把握

#### (1) 健康状況の把握

労働安全衛生法で定める雇入時及び定期の健康診断を確実に実施すること。その他、健康診断の結果を高年齢者に通知するに当たり、産業保健スタッフから健康診断項目毎の結果の意味を丁寧に説明する等、高年齢者が自らの健康状況を把握できるような取組を実施することが望ましいこと。

#### (2) 体力の状況の把握

高年齢者の労働災害を防止する観点から、事業者、高年齢者双方が当該高年齢者の体力の状況を客観的に把握し、事業者はその体力に合った作業に従事させるとともに、高年齢者が自らの身体機能の維持向上に取り組めるよう、主に高年齢者を対象とした体力チェックを継続的に行うことが望ましいこと。

また、身体機能の低下は高年齢者に限られるものではないことから、事業場の実情に応じて、青年、壮年期から体力チェックを実施することが望ましいこと。

体力チェックの対象となる労働者から理解が得られるよう、わかりやすく丁寧に体力チェックの目的を説明するとともに、事業場における方針を示し、運用の途中で適宜当該方針を見直すこと。

具体的な体力チェックの方法として次に掲げるようなものが挙げられること。

- ・ 労働者の気付きを促すため、加齢による心身の衰えのチェック（フレイルチェック）等を導入すること。
- ・ 転倒等のリスクを確認する身体機能セルフチェック、労働者が自ら体力の状況を把握できるオンラインツール、質問紙による推定等を活用すること。
- ・ 事業場の働き方や作業ルールにあわせた体力チェックを実施すること。この場合、安全作業に必要な体力について定量的に測定する手法及び評価基準は、安全衛生委員会等の審議等を踏まえてルールを構築することが望ましいこと。

体力チェックの実施に当たっては、次に掲げる点を考慮すること。

- ・ 体力チェックの評価基準を設けない場合は、体力チェックを高年齢者の気付きにつなげるとともに、業務に従事する上で考慮すべきことを検討する際に活用することが考えられること。
- ・ 体力チェックの評価基準を設ける場合は、高年齢者が従事する職務内容等に照らして合理的な水準に設定し、職場環境の改善や高年齢者の体力の向上に取り組むことが必要であること。
- ・ 作業を行う労働者の体力に幅があることを前提とし、安全に行うために必要な体力の水準に満たない労働者がいる場合は、当該労働者の体力でも安全に作業できるよう職場環境の改善に取り組むとともに、当該労働者も作業に必要な体力の維持向上に取り組む必要があること。
- ・ 高年齢者が病気や怪我による休業から復帰する際、休業前の体力チェックの結果を休業後のものと比較することは、体力の状況等の客観的な把握、体力の維持向上への意欲や作業への注意力の高まりにつながり、有効であること。

### (3) 健康や体力の状況に関する情報の取扱い

健康情報等を取り扱う際には、「労働者の心身の状態に関する情報の適正な取扱いのために事業者が講ずべき措置に関する指針」（平成 30 年 9 月 7 日労働者の心身の状態に関する情報の適正な取扱い指針公示第 1 号）を踏まえた対応をしなければならないことに留意すること。

また、労働者の体力の状況の把握に当たっては、個々の労働者に対する不利益な取扱いを防ぐため、労働者本人の同意の取得方法や労働者の体力の状

況に関する情報の取扱方法等の事業場内手続について安全衛生委員会等や労働者の意見を聴く機会等の場を活用して定める必要があること。

例えば、労働者の健康や体力の状況に関する医師等の意見を安全衛生委員会等に報告する場合等に、労働者個人が特定されないよう医師等の意見を集約又は加工する必要があること。

#### 4 高年齢者の健康や体力の状況に応じた対応

##### (1) 個々の高年齢者の健康や体力の状況を踏まえた措置

健康や体力の状況を踏まえて必要に応じ就業上の措置を講じること。

脳・心臓疾患が起こる確率は加齢にしたがって徐々に増加するとされており、高年齢者については基礎疾患の罹患状況を踏まえ、労働時間の短縮や深夜業の回数の減少、作業の転換等の措置を講じること。

就業上の措置を講じるに当たっては、次に掲げる点を考慮すること。

- ・ 健康診断や体力チェック等の結果、当該高年齢者の労働時間や作業内容を見直す必要がある場合は、産業医等の意見を聴いて実施すること。
- ・ 業務の軽減等の就業上の措置を実施する場合は、高年齢者に状況を確認して、十分な話し合いを通じて当該高年齢者の了解が得られるよう努めること。また、健康管理部門と人事労務管理部門との連携にも留意すること。

##### (2) 高年齢者の状況に応じた業務の提供

高年齢者に適切な就労の場を提供するため、職場環境の改善を進めるとともに、職場における一定の働き方のルールを構築するよう努めること。

労働者の健康や体力の状況は加齢にしたがって個人差が拡大するとされており、高年齢者の業務内容の決定に当たっては、個々の健康や体力の状況に応じて、安全と健康の観点を踏まえた適合する業務を高年齢者とマッチングさせるよう努め、継続した業務の提供に配慮すること。

個々の労働者の状況に応じた対応を行う際には、業務内容に応じて、健康や体力の状況のほか、職場環境の改善状況も含め検討することとし、次に掲げる点を考慮すること。

- ・ 業種特有の就労環境に起因する労働災害があることや、労働時間の状況や作業内容により、個々の労働者の心身にかかる負荷が異なることに留意すること。
- ・ 危険有害業務を伴う労働災害リスクの高い製造業、建設業、運輸業等の労働環境と、第三次産業等の労働環境とでは、必要とされる身体機能等に違いがあることに留意すること。例えば、運輸業等においては、運転適性の確認を重点的に行うこと等が考えられること。
- ・ 何らかの疾病を抱えながらも働き続けることを希望する高年齢者の治療と就業の両立については、労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（昭和41年法律第132号）に基づ

く治療と就業の両立支援指針（令和8年厚生労働省告示第28号）に基づき取り組むよう努めること。

- ・ 複数の労働者で業務を分けあう、いわゆるワークシェアリングを行うことにより、高年齢者自身の健康や体力の状況、働き方のニーズに対応することも考えられること。

### (3) 心身両面にわたる健康保持増進措置

3(2)も踏まえ、集団及び個々の高年齢者を対象として、身体機能等の維持向上のための取組を実施することが望ましいこと。

併せて、「事業場における労働者の健康保持増進のための指針」（昭和63年9月1日健康保持増進のための指針公示第1号）及び「労働者の心の健康の保持増進のための指針」（平成18年3月31日健康保持増進のための指針公示第3号）に基づき、事業場における健康保持増進対策の推進体制の確立を図ること、健康診断の結果等に基づき、必要に応じて運動指導や栄養指導、保健指導、メンタルヘルスケアを実施すること、その他労働者の心身両面にわたる健康保持増進措置を実施すること等、事業場として組織的に労働者の心身両面にわたる健康保持増進に取り組むよう努めること。

## 5 安全衛生教育

### (1) 高年齢者に対する教育

労働安全衛生法で定める雇入れ時等の安全衛生教育、一定の危険有害業務において必要となる技能講習や特別教育を確実に行うこと。

高年齢者を対象とした教育においては、作業内容とそのリスクについての理解を得やすくするため、十分な時間をかけ、写真や図、映像等の文字以外の情報も活用すること。中でも、高年齢者が、再雇用や再就職等により経験のない業種や業務に従事する場合には、特に丁寧な教育訓練を行うこと。

併せて、加齢に伴う健康や体力の状況の低下や個人差の拡大を踏まえ、次に掲げる点を考慮して安全衛生教育を計画的に行い、その定着を図ることが望ましいこと。

- ・ 高年齢者が自らの身体機能等の低下が労働災害リスクにつながることを自覚し、体力維持や生活習慣の改善の必要性を理解することが重要であること。
- ・ 高年齢者が働き方や作業ルールにあわせた体力チェックの実施を通じ、自らの身体機能等の客観的な認識の必要性を理解することが重要であること。
- ・ 高年齢者にみられる転倒災害は危険に感じられない場所で発生していることも多いため、安全標識や危険箇所の掲示に留意するとともに、わずかな段差等の周りの環境にも常に注意を払うよう意識付けをすることが有効であること。

- ・ 高年齢者に対して、第三次産業の多くでみられる軽作業や危険と認識されていない作業であっても、災害に至る可能性があることを周知することが有効であること。
- ・ 勤務シフト等から集合研修の実施が困難な事業場においては、視聴覚教材を活用した教育も有効であること。
- ・ 危険予知訓練（KYT）を通じた危険感受性の向上教育や、VR技術を活用した危険体感教育の活用も考えられること。
- ・ 介護を含むサービス業ではコミュニケーション等の対人面のスキルの教育も労働者の健康の維持に有効であると考えられること。
- ・ IT機器に詳しい若年労働者と現場で培った経験を持つ高年齢者がチームで働く機会の積極的設定等を通じ、相互の知識経験の活用を図ること。

## (2) 管理監督者等に対する教育

事業場内で教育を行う者や高年齢者が従事する業務の管理監督者、高年齢者と共に働く各年代の労働者に対しても、高年齢者の特性と高年齢者に対する安全衛生対策についての教育を行うことが望ましいこと。

この際、高年齢者労働災害防止対策の具体的内容の理解に資するよう、高年齢者を支援する機器や装具に触れる機会を設けることが望ましいこと。

事業場内で教育を行う者や高年齢者が従事する業務の管理監督者に対しての教育内容は次に掲げる点が考えられること。

- ・ 加齢に伴う労働災害リスクの増大への対策についての教育
- ・ 管理監督者の責任、労働者の健康問題が経営に及ぼすリスクについての教育

また、こうした要素を労働者が主体的に取り組む健康づくりとともに体系的キャリア教育の中に位置付けることも考えられること。

併せて、高年齢者が脳・心臓疾患を発症する等緊急の対応が必要な状況が発生した場合に、適切に対応をとることができるよう、事業場において救命講習や緊急時対応の教育を行うことが望ましいこと。

## 第3 労働者と協力して取り組む事項

高年齢者の労働災害を防止する観点から、事業者は、高年齢者の特性に配慮した作業環境の改善、作業の管理その他の必要な措置を講ずるよう努める必要があり、個々の労働者は、自らの身体機能等の低下が労働災害リスクにつながり得ることを理解し、労使の協力の下で取組を進めることが必要である。

## 第4 国、関係団体等による支援の活用

事業者は、第2に掲げる事項に取り組むに当たり、次に掲げる国、関係団体等による支援策を有効に活用することが望ましいこと。

- (1) 中小企業や第三次産業の事業場における高年齢者労働災害防止対策の取組事例の活用

厚生労働省、労働災害防止団体及び独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構（以下「JEED」という。）のホームページ等で提供されている中小企業や第三次産業を含む多くの事業場における高年齢者労働災害防止対策の積極的な取組事例を参考にすること。

## (2) 個別事業場に対するコンサルティング等の活用

中央労働災害防止協会や業種別労働災害防止団体等の関係団体では、JEED等の関係機関と協力して、安全管理士や労働安全コンサルタント、労働衛生コンサルタント等の専門家による個別事業場の現場の診断と助言を行っているので、これらの支援を活用すること。

また、健康管理に関しては、健安機構の産業保健総合支援センターにおいて、医師、保健師、衛生管理者等の産業保健スタッフに対する研修を実施するとともに、事業場の産業保健スタッフからの相談に応じており、労働者数50人未満の小規模事業場に対しては、地域産業保健センターにおいて産業保健サービスを提供しているので、これらの支援を活用すること。

## (3) 補助金等の活用

高年齢者が安心して安全に働く職場環境の整備に意欲のある中小企業における取組を支援する補助制度を活用して、職場環境の改善を図ること。

## (4) 社会的評価を高める仕組みの活用

高年齢者のための職場環境の改善の取組を評価項目として考慮した労働災害防止に係る表彰、好事例コンクール等高年齢者労働災害防止対策に積極的に取り組む事業場の社会的評価を高める仕組みを活用すること。

## (5) 職域保健と地域保健の連携及び健康保険の保険者との連携の仕組みの活用

職域保健と地域保健の連携を強化するため、各地域において地域・職域連携推進協議会が設置され、地域の課題や実情に応じた連携が進められているところである。また、健康保険組合等の保険者と企業が連携して労働者の健康づくりを推進する取組も行われている。

具体的には、保険者による事業者に対する支援策等の情報提供や、保健所等の保健師や管理栄養士等の専門職が、事業場と協働して、事業協同組合等が実施する研修やセミナーで、地域の中小事業者に対して職場における健康づくり・生活習慣改善についての講話や保健指導を実施するといった取組を活用するとともに、事業者においても、関係機関が提供する情報を基に、各自治体が行う各種支援策等を活用することが望ましいこと。

# 高年齢者の労働災害防止のための指針 (エイジフレンドリー指針)を策定しました

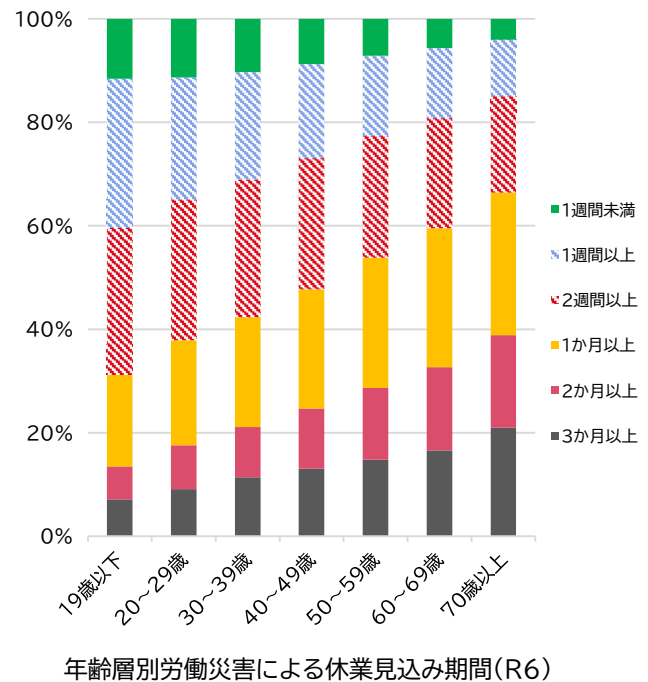
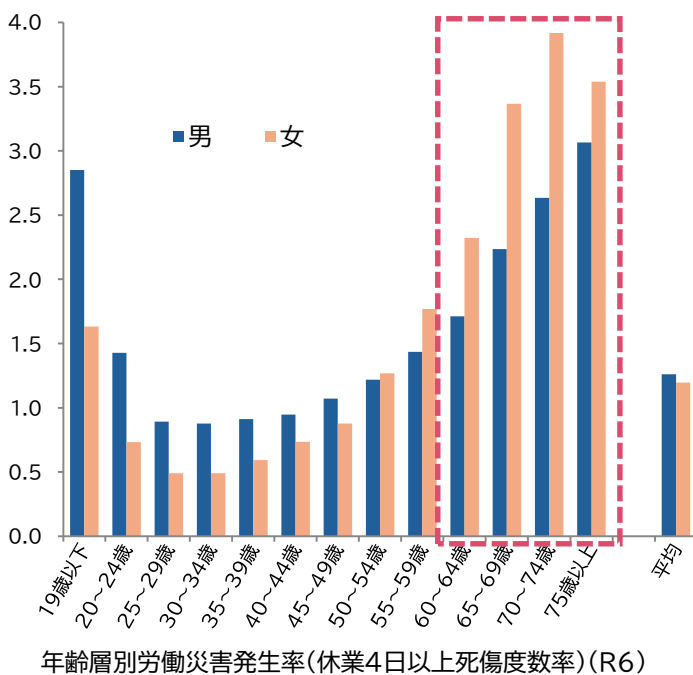
## 概要

労働安全衛生法及び作業環境測定法の一部を改正する法律(令和7年法律第33号)により、高年齢労働者の特性に配慮した作業環境の改善、作業管理などの必要な措置を講ずることが事業者の努力義務となったことを受け、令和8年2月に、「高年齢者の労働災害防止のための指針」(エイジフレンドリー指針)を策定しました。

このリーフレットは、エイジフレンドリー指針の主なポイントや高年齢者の労働災害防止対策をまとめたものです。皆さまの事業場での、高年齢者の特性に配慮した作業環境の改善、作業の管理等に、ぜひご活用ください。

## 高年齢者をめぐる労働災害の現状

高年齢者は他の世代と比べて、労働災害の発生率が高く、災害が起きた際の休業期間が長い傾向があります。



社会の高齢化に伴い、高年齢者の労働災害発生率は、今後さらに増加することが予想され、高年齢労働者の特性に配慮した作業環境の改善、適切な作業の管理等の取り組みが重要です。

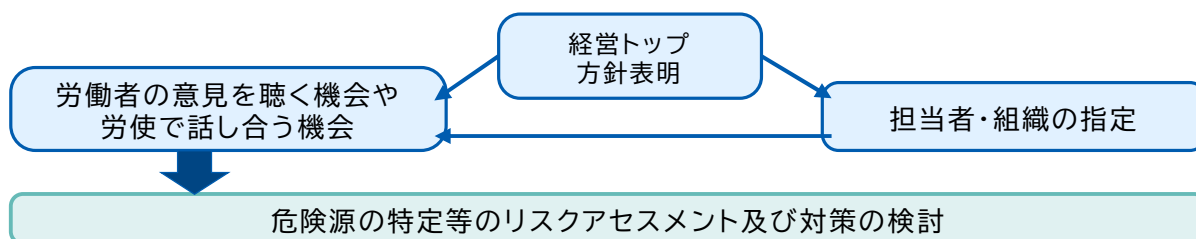
指針の主なポイントは次頁をご覧ください⇒

## 1. 安全衛生管理体制の確立等

### 経営トップによる方針表明及び体制整備

- ・ 経営トップが高年齢者の労働災害防止対策に取り組む方針を示し、対策の実施体制を明確化します。
- ・ 高年齢者の労働災害防止について、安全衛生委員会等において調査審議するなど労使で話し合ひましょう。

事業場における安全衛生管理の基本的体制



### 高年齢者の労働災害防止のためのリスクアセスメントの実施

高年齢者の身体機能等の低下等による労働災害の発生リスクについて、災害事例等からリスクを洗い出して対策の優先順位を検討し、その結果も踏まえ以下の2～5を参考に優先順位の高いものから取組事項を決めましょう。

ポイント!

リスクアセスメントにおける危険源の洗い出しについては、職場のあんぜんサイト（労働災害事例）に掲載されている、災害事例やヒヤリハット事例を参考にすることができます。



## 2. 職場環境の改善

1で実施したリスクアセスメントの結果に基づき、身体機能の低下を補う設備・装置の導入（最優先）と高年齢者の特性を考慮した作業管理を検討します。

身体機能の低下を補う設備・装置の導入事例

墜落の危険性がある階段	足腰に負担のある移乗作業	暑熱環境での作業
 <p>階段に手すりを設置する又は段差をなくしスロープにする</p>	 <p>リフトやスライディングボード等の導入</p>	 <p>空調服の導入</p>

ポイント!

設備・装置の導入を検討した後に、高年齢者の特性を考慮した作業管理（複数作業の同時進行を避ける、暑さに対する自覚症状が低下しやすい傾向がある高年齢者に水分補給を勧奨することなど）についても検討しましょう。

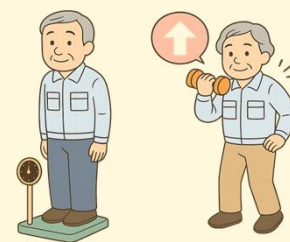
### 3. 高齢者の健康や体力の状況の把握

#### 健康状況・体力の状況の把握

- ・ 法令で定める健康診断を確実に実施しましょう。
- ・ 体力の状況を客観的に把握し必要な対策を行うため、主に高齢者を対象とした体力チェックを継続的に実施しましょう。※これらの情報については、適正な取り扱いが必要です。

ポイント!

身体機能の低下は20～30代から始まる場合があるため、体力チェックは青年、壮年期から開始することが望ましいです。また、体力チェックが高負荷になりすぎないように十分配慮します。例えば以下のようなツールを活用することができます。



### 4. 高齢者の健康や体力の状況に応じた対応

#### 個々の高齢者の健康や体力の状況を踏まえた措置

健康や体力の状況を踏まえて、必要に応じ就業上の措置を講じましょう。

#### 高齢者の状況に応じた業務の提供

高齢者の治療と就業の両立については「治療と就業の両立支援指針」に基づく取組に努めましょう。

#### 心身両面にわたる健康保持増進措置

集団及び個々の高齢者を対象として、身体機能等の維持向上のための取組を実施することが望ましいです。

ポイント!

業務内容の決定の際は、健康や体力の状況に応じて、安全と健康の観点を踏まえた適合する業務とのマッチングに努め、継続した業務の提供に配慮しましょう。

### 5. 安全衛生教育

#### 高齢者に対する教育

- ・ 法令に基づく教育等を確実に行いましょう。
- ・ 作業内容とそのリスクについての理解を得やすくするには、十分な時間が必要です。高齢者が経験のない業種や業務に従事する場合には、特に丁寧な教育訓練を行いましょう。

#### 管理監督者等に対する教育

高齢者特有の特性と高齢者の安全衛生対策について教育を行いましょう。

ポイント!

- ・ 管理監督者へは、高齢者の作業に無理がないかを把握する重要性を教育します。（高齢者が実際に働いている現場を見て、声かけ等をする）
- ・ 教育の計画を立案する際に、複数の災害を対象として共通する事項とそれぞれの災害を対象とした事項の両方を行うことが望ましいです。

## 労働者と協力して取り組む事項

事業者は、高年齢者の特性に配慮した作業環境の改善、作業の管理その他の必要な措置を講ずるよう努め、個々の労働者は、自らの身体機能等の低下が労働災害リスクにつながり得ることを理解し、労使の協力の下で取組を進めることが必要です。

## 国、関係団体等による支援

個別事業場に対するコンサルティング等の活用としては、中央労働災害防止協会の中小企業安全衛生サポート事業を、補助金については厚生労働省で実施するエイジフレンドリー補助金を、社会的評価を高める仕組みについてはSAFEアワード等を活用することができます。

中小企業安全衛生  
サポート事業



SAFEアワード



## エイジフレンドリー補助金について

### 補助金の目的

- ・ 高年齢労働者の労働災害防止のための設備改善や専門家による指導などの費用を補助します。
- ・ 高年齢労働者の雇用状況や対策・取組の計画を審査の上、効果が期待できるものについて、補助金を支給します。

エイジフレンドリー  
補助金



### 対象となる事業者

次のいずれも満たす中小企業事業者であること

- ・ 1年以上事業を実施していること
- ・ 役員を除き、自社の労災保険適用の高年齢労働者(60歳以上)が常時1名以上就労していること

### 【参考】エイジフレンドリー補助金の申請対象となる中小企業事業者の範囲

業種		常時使用する労働者数 ※1	資本金又は出資の総額 ※1
小売業	小売業、飲食店、持ち帰り・配達飲食サービス業	50人以下	5,000万円以下
サービス業	医療・福祉(※2)、宿泊業、娯楽業、教育・学習支援業、情報サービス業、物品賃貸業、学術研究・専門・技術サービス業など	100人以下	5,000万円以下
卸売業	卸売業	100人以下	1億円以下
その他の業種	製造業、建設業、運輸業、農業、林業、漁業、金融業、保険業など	300人以下	3億円以下

※1 常時使用する労働者数、または資本金等のいずれか一方の条件を満たせば中小企業事業者となります。

※2 医療・福祉法人等で資本金・出資がない場合には、労働者数のみで判断することとなります。

この補助金は、(一社)日本労働安全衛生コンサルタント会が補助事業の実施事業者(補助事業者)となり、中小企業事業者からの申請を受けて審査等を行い、補助金の交付決定と支払を実施します。

# 「令和8年度エイジフレンドリー補助金」のご案内

【別添10】

- 高年齢労働者の労働災害防止のための設備改善や専門家による指導など経費の一部を補助します。
- 高年齢労働者の雇用状況や対策・取組の計画を審査の上、効果が期待できるものについて、補助金を支給します。全ての申請者に補助金が交付されるものではありません。
- 申請の前に、本リーフレットのほか、必ずホームページに掲載したQ&Aもご確認ください。 →



補助金申請受付期間 令和8年5月20日(水)～10月31日(土)

ただし、専門家総合対策コースの第1段階の申請期限は8月31日(月)

【注意】 予算額に達した場合は、受付期間の途中であっても申請受付を終了することがあります。

次のいずれも満たす中小企業事業者が対象です(中小企業事業者の範囲は5ページの【参考】を参照)。

- ・ 1年以上事業を実施していること
- ・ 役員を除き、自社の労災保険適用の高年齢労働者(60歳以上)が常時1名以上就労していること

## I 専門家総合対策コース(職場環境改善・運動指導等) 以下の第1段階と第2段階に分かれた申請となります。

### 第1段階

#### A.労働安全衛生に係る専門家による リスクアセスメントの実施

##### 【補助対象】

労働安全衛生に係る外部専門家による、高年齢労働者の特性に配慮したリスクアセスメントを受けるに当たって必要な経費

補助率：4/5

上限額：100万円

(B、Cの間接補助金額を含む)  
(消費税を除く)

※外部専門家の代わりに、自社の安全衛生担当者によるリスクアセスメントを実施し、その結果を踏まえて、右記の第2段階の申請から行うことも可能です(その場合は第1段階の申請は不要です)。

第1段階の申請期間は、令和8年8月31日までとなっております。ご注意ください。



### 第2段階

#### B.リスクアセスメント結果を踏まえた高年齢労働者の身体機能の低下を補う設備・装置の導入その他の労働災害防止対策(熱中症対策は除く)

##### 【補助対象】

リスクアセスメント結果を踏まえた高年齢労働者の身体機能の低下を補う設備・装置の導入その他の労働災害防止対策に要する経費(対象の高年齢労働者(役員、派遣労働者を除く)が補助対象に係る業務に就いていること。)

補助率：1/2

上限額：100万円(A、Cの間接補助金額を含む。)

(消費税を除く)

### 第2段階

#### C.リスクアセスメント結果を踏まえた高年齢労働者を含む全ての労働者の転倒防止・腰痛予防のための運動指導等の取組

##### 【補助対象】

リスクアセスメント結果を踏まえた労働者の身体機能低下による転倒や腰痛を防止するため、専門家等による身体機能のチェック及び運動指導等に要する経費(役員、派遣労働者を除く労働者に対する取組に要する経費に限ります。)

補助率：1/2

上限額：100万円(A、Bの間接補助金額を含む)

(消費税を除く)

## II 熱中症対策コース

【補助率：1/2 上限額100万円(消費税を除く)】

##### 【補助対象】

暑熱な環境による熱中症予防対策として身体機能の低下を補う装置・装備の導入に要する経費

## III コラボヘルスコース

【補助率：3/4 上限額30万円(消費税を除く)】

##### 【補助対象】

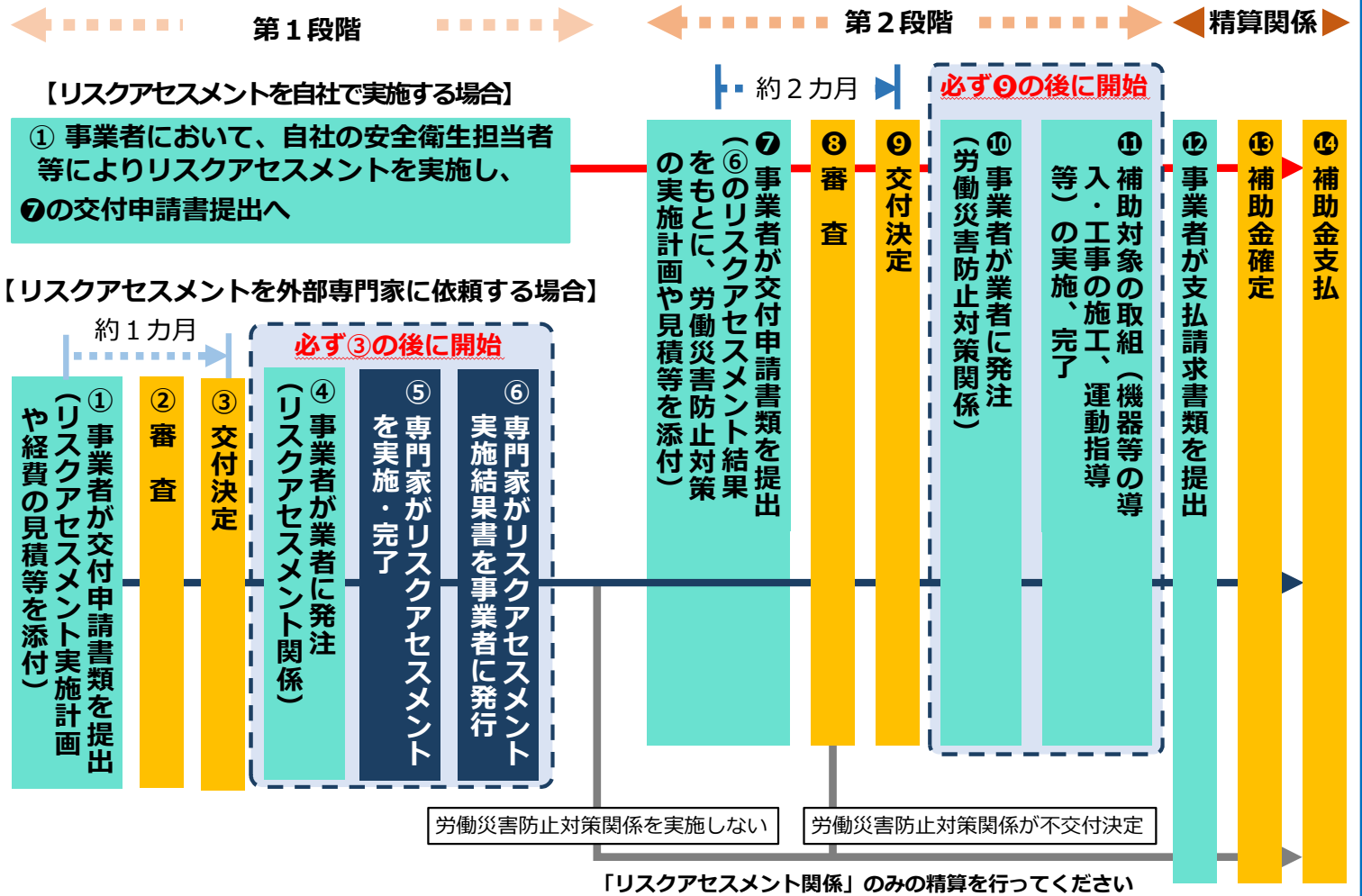
コラボヘルス等の労働者の健康保持増進のための取組(保険者への健康診断結果のデータ提供を含む)に要する経費



# 専門家総合対策（職場環境改善・運動指導等）

## コースの補助金申請の流れ

■ は事業者が実施します。 ■ は専門家が実施します。 ■ は事務センターが実施します。

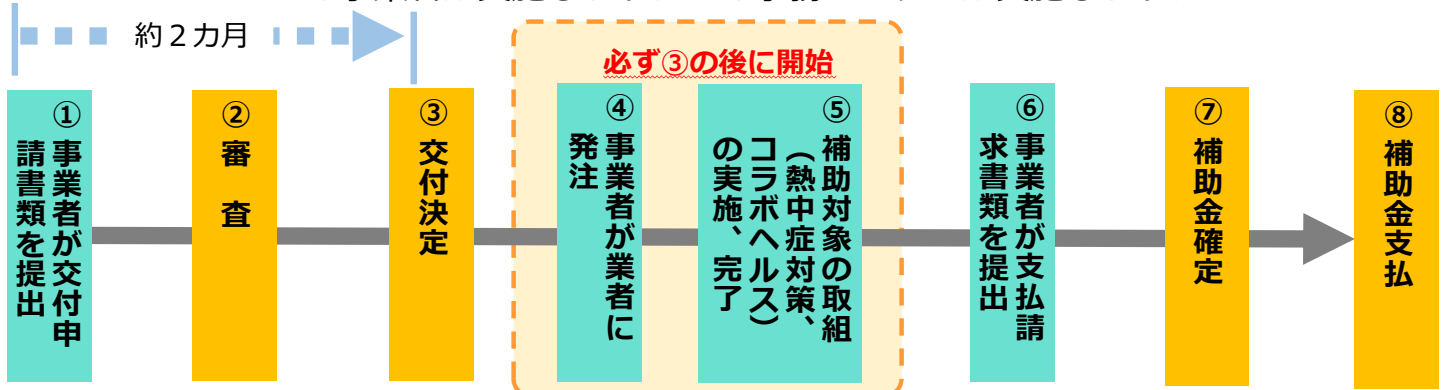


※ 安全衛生の専門家にリスクアセスメントを依頼する場合は、「リスクアセスメント関係」と「労働災害防止対策関係」について、それぞれ交付申請が必要です（それぞれ審査、交付決定の手続があります）。

※ 補助金の支給請求（経費の精算）は、「⑫ 事業者が支払請求書類提出」の際に、「リスクアセスメント関係」と「労働災害防止対策関係」の書類を一括して提出してください。なお、「⑥ 専門家がリスクアセスメント実施結果証明書を事業者が発行」後に、労働災害防止対策関係の取組を実施しないこととした場合や、「⑧ 審査」の結果、労働災害防止対策関係の補助について不交付の決定をされた場合は、「リスクアセスメント関係」のみ補助金の支払請求（精算）を行ってください。

## 熱中症対策コース、コラボヘルスコースの補助金申請の流れ

■ は事業者が実施します。 ■ は事務センターが実施します。



### ※共通の注意事項※

- この補助金の交付を受けるためには、補助金の交付申請後、審査を経て「交付決定」された後に、決定に従って取組を開始（専門家による指導、機器の購入、設備等の工事を発注）していただく必要があります。交付決定日より前に取組を開始（発注）していた場合は、補助金をお支払いすることができませんので十分注意してください。
- また、交付決定を受けた取組のすべてが完了する前（着手時点など）に業者等に代金等を支払った場合（いわゆる「前払い」）についても、補助金をお支払いすることができません。交付決定を受けた取組のすべてが完了した後に業者に代金等を支払い、その上で、期限までに実施報告と補助金の支払い申請を行ってください。

- 60歳以上の高年齢労働者が安全に働くことができる環境の整備のため、労働安全衛生に係る専門家等による、高年齢労働者の特性を考慮したリスクアセスメントを受けるに当たって必要な経費と、その結果を踏まえ実施する優先順位の高いリスクの低減措置（機器等の導入や工事の施工等）及び専門家（※）による身体機能のチェック及び専門家による運動指導に要する経費を補助します。

## 第1段階（労働安全衛生の専門家によりリスクアセスメントを実施する場合）

※ 労働安全衛生の専門家とは・・・労働安全コンサルタント、労働衛生コンサルタント、労働災害防止団体系（昭和39年法律第118号）第12条に規定する安全管理士又は衛生管理士 等

### A. 労働安全衛生に係る専門家によるリスクアセスメントの実施

労働安全衛生に係る専門家による、高年齢労働者の特性を考慮したリスクアセスメントを受けるに当たって必要な経費を補助します。



・高年齢労働者の具体的な労働災害防止対策が分からない。  
・リスクアセスメントの正しい実施方法が分からない。

・高年齢労働者の特性に配慮したリスクアセスメントを実施し、その結果を踏まえた優先順位の高い労働災害防止対策を提案します。



リスクアセスメントの様式はHPに掲載しております。

HPの参考資料をご参照ください→



外部専門家の代わりに、自社の安全衛生担当者等（安全管理者、衛生管理者、安全衛生推進者、衛生推進者等。事業主が兼任可能）によるリスクアセスメントを実施して、その結果を踏まえて、以下の第2段階の申請を行うことも可能です。この場合は、第1段階の申請はできませんので、第2段階から申請してください。

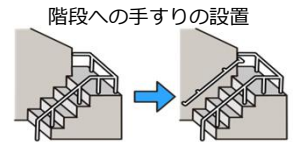
## 第2段階（職場環境改善の取組）

### B. リスクアセスメントの結果を踏まえた高年齢労働者の身体機能の低下を補う設備・装置の導入その他の労働災害防止対策に要する経費

● 具体的には、次のような労働災害防止対策の取組が対象となります ●

#### （ア） 転倒・墜落災害防止対策

- ◆ 作業場所の床や通路のつまずき防止のための対策(作業場所の床や通路の段差解消)
- ◆ 作業場所の床や通路の滑り防止のための対策  
(水場等への防滑性能の高い床材・グレーチング等の導入、凍結防止装置の導入)
- ◆ 転倒時のけがのリスクを低減する設備・装備の導入
- ◆ 階段の踏み面への滑り防止対策
- ◆ 階段への手すりの設置
- ◆ 高所作業台の導入（自走式は含まず。床面から2m未満の物）



転倒防止対策リーフレット



従業員通路への凍結防止装置の導入



水場における防滑性能の高い床材等の導入



労働者の転倒災害（業務中の転倒による重傷）を防止しましょう 🔍 検索

(URL <https://www.mhlw.go.jp/content/001101299.pdf>)

#### （イ） 重量物取扱いや介護作業における労働災害防止対策（動作の反動・無理な動作対策）

- ◆ 不自然な作業姿勢を解消するための作業台等の設置
- ◆ 重量物搬送機器・リフトの導入（乗用タイプは含まず）
- ◆ 重筋作業を補助するアシストスーツの導入
- ◆ 介護における移乗介助の際の身体的負担を軽減する機器の導入
- ◆ 介護における入浴介助の際の身体的負担を軽減する機器の導入
- ◆ 介護職員の身体の負担軽減のための介護技術(ノーリフトケア)の修得のための教育の実施

重量物搬送機器の導入



アシストスーツの導入



移乗介助サポート機器の導入



#### （ウ） その他の高年齢労働者の労働災害防止対策

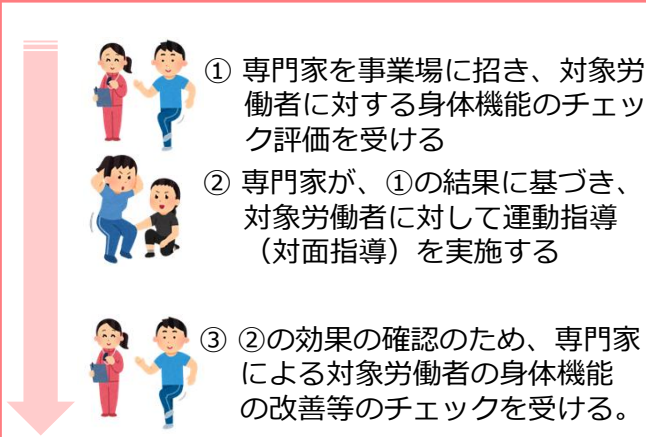
- ◆ 業務用車両への踏み間違い防止装置の導入

- ★ 対象の高年齢労働者が補助対象に係る業務に就いていることが条件です。
- ★ 個人が着用する機器や装備（例えばアシストスーツ等）の導入については、対策に関わる高年齢労働者の人数分に限り補助します。
- ★ 機器を複数の作業場所で利用する場合でも、補助は機器を使用する高年齢労働者の人数分が上限となります。

## 第2段階（運動指導等の取組）

### C. リスクアセスメントの結果を踏まえた高齢労働者を含む全ての労働者の転倒防止・腰痛予防のための運動指導等の取組に要する経費

#### 補助対象となる取組



※ 専門家とは・・・理学療法士、健康運動指導士等

#### ※注意事項※

- ・転倒防止、腰痛予防について、それぞれ申請様式が違います。また、①の指定チェック項目も違いますので様式等をご確認ください。
- ・補助対象となる取組について、左記の①～③をすべて実施していただく必要があります。
- ・①や②を複数回実施する場合も補助対象となります。（例えば、①を1回実施後、②を3回実施し、最後に③をした場合、全ての取組が補助対象となります。）
- ・①～③の実施について、安全性を確保するため、専門家との対面による実施に限ります（オンラインによる実施は補助対象外です。）。
- ・物品の購入（動画の作成を含む）は認められません。
- ・支払請求書類等を提出いただく際は、交付申請のとおり実施した証明として、実施状況がわかる写真や身体機能のチェック結果の写し（10名分）を提出していただきますので、実施の際は記録やそれらの記録の紛失が無いように、ご注意ください。
- ・運動指導（転倒防止）申請にあたり、必須となる転倒等評価セルフチェック票はエイジフレンドリー補助金HP→に掲載しています。（参考資料をご参照ください）



- 労働者の身体機能低下による転倒災害や腰痛災害（行動災害）を防止するため、専門家（※）による身体機能のチェック及び専門家による運動指導に要する経費を補助します（役員を除き、自社の労災保険適用労働者に対する取組に限ります）

### C. 労働安全衛生の専門家による安全衛生教育の取組

- 労働安全衛生の専門家を活用し、高齢労働者の特性を踏まえた安全衛生教育の受講に当たって必要な経費を補助します。

※ 労働安全衛生の専門家とは・・・労働安全コンサルタント、労働衛生コンサルタント、労働災害防止団体法（昭和39年法律第118号）第12条に規定する安全管理士又は衛生管理士 等

## II 熱中症対策コース 【対象：60歳以上の労働者】

60歳以上の高齢労働者が安全に働けるよう、暑熱な環境による熱中症予防対策として身体機能の低下を補う装置（機器等の導入・工事の施工等）の導入に要する経費を補助対象とします

### 補助対象

- ◆ 屋外作業等における体温を下げるための機能のある服や、スポットクーラー等、その他労働者の体表面の冷却を行うために必要な機器の導入

- ◆ 屋外作業等における効率的に身体冷却を行うために必要な機器の導入

→屋外作業等とは、屋外もしくは、労働安全衛生規則第606条の温湿度調整を行ってもなお室温31℃又は湿球黒球温度(WBGT) 28℃を超える屋内作業場での作業をいいます。

（温湿度調整を行っても、室温31℃又は湿球黒球温度(WBGT)28℃を下回らないことを説明いただく必要があります。例えば、炉があるため空間全体での温湿度調整ができない等の理由が考えられます）

#### 【体表面の冷却を行うために必要な機器の具体例】

- ・体温を下げるための機能のある服や装備
- ・作業場又は休憩場所に設置する移動式のスポットクーラー  
（熱排気を屋外等へ逃がすことができるもの、標準使用期間が5年以上のものに限る 等）

#### 【効率的に身体冷却を行うために必要な機器の具体例】

- ・アイススラリー又は保冷剤を冷やすための専用の冷凍ストッカー  
（アイススラリー又は保冷剤を保冷できる機器で、最大は400Lまで）

※アイススラリー、スポーツドリンク、保冷剤等は対象となりません。

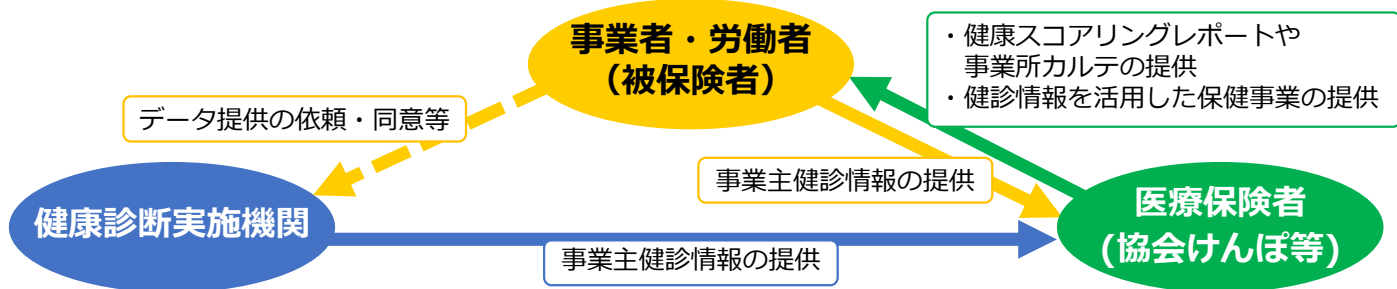
- ◆ 熱中症の初期症状等の体調の急変を把握できる小型携帯機器（ウェアラブルデバイス）による健康管理システムの導入

（使用者本人のみに通知があるものではなく、通信機能により集中的な管理ができる機能を備えるもの。なお、ウェアラブルデバイスは熱中症に関する異常を感知することを目的とし、深部体温を推定できる機能を有するものに限る）



**事業主健診情報が保険者に提供されていることが補助の前提です**

コラボヘルス：医療保険者と事業者が積極的に連携し、明確な役割分担と良好な職場環境のもと、労働者に対する健康づくりを効果的・効率的に実行すること。



申請に当たって必要な資料

- ①：医療保険者から提供される「健康スコアリングレポート」や「事業所カルテ」の写し
  - ※ 1：申請企業・法人名の記載があるもの
  - ※ 2：労働者数が少ない等で「事業所カルテ」等の提供を受けられない場合は、**健診結果を保険者に提供することについての、健診機関への同意書・契約書**などを提出いただく必要があります。詳細はHPをご確認ください。
- ②：取組内容がわかる資料  
研修資料や、システムの詳細等を示した資料が必要です。詳細はHPをご確認ください。

補助対象となる取組	取組の詳細	備考・注意点
健康教育・研修等	健康診断結果等を踏まえた禁煙指導、メンタルヘルス対策等の健康教育、研修等 ※ メンタルヘルス対策は健康スコアリングレポート等に基づく他の健康教育等とセットで申請する必要あり ※ 腰痛予防を目的とした運動指導は別コース	・産業医、保健師、精神保健福祉士、公認心理師、労働衛生コンサルタント等によるもの ・専門家との対面による実施に限ります（オンライン開催不可）。
システムの導入	健康診断結果等を電磁的に保存及び管理を行い、事業所カルテ・健康スコアリングレポートの活用等によりコラボヘルスを推進するためのシステムの導入	・システム導入の初期経費のみ ・PCの購入は対象外
栄養・保健指導	栄養指導、保健指導等の労働者への健康保持増進措置	・健康診断、歯科健康診断、身体機能のチェックの費用は対象外 ・専門家との対面による実施に限ります（オンライン開催不可）。

**【参考】エイジフレンドリー補助金の申請対象となる中小企業事業者の範囲**

業種		常時使用する労働者数 ※ 1	資本金又は出資の総額 ※ 1
小売業	小売業、飲食店、持ち帰り・配達飲食サービス業	50人以下	5,000万円以下
サービス業	医療・福祉（※ 2）、宿泊業、娯楽業、教育・学習支援業、情報サービス業、物品賃貸業、学術研究・専門・技術サービス業など	100人以下	5,000万円以下
卸売業	卸売業	100人以下	1億円以下
その他の業種	製造業、建設業、運輸業、農業、林業、漁業、金融業、保険業など	300人以下	3億円以下

※ 1 常時使用する労働者数、または資本金等のいずれか一方の条件を満たせば中小企業事業者となります。  
 ※ 2 医療・福祉法人等で資本金・出資がない場合には、労働者数のみで判断することとなります。

交付申請書受付期限 令和8年10月31日(当日消印有効)  
※専門家総合対策コースの第1段階の申請期限は8月31日

支払請求書受付期限 令和9年1月31日(当日消印有効)

一般社団法人日本労働安全衛生コンサルタント会  
「エイジフレンドリー補助金事務センター」  
(ホームページ <https://www.jashcon-age.or.jp/>)

関係書類  
送付先

申請書類は郵送またはJ Grantsで申請ください(メールでの申請はできません)  
(郵送の場合) 〒105-0014 東京都港区芝1-4-10 トイヤビル5階  
エイジフレンドリー補助金事務センター  
(J Grantsの場合) <https://www.jgrants-portal.go.jp/>  
交付申請書類は「申請担当」宛へ、支払請求書類は「支払担当」宛へお送りください  
封筒に消印が確認できない料金別納・料金後納や、受付日の確認できない宅配便では  
送付しないでください。

お問合せ先

申請担当

電話: 03 (6381) 7507  
FAX: 03 (6809) 4086

支払担当

電話: 03 (6809) 4085  
FAX: 03 (6809) 4086

受付時間

平日10:00~12:00/13:00~15:00  
(土日祝休み、平日12:00~13:00は電話に出ることができません)  
<8月10日~8月14日(夏季休暇)、12月29日~1月3日(年末年始)を除く>

参考: 高年齢者の労働災害防止のための指針 ポイント  
(令和8年4月1日から適用)



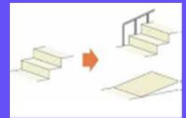
1. 安全衛生管理体制の確立

- 経営トップ(社長など)が高年齢労働者の労働災害防止対策に取り組む方針を表明し、対策の担当者を明確化します。
- 高年齢労働者の身体機能の低下等による労働災害発生リスクについて、災害事例やヒヤリハット事例から洗い出し、優先順位をつけて2以降の対策を実施します。



2. 職場環境の改善

- 身体機能の低下を補う設備・装置の導入等改善を行います(ハード面の対策)
- 敏捷性や持久性、筋力の低下等の高年齢労働者の特性を考慮して作業内容の見直しを行います(ソフト面の対策)



3. 高年齢労働者の健康や体力の状況の把握

- 事業者、高年齢労働者双方が当該高年齢労働者の体力の状況を客観的に把握し、必要な対策を行うため、主に高年齢労働者を対象とした体力チェックを継続的に行うよう努めます。

体力チェック例(転倒等リスク評価セルフチェック票)



4. 高年齢労働者の健康や体力に応じた対応

- 個々の労働者の状況に応じ、安全と健康の観点で適合する業務をマッチングさせるよう努めます。
- 「事業場における労働者の健康保持増進のための指針(THP指針)」に基づく取組に努めます。
- 集団及び個々の高年齢労働者を対象として、身体機能の維持向上のための取組を実施することが望まれます。



5. 安全衛生教育

- 労働者と関係者に高年齢労働者に特有の特徴と対策についての教育を行うよう努めます。(再雇用や再就職等で経験のない業種、業務に従事する場合、特に丁寧な教育訓練を行います。)



参考: 職場改善ツール  
「エイジアクション100」チェックリスト



# 外国人労働者の労働災害が増加しています

近年、県内で発生した技能実習生などの外国人労働者の労働災害（休業4日以上）は増加傾向にあり、令和7年の死傷者数（速報値）は47人で、前年比+11人（31%）の増加となりました。

令和7年発生47件を業種別で見ると、製造業が最も多く16人（34%）、次いで農業9人（19%、林業0人）、建設業と畜産・水産業が7人（15%）などとなっており、国籍別では、ベトナムが17人（36%）で最も多く、次いでインドネシア15人（32%）などとなっています。

**外国人労働者の労働災害の発生率が高い要因**  
**災害発生率の高い業種・作業に従事する割合の偏り。**

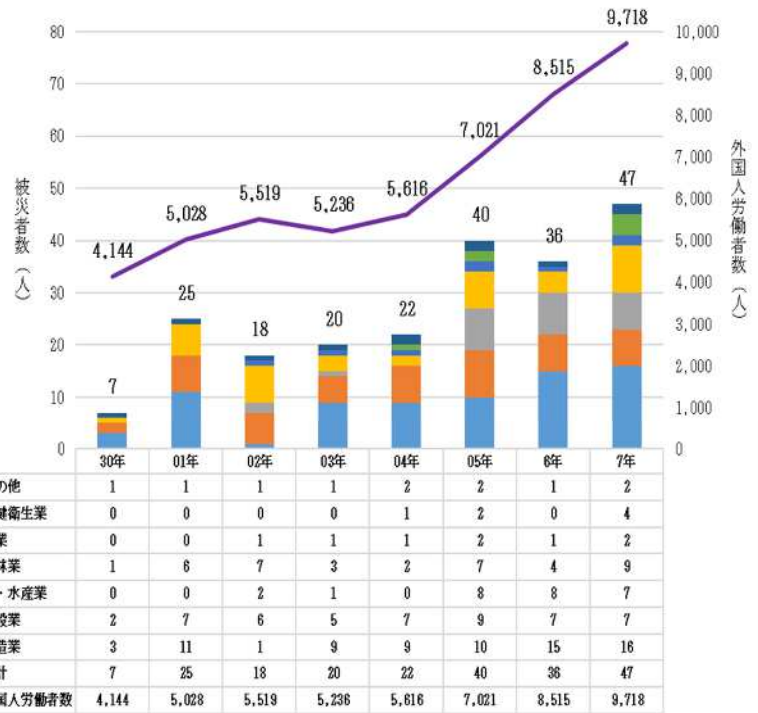
**未熟練によるリスク**  
**日本語の理解が不十分**  
**職場の「危険」の伝達・理解の不足**

外国人労働者が労働災害に遭わないため、また、労働災害の加害者とならないためにも、作業手順や安全作業のルールを理解してもらうことが重要です。



## 死亡災害事例（全国）

外国人労働数及び休業4日以上死傷者数の推移



業種	発生状況
1 畜産業	被災者は、バケット付きフォークリフトを運転し、私道の側溝に溜まった堆積物を取り除く作業を行っていた。路肩にフォークリフトを止めエンジンを切ったところ、停めた位置が坂道だったため、フォークリフトが下り側へ後進して後輪が側溝に脱輪して横転、被災者の胸部がヘッドガードと地面の間に挟まれた。（被災者は、無資格運転であった。）
2 製造業	被災者は、溶接ラインにおいて、溶接ロボット設備の操作を行っていた。被災者が、搬送用ロボットと溶接治具との間に身体を入れて設備の状態を確認しようとしたところ、何らかの原因で搬送用ロボットが動き出し、溶接治具との間に身体を挟まれた。
3 建設業	被災者は、農業用水の配管工事において、深さ2メートルの掘削された溝の中で作業を行っていた。その際、溝の側面の土砂が崩壊し、生き埋めとなった。（当該溝には、土止め支保工が設置されていなかった。）

## 災害事例（県内）

業種	発生状況	被災の程度
1 農業	ごぼうの首切りカッター装置の投入ラインにごぼうを並べている際、カッターの近くまで手を伸ばして入れてしまい、右手指を切創した。	創傷 休業8日間
2 畜産業	鶏の育成場で、高圧散水ガンを使って集糞ベルトとローラーの間に付着した鶏糞を除去していた際、左手に装着していたゴム手袋が接触し、ローラーに挟まれた。手袋を外そうとしたが間に合わず、左手の甲や指を切った。	創傷 休業1週間
3 製造業	工場内でコンベアの清掃中、動いたままのコンベアの間隙に詰まっていたさつま芋を除去しようと、手を入れて取ろうとした際にコンベアに巻き込まれ、手首を複雑骨折した。	骨折 休業6ヶ月
4 建設業	建物の解体作業において、ダンプカーの後方で誘導を行っていたところ、ダンプカーが思った以上に後退してきたため避けきれず、ダンプカー後部と建物の柱の間に左手を挟まれ骨折した。	骨折 休業1週間

**裏面に掲載している安全衛生教育等の資料を活用し、外国人労働者の労働災害防止の取組をお願いします。**

# 外国人労働者が内容を確実に理解できる方法により、雇入れ時教育等を実施しましょう！！

## マンガ・動画教材

▶教材はこちらから <https://anzeninfo.mhlw.go.jp/information/kyozaishiryo.html>  
▶動画教材 (YouTube) のチャンネル登録はこちらから <https://www.youtube.com/user/MHLWanzenvideo/>



業種共通と業種・作業別  
安全衛生の基本事項に関する視聴覚教材（マンガ・動画教材）



例) 転倒防止の注意：14言語対応（画像は、日本語・英語・ベトナム語）

## 未熟練労働者に対する安全衛生教育マニュアル



未熟練労働者は、作業に慣れておらず、危険を把握・察知する能力が身につけていません。労働災害を防止するには、雇入れ時や作業の内容が変わる時点などでの安全衛生教育が重要です。これらの安全衛生教育に役立つよう、業種別（製造業、陸上貨物運送事業、商業など）の教材を作成しています。

▶教材はこちらから <https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000118557.html>

業種別（製造業、陸上貨物運送事業、商業など）の未熟練労働者向け教材等（事業者向けマニュアルと、労働者向けテキスト（複数言語））

**<作業服の着用>**

- ① 作業時は定められた安全な服装を着用します。
- ② 作業服装は身体にピッタリした軽快なものとし、長袖の場合は袖口を締め、上着の裾はズボンの中に入れます。
- ③ タオルや手ぬぐいを首に巻いたり、えり巻、ネクタイなど巻き込まれるおそれのあるものは着用しないこと。
- ④ 保護具・指示された保護帽などの保護具は、必ず正しく着用します。

- Durante el trabajo llevar la **vestimenta segura** establecida por norma.
- Durante el trabajo llevar la **vestimenta ajustada** al cuerpo y que a la vez permita movimientos.
- Debe **cerrar los puños** de mangas largas y **meter el borde** de la chaqueta en el pantalón.
- No trabajar con filos, **atornilladores** o taladros **dentro de bolsillo**.
- No llevar complementos que **puedan ser enganchados** tales como uso de toalla o pañuelo en el cuello, bufandas, corbatas, etc.

**[Usar correctamente el casco de seguridad]**

- Revisar la correa para **torbilla** chequeando la **soltura** y llevarlo con la parte frontal hacia arriba.
- Revisar si no está **viejo** o si no tiene **daños**.
- Se **utiliza principalmente** para protegerse en la **caída**.

例) 安全な服装のマニュアル：14言語対応（画像は、日本語・スペイン語・中国語）

## 外国人労働者の労働災害防止のための表示（イラスト、注意喚起文）



外国人労働者が機械等による危険を視覚・直感的に理解できるイラストと、それらと組み合わせる外国語による注意喚起文を事業場内に掲示する取組を推進しましょう。厚生労働省ホームページはこちらから [https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000186714\\_00006.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000186714_00006.html)

イラスト及び注意喚起文の組み合わせ例  
<https://www.mhlw.go.jp/content/11300000/001480310.pdf>

うごいているときは手を入れないでください  
Do not insert your hand while in operation

掃除をするとき / 点検をするとき / 修理をするとき  
⇒機械を止めてください  
OFF

When cleaning / inspecting / repairing  
⇒Turn off the machine

## 危険箇所に注意喚起表示を掲示（建設業労働災害防止協会安全標識表示例）



事業場内の危険な場所や使用する機械の危険箇所について、母国語による注意喚起表示を掲示しましょう。

建設業労働災害防止協会HP



**頭上注意**

Watch Your Head  
当心头顶  
CHÚ Ý TRÊN ĐẦU  
Awasi! Bagian Atas Kepala  
INGATAN ANG ULU!

**足もと注意**

Watch Your Step  
注意脚下  
CHÚ Ý DƯỚI CHÂN  
Awasi! Bagian Bawah Kaki  
INGATAN ANG HAKSANG!

**立入禁止**

Do Not Enter  
禁止入内  
CẤM VÀO  
Dilarang! Masuk  
BAWAL PUMASUK